

新市まちづくり計画

(新市建設計画)

平成15年 3 月

天草上島 4 町合併協議会

(大矢野町・松島町・姫戸町・龍ヶ岳町)

平成 26 年 3 月変更 上天草市

平成 31 年 3 月変更 上天草市

目 次

■計画の構成

1. 序論	2
(1) 計画策定の方針	
(2) 計画策定の経緯	
(3) 策定の体制と位置づけ	
2. 4町合併の必要性	6
(1) 社会潮流から見た必要性	
(2) 暮らしやすい地域づくりから見た必要性	
(3) 地域の活性化から見た必要性	
(4) 行財政の効率化から見た必要性	
(5) 合併に向けての留意点	
3. 新市の概況	10
(1) 位置と地勢	
(2) 歴史	
(3) 人口・産業の状況	
(4) 県の総合計画における新市の位置づけ	
(5) 新市の課題及び特性	
4. まちづくり（新市建設）の基本方針	18
(1) 新市の将来像	
(2) 基本方針その1. 基本施策	
(3) 基本方針その2. 重点プロジェクト	
(4) 基本方針その3. 地区でのまちづくり	
5. 新市の施策体系	26
5-1. 基本施策	
5-2. 重点プロジェクト	
5-3. 地区でのまちづくり	
6. 新市における熊本県事業の推進	76
7. 公共的施設の適正配置と整備	78
(1) 公共的施設の整備方針	
8. 財政計画	80
(1) 歳入	
(2) 歳出	

1. 序論

(1) 計画策定の方針

計画の主旨

本計画は、市町村の合併の特例に関する法律に基づき大矢野町、松島町、姫戸町、龍ヶ岳町の合併後の新市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定してその実現を図ることにより、4町の速やかな一体化を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための施策体系、中心施策、地区単位でのまちづくりの進め方、さらに、公共的施設の適正配置と整備、財政計画を中心に構成しています。

- ① 新市建設計画の基本方針を定めるにあたっては、「新市将来ビジョン（平成13年12月策定）」を基本とし、4町合併による効果を将来的に見据えた長期的視野に立つものとします。
- ② 公共的施設の適正配置と整備については、住民生活に急激に変化を及ぼさないよう十分配慮することを前提とし、逆に新しい地域運営のあり方を展望しつつ地域バランスや財政事情を考慮した適正な整備を展望していきます。
- ③ 財政計画については、健全な財政運営に努めることはもとより、地方交付税、国県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることがないようにします。

計画の期間

本計画における主要事業、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画は、平成16年度から平成35年度までの20年に係るものとします。

(2) 計画策定の経緯

上島4町においては、平成16年3月31日の市制施行を目標として、平成13年4月に任意の天草上島4町合併推進協議会を設立し、新市将来ビジョン『“人”と“海”のふれあうまち』を策定しました。

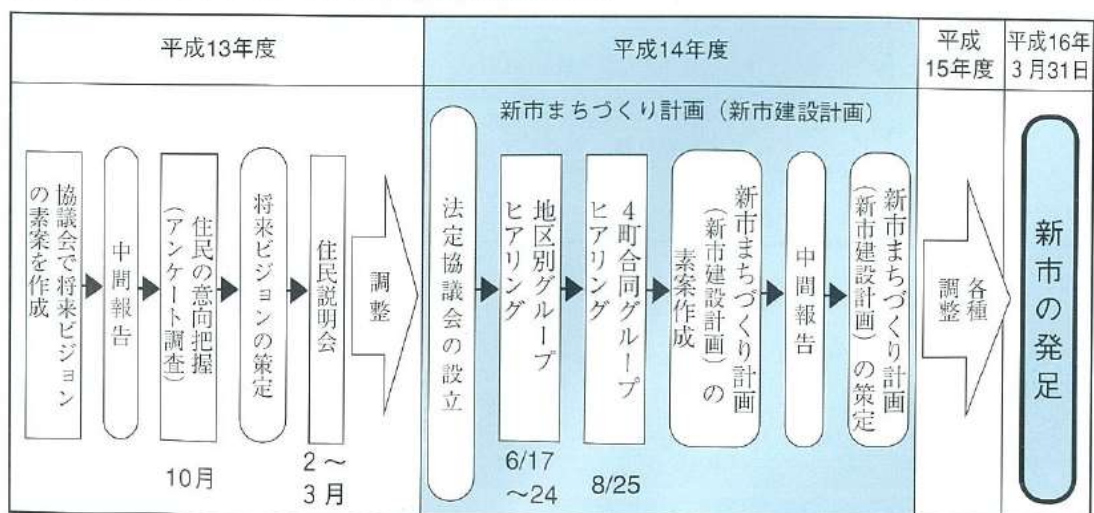
平成14年4月には天草上島4町合併協議会（法定協議会）を設立し、新市将来ビジョンをもとに具体的な検討を行い、新市が基本構想を策定する際のマスタープランとしての役割を担う新市まちづくり計画（新市建設計画）を策定しました。

新市まちづくり計画（新市建設計画）策定にあたっては、新市将来ビジョンの策定において行った全世帯のアンケートをさらに深め、13地区（旧村）ごとに公募や推薦により参加された住民の皆さんの意向をくみ取り、計画に反映させるため、13地区（旧村）別のグループヒアリング（意見交換会）を実施しました。

さらに新市将来ビジョンに掲げた『10の重点プロジェクト』について、より具体的な内容の検討を進めるため、4町合同グループヒアリング（意見交換会）を実施しました。

併せて、合併検討委員会委員をはじめ、町議会議員及び4町の全職員に対し、『10の重点プロジェクト』に対するアイディア提案や意見を求め、計画に反映させました。

合併までのスケジュールと本計画の位置づけ



(3) 策定の体制と位置づけ

策定にあたっては、4町の基本構想の精神を受け継ぎ、魅力的なまちづくりを推進するうえでの指針としています。

[4町の基本目標] (各町の総合計画におけるまちづくりのスローガン)

大矢野町

『“海感みらい・大矢野” 輝き合うまちづくりプラン21』

松島町

『“もてなし”と“感動”のまち松島』

姫戸町

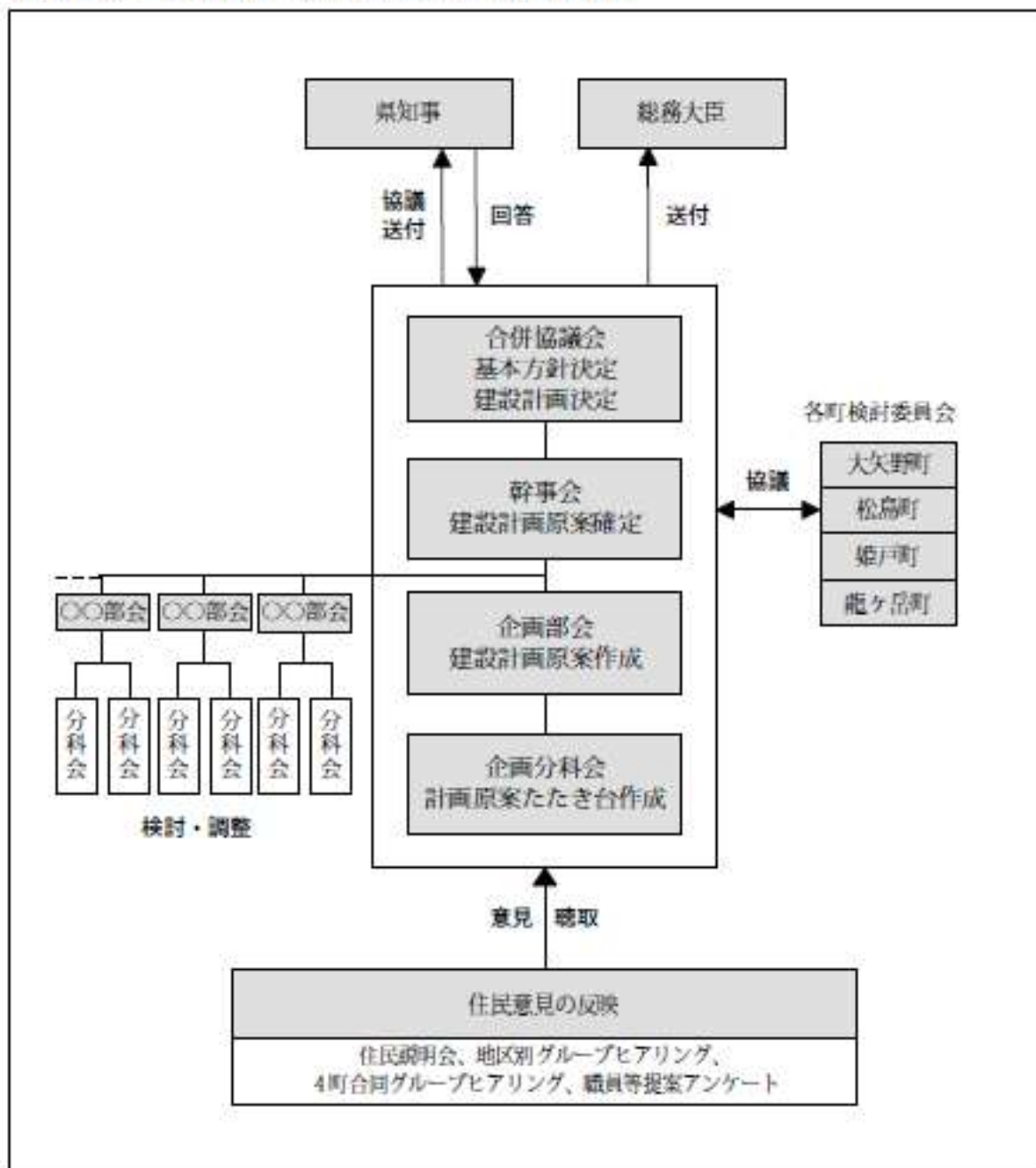
『“人が元気、海が元気、山が元気” いきいき姫戸21』

龍ヶ岳町

『自然と文化の里づくり』

なお、新市の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的内容については、本計画を踏まえ新市において改めて策定することとなる基本構想、基本計画、実施計画等に委ねるものとします。

新市まちづくり計画（新市建設計画）の策定体制



2. 4 町合併の必要性

(1) 社会潮流から見た必要性

●合併・市制施行による計画的・総合的行政の展開と行政能力の向上

平成12年4月の地方分権促進一括法の施行のもと、地方分権が具体化する中で、住民に最も身近な行政主体である市町村には、自己決定権、自己責任の確固とした行政体制づくりと行政サービスの提供が求められています。

近年の社会経済情勢は、少子高齢化、国際化、情報化の進展など、かつてわが国が経験したことのないほど大きく変化してきています。また、余暇時間の増加や、物の豊かさから心の豊かさを求める意識が高まるなど、個人の価値観が多様化、高度化しており、行政においてもこれらへの的確な対応が求められています。

このような社会の潮流を踏まえたまちづくりを進めるために、将来進むべき指標として長期的な目標を掲げ、すべての施策の面で住民と行政が一体となった新たなシステムを構築し、施策を展開するためには、行政における政策立案能力が重要となり、企画部門の充実や専門的人材の育成など、時代の潮流に対応する適切な受け皿づくりを進める必要があります。

●少子高齢化への対応

急激な高齢化と少子化に伴い人口が減少し、地域の活力の衰退や市町村財政の悪化が懸念されており、特に高齢化の急激な進展に伴い、保健、医療、福祉などの行政需要がこれまで以上に増大するものと予想されています。

こうした、高度で多様な行政サービスが要求される少子高齢社会に対応するためには、合併による行政サービスのスケールメリット*を生かした組織体制づくりが重要な課題となっています。

*スケールメリット
規模の拡大につれて
単位あたりの単価が
低くなること。

このためには、市制施行によって設置することとなる福祉事務所を中心に、総合的な福祉行政の展開や介護保険の一体的な取組みのなかで、行政水準を一層向上させ、より高度で多様な行政施策を展開し、住民福祉の増進に寄与していくことが不可欠です。

(2) 暮らしやすい地域づくりから見た必要性

天草地域では、天草空港の開港や熊本天草高速航路、熊本天草幹線道路（地域高規格道路）、国道の整備等に伴って住民の日常生活圏や経済活動の範囲はますます拡大し、行政においても従来の行政区域を越えた広域的な対応が強く求められています。

また、住民ニーズも多様化、高度化しており、都市基盤や生活環境、福祉、教育、産業等の住民生活を取り巻くさまざまな分野においても、ますます広域的な取組みが必要となってきました。

その中でも上島4町は、通勤圏や通学圏、商圈、防災面などの日常生活圏における結びつきが特に強い地域といえます。地縁血縁的な結びつきも強く、ものの考え方なども似ています。

このようなことから、4町が合併し、併せて市制を施行することにより、天草地域の玄関口にふさわしい都市的機能の整備と、一体的なまちづくり、都市計画等によって地域の均衡ある発展につなげていくことが可能となります。

(3) 地域の活性化から見た必要性

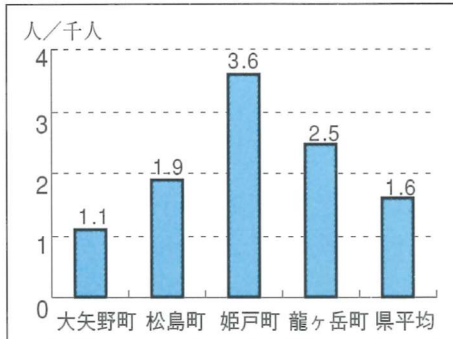
天草上島4町は、天草の玄関口として、二つの海（有明海、八代海）に面する地域として地勢的にも似た環境を有しており、また歴史的にも永いつながりがあるため、生活の基盤を支える環境を共有できている地域といえます。今後、環境を重視した地域づくりや産業振興が重要となってくるうえで、地勢による地域のまとまりは、環境に対する責任を共有するという意味で大切な視点です。

また、4町は比較的類似した産業構造を有しており、海の資源を活かした循環型の産業振興を推進していくにあたり、4町が持つポテンシャル（潜在的な可能性）を束ね、地域が一体となることで相乗効果が得られ、より大きな展開や効果を生み出すことが可能となります。

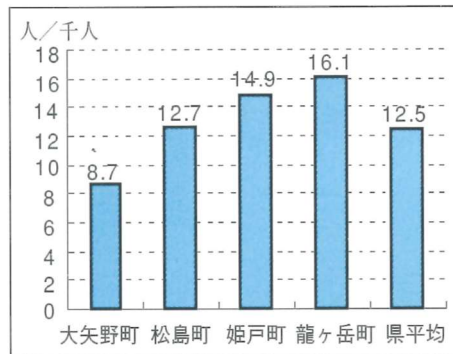
今回の合併により、“海”をフィールドとした新たな展開を進め、“海”の資源や産業を中心に複合的な産業振興を推進していきます。

また、その効果をより強大なものとしていくために、4町だけでなく、環有明海、環不知火海の地域とも十分な連携をとっていく必要があります。

(4) 行財政の効率化から見た必要性



人口千人当たり議員定数



人口千人当たり一般職員数

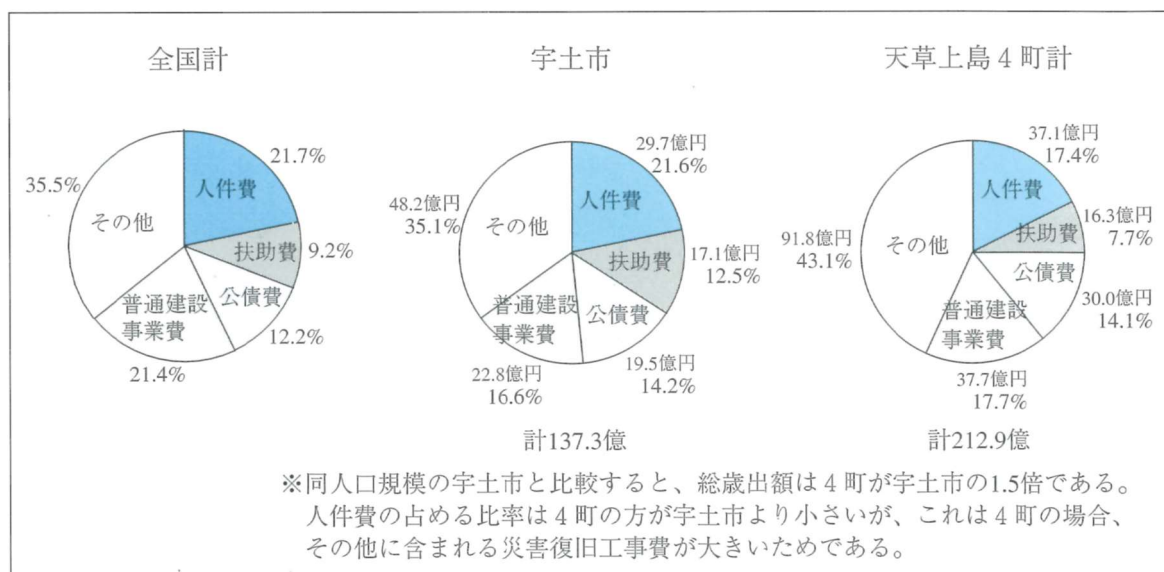
今後、高齢化の進行に伴って、保健・医療・福祉などの行政需要が増大していくことが予想され、現状では人口千人当たりの議員定数、一般職員数で県平均を上回っているところが多く、効率的な運営が求められています。

財政が逼迫した状況では、重点的な投資が難しくなっています。施設等の整備に関しても各町の人口に見合う小規模なものしかつくれず、重点的な投資が難しい状況です。町単位では、外部に対する発言が相対的に弱く、強力な支持を得にくいといった問題もあります。

4町が合併することによって行財政の効率化を図り、責任と使命を持った地域づくりを進めていく必要があります。

また、これからの行政に求められる役割として、地域の課題に対して適正な単位で解決を図り、効率的で快適な地域運営を進めていくための、地域運営のマネージャー（地域づくりのコーディネーター）としての役割が重視されており、合併により専門的な職員を育成していく必要があります。

歳出決算額の構成比の比較（平成12年度決算）



資料：「市町村財政の概況」

(5) 合併に向けての留意点

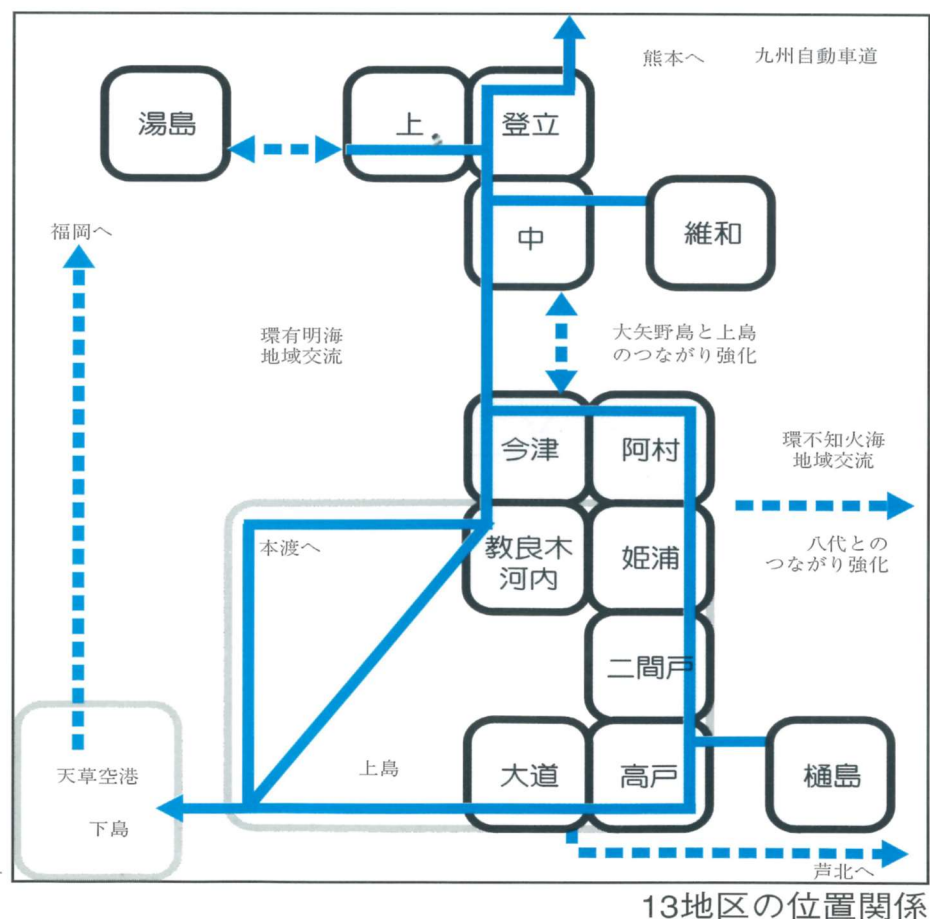
以上述べてきたような必要性から、4町で合併し、新市づくりに向けて取り組んでいきますが、その際に留意すべき点について整理します。

*新しいまちづくりについてのアンケート（平成13年10月実施）
及び地区別グループヒアリング（平成14年6月実施）より

合併に対して住民が抱く最大の不安として、住民への行政サービスの低下及び中心地域と周辺地域との地域間格差の増大が挙げられます*。

こうした不安を解消するための手段として、均衡あるまちづくりのため、住民生活の単位となっている旧村にあたる13地区ごとのまちづくりを進め、住民の声が新市の施策に反映できるような仕組みや体制を整え、合併で住民の不利益・不便が生じないように留意します。

また、合併によって住民と行政との距離が遠くなるのではなく、地区ごとのまちづくり、さらに地区に視点を置いた施策展開によって、市民が主体的に地域運営に参画する仕組みづくりの契機として、合併を位置づけることも重要です。



3. 新市の概況

(1) 位置と地勢



新市は、熊本県の西部、有明海と八代海が接する天草地域の玄関口に位置し、天草地域に浮かぶ大矢野島、上島、その他の島々から構成されています。

また、新市のほぼ全体が雲仙天草国立公園に含まれ、日本三大松島の一つに挙げられる松島の風景や、龍ヶ岳をはじめとする九州自然歩道（観海アルプス）からの眺望など景勝地として四季折々に美しい表情を見せています。

新市の気候は、典型的な西海型気候で、年間平均気温が約16.1℃、年間降水量が1878mm（平成12年松島観測所）、降雪は数えるほどしかなく、海岸部の一部は無霜地帯となっています。年間を通して比較的温暖多雨な気候を有しているところから、果樹や花卉の栽培が盛んに行われています。

市町村別土地面積：平成12年

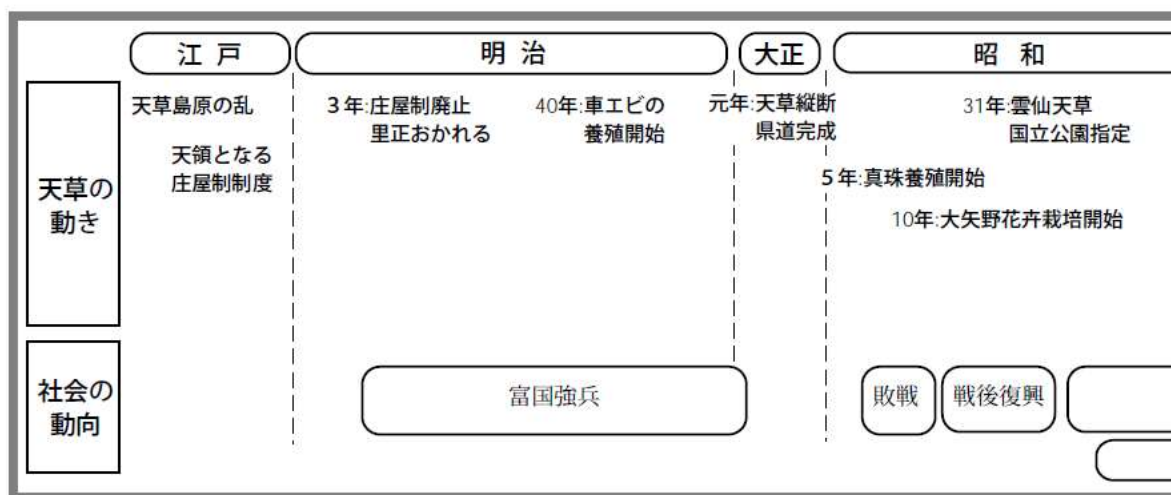
(単位 km)

土地利用 町 名	田	畑	宅地	山林	その他	合計
大矢野町	3.02	5.82	3.27	13.23	12.61	37.95
松島町	3.33	1.08	1.84	36.51	8.44	51.20
姫戸町	0.21	0.85	0.69	14.45	3.15	19.35
龍ヶ岳町	0.22	0.99	0.70	12.39	3.18	17.48
新市	6.78	8.74	6.50	76.58	27.38	125.98
構成比	5.4%	6.9%	5.2%	60.8%	21.7%	100%

資料：「熊本県統計年鑑」

新市の面積は、全体で125.98平方キロメートルを有しており、東西約15.0キロメートル、南北約28.0キロメートルにわたり広がっています。内訳は、山林60.8%、田畑12.3%、宅地5.2%となっており、大部分は急峻な山ひだが海岸線まで迫り、全体的に平坦地が少ない地勢です。その中にあって、大矢野島は比較的傾斜が緩やかな丘陵地が多く、花卉栽培や酪農が行われています。

また、各地域を流れる河川の周辺には水田が広がっています。



(2) 歴史

有明海と八代海の接点に位置する本地域は、海の交通の要として、古くから海人（あまびと）が支配したと見られ、県内有数の装飾古墳が散在しています。

江戸時代以前のいわゆる天草五人衆の時代、大矢野と松島は大矢野氏、龍ヶ岳と姫戸は栖本氏に属していました。

島原の乱の後、幕府は寛永17年5月天草全島を直轄天領として、旗本700石鈴木重成を天草代官として派遣、鈴木重成は寛永18年、全島を10組に分け、1町86ヶ村を置き、富岡代官所でこれらを支配しました。

同時に、各組に大庄屋、各村に庄屋、年寄、百姓代を設け、行政機関としてこれを整備しました。

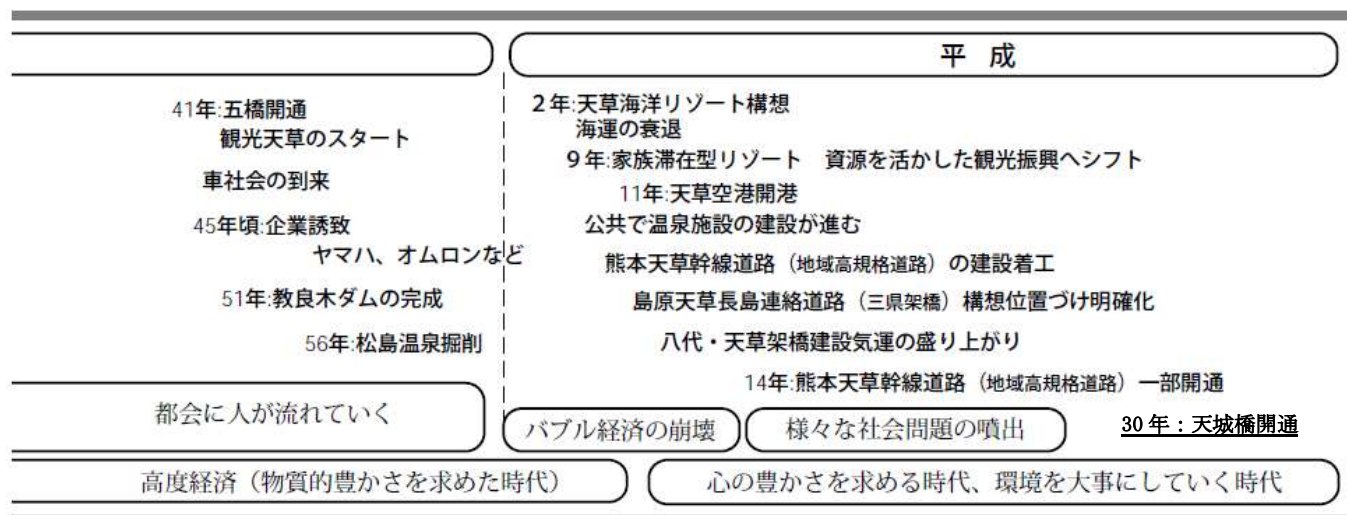
慶応4年8月、天草は天領から長崎府の管轄になり、明治2年12月全島を改めて40ヶ村に整備統合されました。

その後、天草は八代県に編入され、次いで明治6年1月肥後国白川県（後の熊本県）の管轄になりました。

昭和29年から31年にかけての、いわゆる「昭和の大合併」により大矢野町、松島町、龍ヶ岳町が誕生し、昭和37年に姫戸町が誕生しました。

昭和31年に雲仙天草国立公園に編入され、昭和41年9月に天草五橋が完成したことにより、観光地として大きく脚光を浴びるとともに、社会基盤の整備が進み、各種産業の発展に大きく寄与することとなりました。

平成11年に天草空港が開港、さらに平成14年に熊本天草幹線道路（地域高規格道路）が一部開通し、平成30年には天城橋が開通したことで、広域交通の利便性が向上しています。



(3) 人口・産業の状況

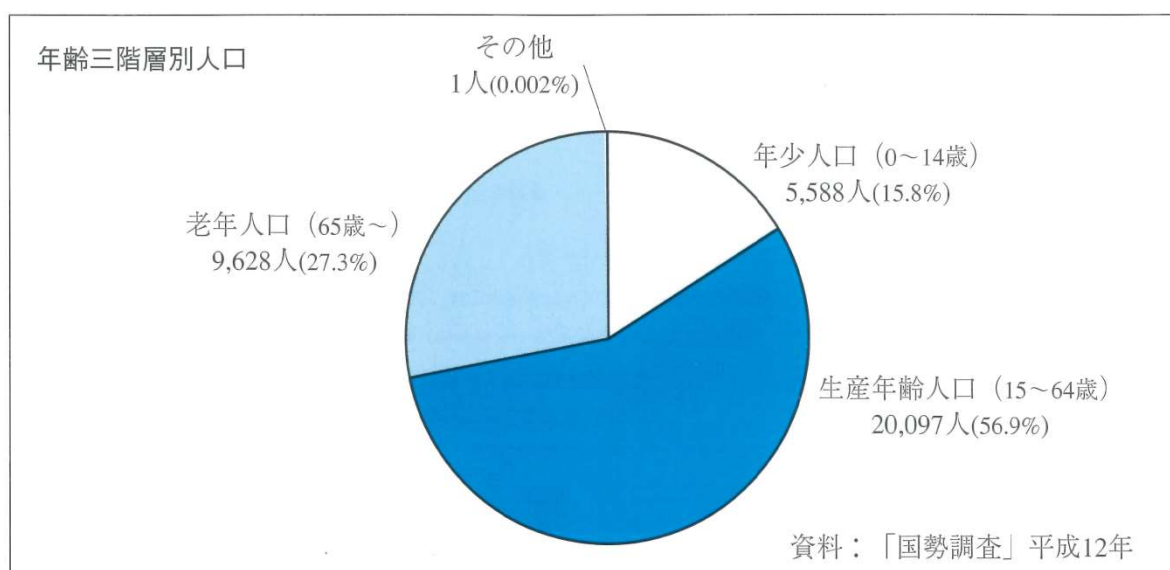
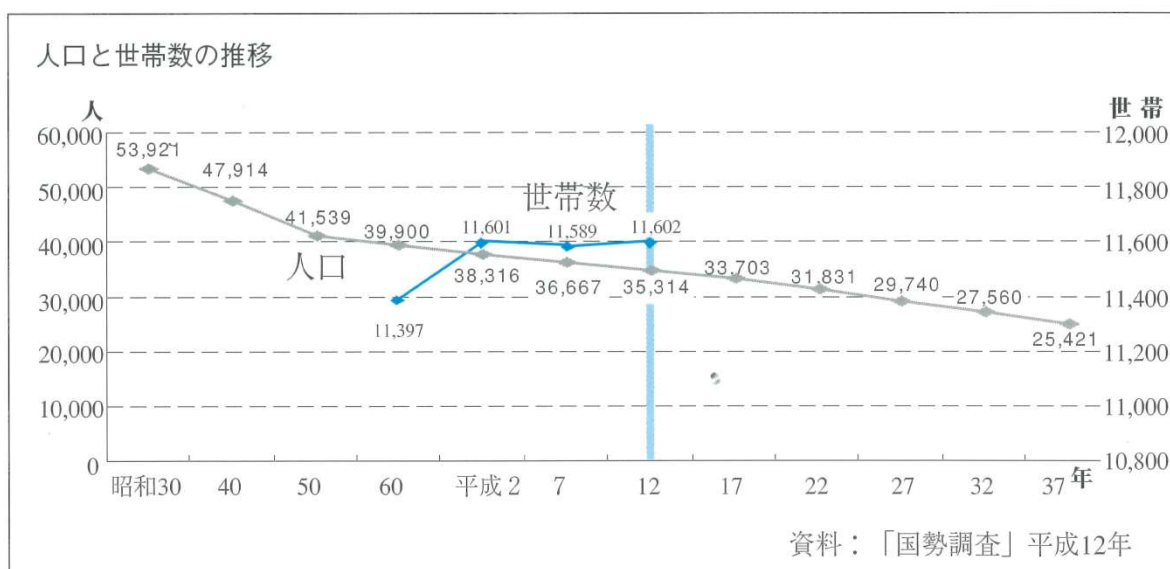
新市の人口状況

○平成12年の状況

平成12年の国勢調査による4町の総人口は35,314人で、昭和30年の53,921人に比べ約19,000人減少しており、このまま減少すれば、平成22年は約32,000人になると予測されます*。

*財団法人日本統計協会推計

年齢三階層別に見ると、年少人口（0～14歳）が5,588人（15.8%）、生産年齢人口（15～64歳）が20,097人（56.9%）、老年人口（65歳～）が9,628人（27.3%）、その他1人（0.002%）という構成となっています。平成7年から12年にかけて年少人口と生産年齢人口が減少する一方で、老年人口が増加しており、少子高齢化が進行しています。



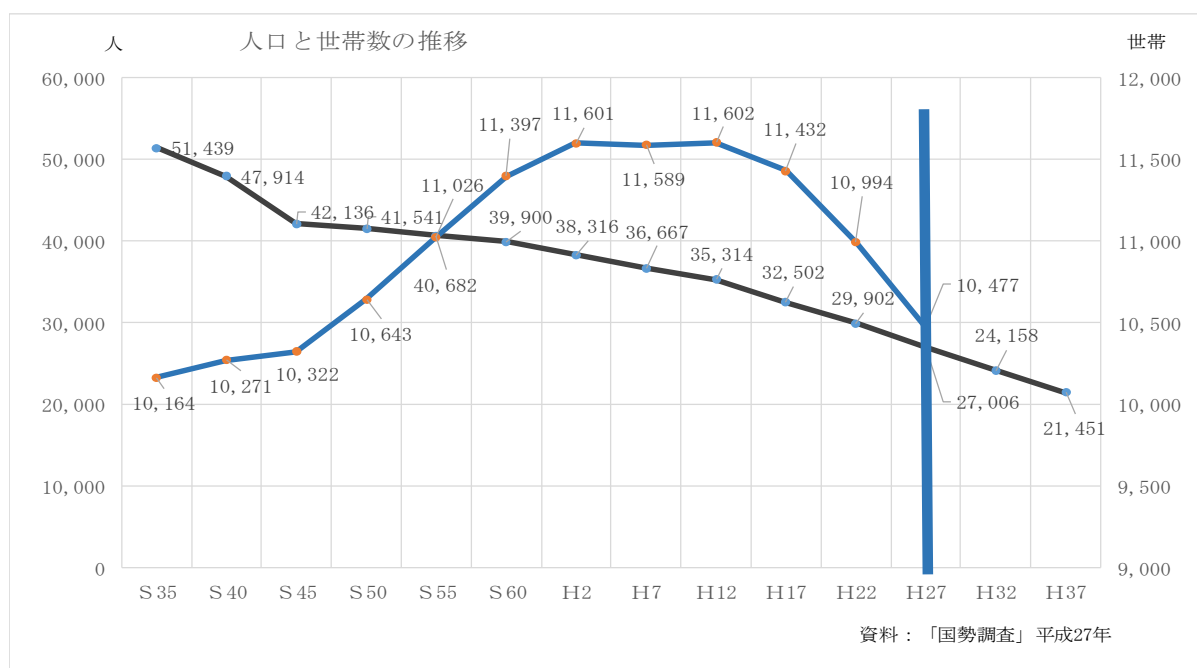
3. 新市の概況

○平成27年の状況

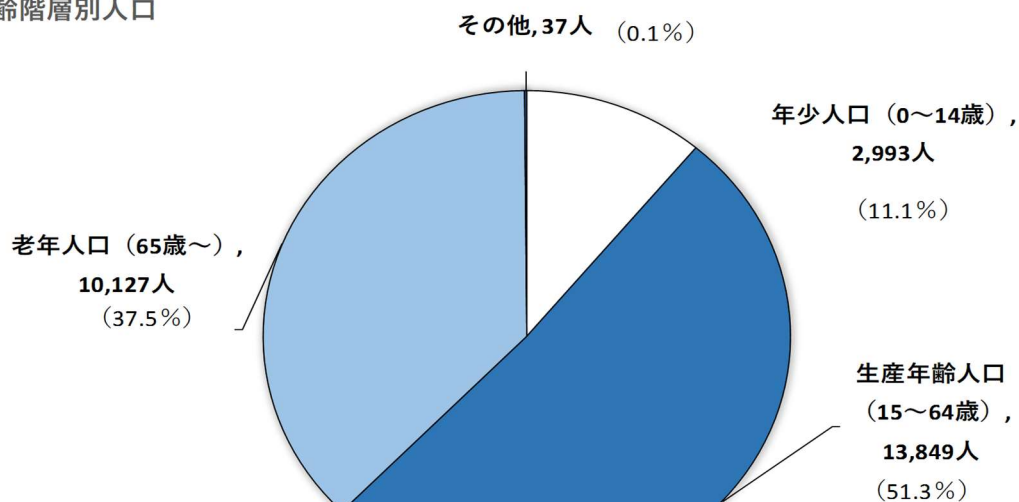
* 国立社会保障・人口問題研究所推計

平成27年の国勢調査による4町の総人口は27,006人で、昭和35年の51,439人に比べ約24,000人減少しており、このまま減少すれば、平成37年は約21,000人になると予測されます*。

年齢三階層別に見ると、年少人口（0～14歳）が2,993人（11.1%）、生産年齢人口（15～64歳）が13,849人（51.3%）、老年人口（65歳～）が10,127人（37.5%）、その他37人（0.1%）という構成となっています。平成12年と比較しても、年少人口と生産年齢人口の減少が進む一方、老年人口は増加しており、少子高齢化が顕著になっています。



年齢階層別人口

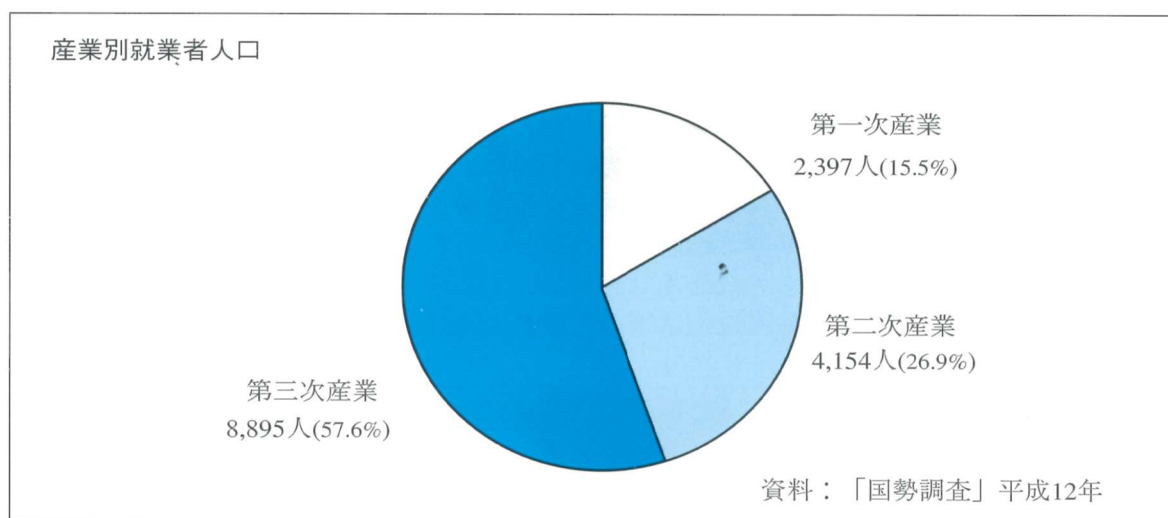


資料：「国勢調査」平成27年

新市の産業構造

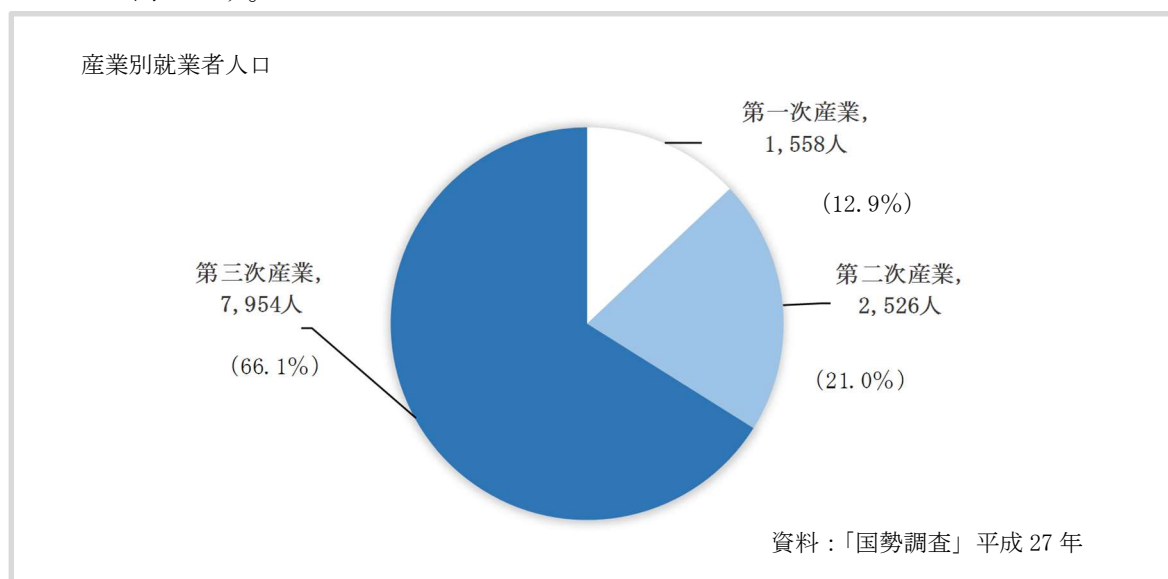
○平成12年の状況

産業別就業者人口は、第一次産業就業者2,397人（15.5%）、第二次産業就業者4,154人（26.9%）、第三次産業就業者8,895人（57.6%）という産業構造になっています。平成2年からの10年間で、第一次産業就業者数が約6%減少、第二次産業就業者数が約3%減少し、第三次産業就業者数が約9%の増加となっており、本地域の主産業である観光を中心とした第三次産業就業者数の増加傾向が伺えます。



○平成27年の状況

産業別就業者人口は、第一次産業就業者1,558人（12.9%）、第二次産業就業者2,526人（21.0%）、第三次産業就業者7,954人（66.1%）という産業構造になっています。平成12年からの15年間で、第一次産業就業者数が約3%減少、第二次産業就業者数が約6%減少し、第三次産業就業者数が約9%の増加となっており、観光関連のサービス業を主とした第三次産業就業者数の増加傾向が伺えます。



(4) 県の総合計画における新市の位置づけ

○平成12年の状況

平成12年6月策定の熊本県総合計画「パートナーシップ21くまもと～21世紀への責任と挑戦～」では、次のようなスローガンを掲げて、天草地域の発展方向について以下のように述べられています。（新市関連事項を掲載）

ひ かぜ さと
「陽と風の郷づくり」

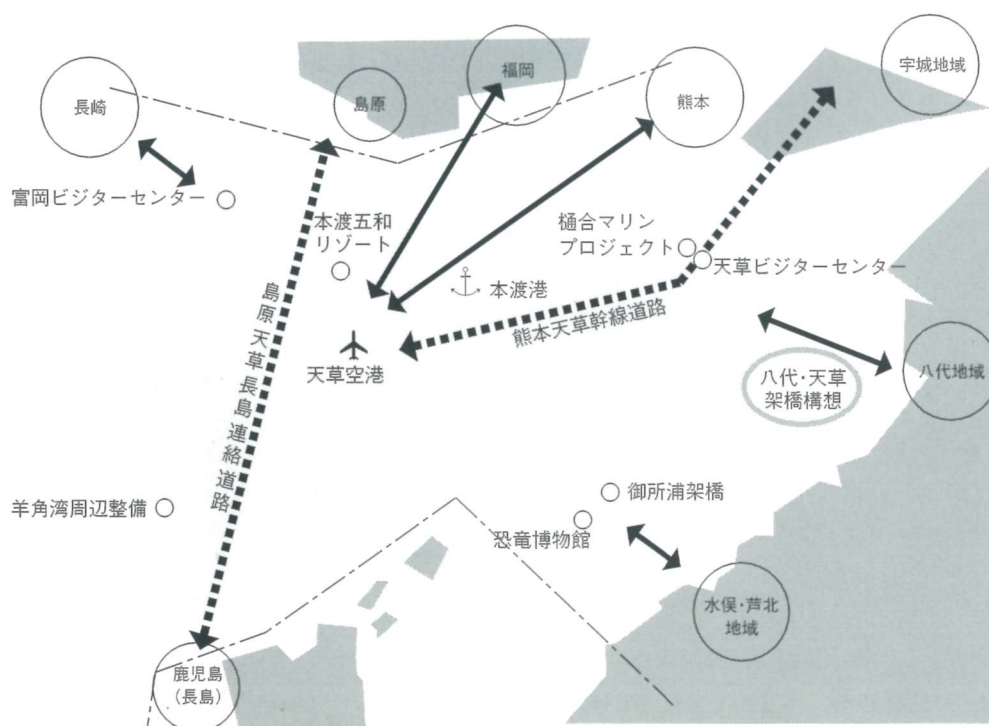
～美しい自然と陽光のもと活力の創造と『天草』の風の発信～

天草を訪れる人々が、豊かな自然の中で心身を保養し、明日への活力が得られる郷づくりを目指して、これまで進めてきた「天草海洋リゾート基地整備」の取組みを踏まえながら、多様な地域資源を生かした独自のまちづくりを進めていきます。

具体的には、天草の貴重な財産である豊かな海、美しい景観の保全・再生を基本理念に、観光の基盤となる一次産業の振興を図りつつ、これら産業と連携した体験交流型観光を進め、観光産業の振興を図るとともに、少子高齢化を踏まえ、痴呆予防を主眼とした天草全域での健康づくりを積極的に推進し、地域性を活かした福祉産業の振興に取り組めます。

また、整備が遅れている幹線道路の整備促進を図るとともに、天草空港の開港を契機に、空港と他の交通機関とのネットワークの充実に努めます。

さらに、これらの取組みにおいては、県域を越えた交流事業の展開など、環有明海・環不知火海地域等の広域での連携による事業の推進を図ります。



3. 新市の概況

○熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成 27 年 10 月策定の「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、天草地域について以下のように述べられています。

●幹線道路ネットワーク等の整備

国道 57 号の渋滞解消のための 4 車線化や、「90 分構想」の実現に向けた熊本天草幹線道路の早期整備に取り組みます。

●地域資源を活用した交流拡大

天草地域における他地域と連携した観光振興の取組や、ジオパークなどの独自の資源を活かした交流促進の取組みをはじめとした、地域が一体となり地域特性を最大限に活かした交流拡大の取組みを支援します。



○熊本地震を踏まえた地域ビジョン

平成30年 6 月策定の「政令指定都市誕生後の県内各地域の将来像」に係る熊本地震の影響の検証～「県内各地域の将来像」の実現に向けて～では、天草・宇土半島地域について以下のように述べられています。

●将来像

地域特有の景観、自然、歴史・文化などの地域資源を生かし、宇土半島から天草までが一体となった、更には島原半島や長崎市、鹿児島県の出水地域と連携した広域的な観光が展開され、交流人口が増加しています。

また、農林水産業における企業参入等による 6 次産業化や、つくり育てる漁業の推進等による水産業の振興、天草オリジナルブランドの発信などにより、経済が活性化しています。

●主な取組みの方向性

- ・地域の特性を生かした観光の振興
- ・6 次産業化等による農林水産業の振興
- ・天草オリジナルブランドの育成と発信
- ・世界文化遺産等を活用した滞在型観光の推進
- ・地場産品の販路拡大、起業・事業拡大等の支援

（５）新市の課題及び特性

今後のまちづくりに向けた課題

最重要課題として「働く場の確保」が挙げられます。雇用の場の不足により、地域の担い手である若者が流出しており、若者が定住できるような就業の場づくりが求められています。天草の玄関口という立地特性を活かして、観光振興と第一次産業など地場産業との連携を図り、後継者の育成に取り組んでいく必要があります。

次に、本地域で住民が暮らし続けていくための課題として、少子高齢化が挙げられます。人口の減少が続く中、地域の活力も弱まりつつあります。今後ますます少子高齢社会の進展が予測され、その対応が迫られています。

さらに、環境問題への対策が挙げられます。有明海や八代海の環境の悪化など、広域で連携して取り組んでいかなければならない問題が生じています。

新市の特性を活かして課題の解決を図る

前述の課題の解決を図るために、本地域の特性を有効に活用します。

本地域の最大の資源は、有明海や八代海の二つの結節点に位置するという位置的な特性であり、これからの環境の時代において様々な役割、展開が期待されます。

さらに、本地域は天草の玄関口であり、現在も多くの観光客が訪れています。４町が協力して取り組むことで、天草の玄関口としての位置づけが強化されます。

4. まちづくり（新市建設）の基本方針

（１）新市の将来像

●将来目標

**この地域で生まれた子ども達が未来永劫
住み続けられる持続的基礎体力を備えた
自立・交流型の地域社会形成**

新市においては一定の人口規模と財政力を背景に、高度で専門的な総合的行政機能を十分に発揮し、幅広い分野でユニバーサルデザイン*（UD）の理念を取り入れながら自立・交流型の独立した地域づくりを進めます。

その方策として以下のことに取組みます。

*ユニバーサルデザイン（UD）
一般に「すべての人のデザイン」といい、年齢、性別、国籍（言語）や障害の有無等に関係なく、最初からだれもが利用できるような製品、建物や環境のデザインを意味し、今日では、情報、サービスやコミュニケーションも含む「すべての人が生活しやすい社会のデザイン」といったより広い概念として使われています。

●持続的な産業構造の確立

新市における最大の課題は、若者定住化に向けた「持続的な産業構造の確立（働く場づくり）」であり、持続的な産業構造を創り出すには、「ここにあるもの（人材、資源）を活かし、磨きをかける」、「新たな意識をもち、果敢な行動に取組むこと」が必要です。

●最大の資源『海』の活用

また、本地域は“多様な海”に囲まれて個性を磨いていく資源や人材に恵まれており、天草の玄関口として有明海、八代海の二つの海の結節点という位置的優位性を有していることから、これからの環境の時代、海と山の環境を考える“要”として重要な役割を担う地域です。

●『人と海』を活かしての若者定住

天草上島4町においては、これまで各町の基本構想の理念に沿い、豊かな“海”と“山”の資源や“人”と“伝統文化”など地域の特性を活かしながら地域づくりに取り組んできました。

新市においては、合併による人材の交流（情報や活力の相乗効果）をもとに、最大の資源『海（と山）』を多角的に活用し新たな地域活力を創造します。

「あるもの（人材、資源）」を磨いていく研修・研究開発の場を創りだし、地場産業振興と新規産業の展開など活力ある地域づくりを進め、若者の定着率を向上させていきます。

4. まちづくり（新市建設） の基本方針

●キャッチフレーズ

『“人”と“海”のふれあうまち』
～人と海を活かし、
自立した地域づくりへの挑戦～

先の将来目標を目指すためのまちづくりのキャッチフレーズを

『“人”と“海”のふれあうまち』

とします。

●将来目標人口

地域活性化の効果を発揮していくこととし、目標年次の平成 35 年には人口 25,000 人の人口規模を目指します。

新市の人口は、平成35年には22,534人まで減少すると推計されています（国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）』による推計）

●将来像実現の手だて

4 町の基本構想を理念とした新市の将来像を実現するため以下の三つの取組みを進めます。



(2) 基本方針その1. 基本施策

行政施策全般にわたっての基本的な取組みを、以下の三つのテーマで推進していきます。

1. 安心・快適な暮らしづくりへの挑戦

生活全般に関わるユニバーサルデザインの考え方をもとに、身近な生活の基盤を整える方策に取組みます。

そのためにも、安全快適な暮らしの上で、4町の人々の新たなつながりを創り出す交流連携を推進し、さらに対外的に広域の人々との交流を促進させていきます。

あわせて、すべての市民が安全で心豊かに暮らせるよう基本的
人権を尊重する社会を目指し、人権問題の解決に向けた取り組み
を行います。

2. 生きがいある働き場づくりへの挑戦

「働く場づくり」を力強く推進していきます。4町の資源、特性を束ね合わせ、観光を中心に第一次産業の振興を図っていきます。

二つの海の結節点という位置特性を活かして、広域観光ルートづくりや新たな企業の誘致に取り組んでいきます。

3. 責任ある環境・基盤づくりへの挑戦

都市基盤として重要な土地利用のあり方を明らかにするとともに、域内の連絡性向上のため道路整備を促進します。さらに広域道路計画・構想の早期実現をはかり、これらの基盤のうえで生活環境の充実整備を進めます。

環境面では、身近な環境保全から、域内の水供給体制づくり、環有明海・環不知火海地域等の広域に対する責任ある環境対策に取り組んでいきます。

さらに、市民サービス向上のための行財政効率化を進めます。

4. まちづくり（新市建設） の基本方針

1-1. 交流の活発化で進める教育・文化

合併効果となる多様な人材交流を学校教育・生涯学習、地域文化・スポーツの充実に活かします。

1. 学校教育の充実
2. 社会教育の充実
3. 地域文化の振興
4. スポーツ文化の振興

1-2. 各種連携での保健・医療の充実

疾病の早期発見と普段の健康増進のための健診・検診や指導・相談のシステム充実を進めます。

1. 健康づくりの推進
2. 保健予防の推進
3. 日常医療の充実
4. 救急医療の充実
5. 国民健康保険事業の推進

1-3. 人材活用による福祉の充実

福祉に係わる施設・人材の有効活用を進めます。
とくに、ユニバーサルデザインの視点を大切にした地域福祉の充実を促進していきます。

1. 地域福祉の向上
2. 児童福祉の向上
3. 高齢者福祉の向上
4. 障がい者・児福祉の向上
5. 母子・父子福祉の向上
6. 低所得者福祉への対応
7. 介護保険への対応
8. 少子高齢化への対応
9. 年金事業の啓発

1-4. 合併効果を引き出す連携・交流の促進

各種情報の円滑な流れをつくり、地域人材や施設の有効活用、相乗的な活動など合併効果を幅広く波及させていきます。

1. 域外・県際・国際交流の推進
2. 男女共同参画社会への対応
3. 地域情報の充実

2-1. 海をテーマとしての産業振興

基幹産業である農林水産業の振興を図ります。
また、海の環境保全・再生と関連させての新規産業振興や一次産業と関連つけた工業・商業・観光業の振興を図っていきます。

1. 農林水産業の振興
2. 工業の振興
3. 商業の振興
4. 観光・レクリエーションの振興
5. 地域振興拠点の整備
6. 就業支援体制の充実
7. 産業関連団体の支援

3-1. 都市基盤の整備

各種制度・事業を適切に活用し、市民生活・産業活動を支える土地利用・交通体系、供給処理施設等の都市基盤整備を進めます。

1. 適正な土地利用の推進
2. 道路・橋梁の整備
3. 河川・海岸の整備
4. 公共交通機関の整備
5. 港湾の整備
6. 上水道の整備
7. 生活排水処理施設の整備
8. 公園・緑地の整備

3-2. 身近な単位での生活環境の整備

防災・防犯をはじめ、住宅・住環境整備、供給処理の充実など生活環境整備に取り組んでいきます。

1. 消防・防災体制の充実
2. 安全・安心なまちづくりの推進
3. 住宅・住環境の充実
4. ごみ処理体系の確立及び施設整備
5. 地域・生活関連施設の整備

3-3. 海の再生と自然環境の保全

有明海・八代海の海洋汚染防止、自然環境の回復を目標に、関係地域とも連携しながら、市域全体で環境保全に取り組んでいきます。

1. 身の回りの環境保全
2. 水辺の環境保全
3. 森林の維持活用
4. 地球温暖化対策の推進

3-4. 行財政の新しい仕組みづくり

合併を契機として行財政の一層の効率化を進めます。

1. 住民参加活動の推進
2. 広報・広聴活動と情報公開の推進
3. 行財政運営の効率化

(3) 基本方針その2. 重点プロジェクト

新市建設にあたっての中心施策を整理し、重点的に推進を図るものです。

とくに、新市の地域振興をリードする主要な取組みとなります。

また、これらを相互に関連させて取組むことで、市民と行政の連携・役割分担、本市と広域との連携のあり方が明らかとなります。

重点プロジェクトは、4町が合併することで従来の枠を超えての取組みとなります。

プロジェクトの連関

	重点プロジェクト			
安心・快適な暮らしづくりへの挑戦	お年寄りの生活を支えるために・・・	若者の流出を防ぐために・・・	流出した若者を呼び戻すために・・・	
	プロジェクト1 医療環境の充実とともに一人暮らしのお年寄り生活安心構想	プロジェクト2 高校生地元通学倍増構想	プロジェクト3 Uターン者受け入れ構想	
生きがいある働き場づくりへの挑戦	今ある産業を元気にするために・・・	新しい産業をつくりだすために・・・	外から産業を呼び込むために・・・	
	プロジェクト4 第一次産業振興と合わせた観光客満足度倍増構想	プロジェクト5 産業開発創造構想	プロジェクト6 地場の特性を活かした企業立地構想	
責任ある環境・基盤づくりへの挑戦	足元から環境を良くするために・・・	新市内でのつながりを強化するために・・・	広域的なつながりを強化するために・・・	広域な環境保全へと展開するために・・・
	プロジェクト7 “みず”から始める環境保全構想	プロジェクト8 域内30分圏構想	プロジェクト9 八代・天草架橋等広域連絡道路建設促進構想	プロジェクト10 海洋保全・研究構想

4. まちづくり（新市建設） の基本方針

重点プロジェクト（骨子）

○プロジェクト1：医療環境の充実とともに一人暮らしのお年寄り生活安心構想

- ・一人暮らしのお年寄りも安心して暮らせる地区づくりを進めていきます。
- ・各地区にグループハウスや高齢者向け市営住宅などを配置。住まいのモデルを提示していきます。
- ・合わせて医療環境の充実に取組みます。

○プロジェクト2：高校生地元通学倍増構想

- ・地元高校がより魅力ある学校となるよう県に働きかけるとともに、支援施策を推進することで、親元から地元高校へ通える環境を充実させ、若者定住と教育費負担の軽減を図ります。
- ・流出している生徒の半数が残れることを目標とします。（300人を地元に残れるようにします。約3億円の教育費負担の軽減となります）

○プロジェクト3：Uターン者受け入れ構想

- ・見込まれるUターンニーズに対応するため、就業や住宅等の受け皿状況の情報収集・管理等の体制を整え、Uターン希望者を受け入れていきます。（年間100人を受け入れていきます）

○プロジェクト4：第一次産業振興と合わせた観光客満足度倍増構想

- ・計画中の各種観光振興計画の実現、第一次産業の振興とからめた体験型観光（ブルーツーリズムなど）、域内観光ルートの整備などを図り観光客の満足度を高め、多くのリピーターを確保していきます。（入り込み客23%増の37万人の増加を狙います）

○プロジェクト5：産業開発創造構想

- ・最大の地域資源である多様な海を活かした産業開発や地場産業の振興、観光開発などに取組み、若者の働く場を創出していきます。
- ・民間の起業化支援に関する特産品の開発加工センターなどを設置します。

○プロジェクト6：地場の特性を活かした企業立地構想

- ・国や県、企業、大学と連携し、二つの海の結節点である特性等を活かした新たな企業立地を促進します。食品加工関連、リゾートオフィス、研究開発企業などが考えられます。

○プロジェクト7：“みず”から始める環境保全構想

- ・各地区で足元の環境学習を進め、生活・事業所排水の汚濁軽減など、みず（水、自）から始める確かな環境保全に取り組んでいきます。

○プロジェクト8：域内30分圏構想

- ・域内のどこからでも中心部まで車で30分で移動できるように道路整備を進めます。国道266号の早期整備、県道、生活道路の充実を図ります。公共交通機関の充実も進めます。

○プロジェクト9：八代・天草架橋等広域連絡道路建設促進構想

- ・八代・天草架橋の早期実現を働きかけます。また熊本天草幹線道路（地域高規格道路）の建設を促進します。

○プロジェクト10：海洋保全・研究構想

- ・既存の研究・研修機関との連携からスタートし、環境保全の情報発信や海の学習ができる海洋博物館を設立します。

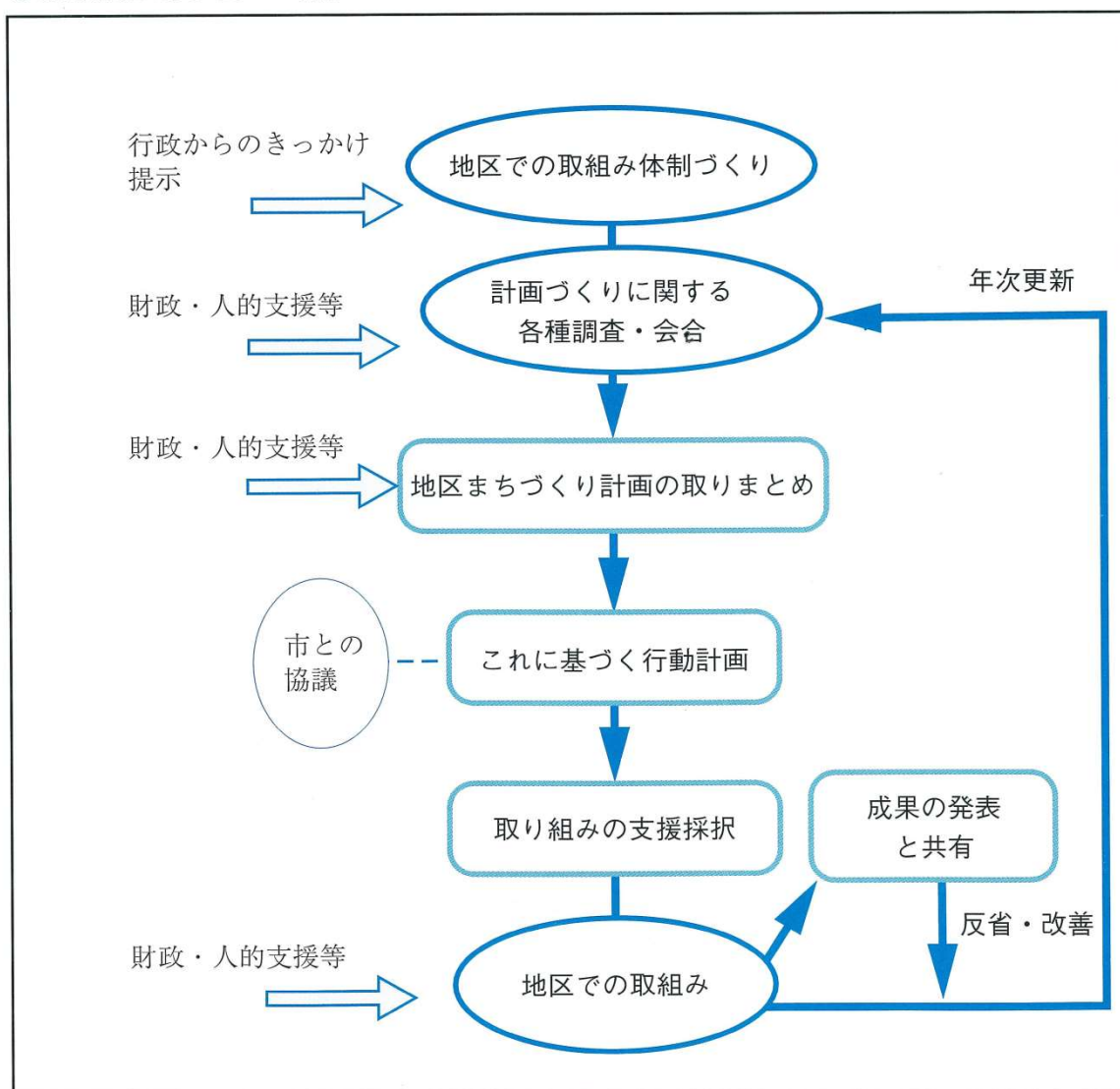
(4) 基本方針その3. 地区でのまちづくり

住民が地区のまちづくりに積極的な関わりを持つことで、市民主体のまちづくりを目指します。

13地区に分けられる旧町村をまちづくりの基本的な単位とします。

13地区それぞれが、それぞれの地区特性をふまえ、地区住民の総意に基づいての地域づくりの進め方・内容を固める必要があります。

●取り組みのフロー（例）



4. まちづくり（新市建設） の基本方針

その上で、各種取組みを行政が適宜サポートするなかで、地区住民主体のまちづくりが軌道に乗っていくことを支援していきます。そして、地区それぞれの個性が発揮されながら全体として協力・連携し、新市を足元から築きあげていきます。



5. 新市の施策体系

5-1. 基本施策

1. 安心・快適な暮らしづくりへの挑戦

1-1. 交流の活発化で進める教育・文化

地域を支える人材の育成や地域への誇りを高めることは、地域運営の根幹となるものであり、4町合併の効果となる多様な人材交流を学校教育・生涯学習、さらに地域文化・スポーツの充実に活かしていきます。

●学校教育の充実

学校の安全性・快適性のために必要な校舎・体育館・プール等の整備を図ります。

また、国際化や情報化に即し小中学校間の情報通信ネットワークを整備するなど、専門教職員の配置と併せ、教育内容の充実を進めます。

海の環境再生など地域の特性を活かし、地域に学び地域で子供達を育む教育・環境教育に取り組んでいきます。

市内高校での学科の増設要望をはじめ、通学利便性の向上や高等教育機関の充実により地元通学率の向上を目指します。

さらに、県・大学の研究機関や企業の研修施設等と地元・高校との連携により、海を中心とする地域の特色を生かした学園地域形成を進めます。

●社会教育の充実

公民館の整備や公民館活動の支援によって、すべての市民に生涯にわたる学習機会を提供していきます。

また、新市発足による市域内での交流事業や人材活用・専門職員の配置によって学習内容の充実・学習機会の多様化を進めます。

さらに、それらの根底として、すべての人が尊重されるよう人権教育を推進します。

●地域文化の振興

従来よりも広域的な観点から地域の歴史と文化をとらえ直し振興を進めます。

その一方で、地元の歴史を改めて大切にしていくために、旧町や13地区等の歴史、伝承等の顕彰を進めます。

そのなかで、指定文化財保護活動の充実に取り組んでいきます。

●スポーツ文化の振興

市民の健康増進やコミュニティの充実に役割を果たすスポーツ活動充実のために、既存施設のネットワーク化や専門施設の整備を進め、あわせてスポーツ団体の交流による活動活発化を支援します。

さらに、スポーツ合宿の誘致やパールラインマラソンへの参加等による広域からの集客や地元スポーツの振興を目指します。

5-1. 基本施策

(単位：百万円)

施策小項目	施策区分	主要事業・内容	概算事業費 うち()特別会計
1. 学校教育 の充実	教育環境の整備	・小中学校施設の整備 (耐震性向上やユニバーサルデザインへの対応等) ・教育内容向上のための学習環境の充実 ・市内小中学校間情報ネットワークの整備 ・少人数学級への早期対応 ・就学前教育振興プランの策定	2,076
	地域性を活かした教育の推進	・地域の人材や外国人教師を活かした総合的学習の推進・環境教育 ・教育審議員・学校評議員制度の活用 ・地元食材を活かした学校給食の仕組みづくり ・奨学金支給制度の充実 ・他地域児童・生徒との交流事業	
	高等教育の充実	・上天草看護専門学校の看護大学への移行検討 ・上天草看護専門学校の施設整備 ・市内高等学校の充実の要望 (学科の増設、通学利便性の向上等)	
	海洋学園地域形成	・県水産研究センターや大学研究・研修機関等との連携・ネットワーク化	
2. 社会教育 の充実	地域教育力の充実	・地域人材情報の収集による人材バンクの設置とその活用 ・公民館の整備と専門職員の配置	
	生涯学習の推進	・自治公民館の改修・整備支援と公民館活動の活性化 ・小学校の余裕教室の活用 ・図書館間のネットワーク化と司書の配置 ・女性、青壮年、高齢者等の各種学級講座の開催 ・市内類似団体間の交流事業 ・地域づくり推進事業や青少年海外派遣事業の実施 ・ボランティア活動の推進 ・家庭教育力の充実支援 ・海外・国内交流・研修制度 ・県立天草青年の家との連携 ・交流センター(図書館・文化ホール等)建設と施設の利用促進	
	人権・同和教育	・人権、同和教育の推進	
3. 地域文化 の振興	総合的振興	・総合文化祭・団体間交流の支援 ・文化協会の活動支援	
	旧町や地区の歴史顕彰	・総合的学習との一体的取り組み等による歴史顕彰の推進 ・地区の祭りや伝統行事の継承活動の支援	
	文化財の保護	・指定文化財の保護・活用 ・歴史的資産の確認調査と整理 ・ジオパーク資産の保護・活用 ・学芸員の配置	
4. スポーツ 文化の 振興	総合的振興	・総合スポーツ大会の開催、団体間交流支援	
	スポーツ施設の整備	・専門性の高い施設(弓道場等)の整備	
	指導・推進体制の充実	・体育協会や総合型地域スポーツクラブ等の活動支援	
	スポーツ合宿等の誘致	・複数のスポーツ施設をネットしてのスポーツ合宿の誘致 ・広域との交流スポーツ行事の推進	

1－2．各種連携での保健・医療の充実

健康保持は市民生活の基本であり、疾病の早期発見と普段の健康増進のための健診・検診や指導・相談のシステムを、市内医療機関や保健所との連携と役割分担によって充実させます。

とくに、上天草総合病院を核とした医療体制の高度化や救急医療の充実を広域との連携で進めていきます。

●健康づくりの推進

温暖な気候や健康によい農水産物が豊富な地域特性を活かし、食生活などの生活習慣を見直すとともに、健康づくりの推進を図り、健康長寿の地域づくりを目指します。

●保健予防の推進

各種保健・健診・検診事業の充実を進めるとともに、専門的な保健師の育成・人材確保など、健康相談の充実や健康づくり意識の向上を図ります。

また、福祉部門との連携によって、生まれる前から高齢に至るまでの健康管理システムの確立を目指すとともに、健康増進施設の整備を進めます。

●日常医療の充実

上天草総合病院などでの海洋療法（タラソテラピー）の拡充をはじめ、先進医療機器・技術の導入を進めます。

また、子育て支援の一環として子ども医療の充実を進めます。
とくに、かかりつけ医（ホームドクター）を推奨していきます。

●救急医療の充実

救急医療の充実が望まれることから、医療機関の連携によって、夜間の緊急医療や休日の当番医制の充実を図ります。

また、高次救急医療の充実を広域と連携して進めます。単身高齢者などの災害弱者に対しては、通報システムの充実を図ります。

●国民健康保険事業の推進

国民皆保険の主旨に基づき、安心して医療が受けられるよう制度の運用を図ります。

また、上天草総合病院や市内各医療機関、保健・福祉との連携による各種健診・検診・相談体制の充実など、普段の健康づくりと疾病発生の未然防止を図り、医療費負担の軽減も進めます。

5-1. 基本施策

(単位：百万円)

施策小項目	施策区分	主要事業・内容	概算事業費 うち()特別会 計
1. 健康づく りの推進	健康づくり 事業の推進	- 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底 - 市民健康まつり等の健康づくり事業 - 地区での健康増進環境の充実 - お年寄りの元気維持支援（筋力トレーニング等）	312 <u>(30)</u>
	健康管理増進 施設の充実	- 健康管理情報システム整備 <u>健康増進施設の整備</u>	
2. 保健予防 の推進	保健・健診・ 検診事業の充 実	- 受診率の向上と健診・検診項目の充実 (総合健康診査の実施) - 予防接種における個別接種事業の実施 - 保健指導の充実	
3. 日常医療 の充実	乳幼児医療の 充実	- 専門医による乳幼児健診の実施 - 子ども医療費の助成	
	老人医療の 充実	- 後期高齢者医療制度の啓発 - 通院の利便性向上のための公共交通機関の整備	
	高度医療の 充実	上天草総合病院の機能拡充 (海洋療法等)	
	へき地医療 体制の充実	- へき地診療所の充実 - 上天草総合病院を核とした医師・歯科医師派遣	
4. 救急医療 の充実	救急医療の 充実	- 救急患者搬送用ヘリポートの設置 - 休日当番医の委託事業 - 通報システムの充実	
5. 国民健康 保険事業 の推進	制度の 適正運用	保険加入の徹底と納入促進	
	医療費軽減	- レセプト点検、訪問指導体制の充実 - ジェネリック医薬品の利用促進 - 特定健診の受診率向上	

1－3．人材活用による福祉の充実

新市において設置することとなる福祉事務所を核に、各福祉関連施設の情報の円滑な入手・広報、また福祉関係者間の人材交流によって福祉に係わる施設・人材の有効活用を進めます。

また、人材交流の活発化や市域の拡大を背景として新規の社会福祉法人の設立や福祉に係わるNPO(民間非営利団体)やボランティア活動育成など、民間活力を活かした福祉・施設サービスの充実を支援していきます。

とくに、高齢者や障害者をはじめ全ての人が地域で相互に支えあう地域福祉の充実を『13地区のまちづくり』との連携によって進めます。

●地域福祉の向上

市民がそれぞれの役割のなかで相互に支えあい相互に尊重しあう地域福祉を、『13地区のまちづくり』と連携し各種福祉施設・機関との協力のもとに行っていきます。

とくに、民間活力を活かすためボランティアや社会福祉法人等の活動支援と福祉関連NPOの育成を進めます。

また、多くの市民が利用する施設整備に関しては、幅広くユニバーサルデザインを推進していきます。

●児童福祉の向上

子育て支援に関する各種制度を活用して、地域全体で子育てを支え、子どもが健やかに育つ環境づくりを進めます。

子育て支援グループ・団体間の交流を促進することによって活動の活発化を図ります。

●高齢者福祉の向上

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、生活支援を中心とした在宅福祉サービスの充実を図ります。

また、高齢者と若い世代との交流を図り、地域一体となった社会貢献活動を推進します。

5-1. 基本施策

(単位：百万円)

施策小項目	施策区分	主要事業・内容	概算事業費 うち()特別会 計
1. 地域福祉 の向上	地域で支え あう仕組み の充実	・福祉事務所設置によるサービスの充実 ・13地区のまちづくりとの連携 ・余裕教室・空き家・公民館等を活用した地区福祉活動拠点の整備 ・地区社会福祉協議会活動の推進 ・民生委員活動の充実 ・ボランティア活動のネットワーク化等の推進 ・社会福祉法人や福祉NPOとの協力体制整備 ・<u>包括的支援体制の整備</u>	698
	制度の活用	・各種助成・年金支給等の活用	
	ユニバーサル デザイン の推進	・公共公益施設及び公共空間の改修事業(地区住民による点検事業) ・情報・サービス等幅広い分野でのユニバーサルデザイン推進	
2. 児童福祉 の向上	子育て支援	・児童扶養手当支給事業 ・子育て支援センターの設置、支援グループ間交流による活動活性化支援 ・子供交流イベントの実施	
	保育事業の 推進	・NPO法人等と連携した<u>放課後児童クラブ等の整備と</u>充実 ・延長保育・休日保育等の充実 ・保育施設の整備	
3. 高齢者福 祉の向上	在宅福祉の 充実	・高齢者福祉事業及び生活支援サービスの充実 ・地域包括支援センター・在宅介護支援センターの整備・効率的運用	
	福祉関連施 設整備	・養護老人ホーム等の整備と充実 ・住宅改造への支援(助成・相談等) ・老人福祉センター等の整備と充実	
	地域支援の 仕組みづくり	・グループハウス等建設によるモデル的住まい方の充実 ・子供達との交流事業促進 ・シルバー人材センターの充実 ・老人クラブ活動支援	

●障がい者・児福祉の向上

地区まちづくりを進めるなかで障がい者・児が地域で安心して暮らせる仕組みづくりを市民との連携のなかで進めます。とくに、ユニバーサルデザインのための各種公共施設・公共空間の点検・改善に取り組めます。

また、自立を様々に支援できる体制を、新市発足による施設・人材の有効活用によって進めます。

●母子・父子福祉の向上

ふれあいイベントの実施や各種相談体制の充実によって、経済的自立をはじめ社会的な自立を支え、安定した家庭生活を支援していきます。

●低所得者福祉への対応

専門的な生活相談・指導の体制の充実を図り、複雑多様化する個別事情に適切に対応していきます。

その上で、各種援護措置の適切な運用を進め社会的自立の支援を進めます。

これまで4町が個別に管理していた既存公営住宅の一元的な入退去管理によって、安心して住める住宅の確保を進めます。

●介護保険への対応

被保険者及びその家族が適正な情報のもと、介護保険サービス等の自己選択、決定ができるように相談体制や支援センターの充実を図ります。

●少子高齢化への対応

次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画及び高齢者福祉計画に沿って、総合的な少子化対策、高齢化対策に取り組めます。

●年金事業の啓発

制度の普及啓発による対象者への適切な完全適用を進めます。

5-1. 基本施策

(単位：百万円)

施策小項目	施策区分	主要事業・内容	概算事業費 うち()特別 会計
4. <u>障がい者</u> ・ 児福祉の 向上	<u>障がい福祉事業の推進</u>	・ <u>障がい者計画の推進</u> ・ <u>障がい福祉計画の推進</u> ・ <u>障がい児福祉計画の推進</u>	P31に 記載
	<u>事業所の開設・運営</u>	・ <u>障害福祉サービス等の施設・職員体制充実等への支援</u>	
5. 母子・父 子福祉の 向上	支援の仕組み づくり	・ ふれあいイベントの実施 ・ 民生委員・児童委員等の相談体制の充実	
	各種制度の 活用	・ 医療費助成事業 ・ 各種福祉資金貸付制度の活用	
6. 低所得者 福祉への 対応	支援の仕組み づくり	・ 民生委員等の相談体制の充実	
	各種制度の 活用	・ 各種制度の有効・適正活用 ・ 市営住宅の入居斡旋	
7. 介護保険 への対応	支援の仕組み づくり	・ 地域包括支援センターの整備及び機能強化、切れ目のない医療と介護のサービス提供体制づくり ・ 認知症支援策の充実	
	民間事業者へ の支援	・ 効率的・効果的活動のための施設・職員体制充実等への必要な支援	
8. 少子高齢 化への対 応	少子化対策	・ 次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画の推進	
	高齢化対策	・ 高齢者福祉計画の推進	
	高齢者の交通 安全対策	・ 高齢者に対する意識啓発活動の推進 ・ 高齢者に配慮した生活道路の整備	
	交通安全教育 の充実	・ 子供、高齢者等に対する交通安全教育の推進 ・ 交通安全教育指導者等の育成及び支援	
9. 年金事業 の啓発	制度の周知	・ 未加入者の把握と加入相談の促進	

1－4．合併効果を引き出す連携・交流の促進

合併による市域内外での多様な交流活動の質・量的な転換は市民生活や産業活動に新しい可能性を開いてくれます。

地域内での各種情報の円滑な流れをつくり、地域人材や施設の有効な活用、相乗的な活動など合併効果を幅広く波及させていきます。

●域外・県際・国際交流の推進

在京・在阪出身者との交流をはじめ、国内・海外交流を進め人材の活性化を図ります。

さらに、海を存立基盤とする本市の特徴を活かすためにも、環境保全・海の再生を基本とする環有明海・環不知火海地域との交流を進めていきます。

●男女共同参画社会への対応

地域運営の基本として多様な人材が活かされることが必要であり、男女が対等な構成員として社会のあらゆる分野で共に活躍できる社会の実現を進めます。

●地域情報の充実

超高速通信網の整備を進めることによって、各種ネットワークシステムの有効活用を促進します。

また、公衆無線LAN環境の整備を進め、防災やICT教育等の各種分野での利活用を促進します。

さらに、市域内の人材や産物・各種施設等の地域情報を一元的に収集し、人材の結びつきを強化することで、電子自治体の構築を図り、市民の各種ニーズへの対応、さらに地域資源の有効活用を進めるなど情報・人材を組み合わせ調整を行う仕組みを整えていきます。

5-1. 基本施策

(単位：百万円)

施策小項目	施策区分	主要事業・内容	概算事業費 うち()特別会計
1. 域外・県 際・国際 交流の推 進	地域出身者との交流促進	・ 関東・関西方面の本地域出身者との交流事業のなかで、本市農林水産物の直販等の推進やU・Iターンの推進	300
	人材育成のための交流	・ 国内・海外研修等による人材育成事業 ・ 姉妹都市との交流促進 ・ 県立天草青年の家との連携	
	戦略的な交流促進	・ 海の環境保全をめざしての環有明海・環不知火海地域との交流促進	
2. 男女共同 参画社会 への対応	行動計画の策定	・ 推進懇話会の設置 ・ 行動計画策定と推進	
3. 地域情報 の充実	通信基盤の整備	・ 地域情報の収集・蓄積・加工・発信のシステム整備 ・ 公共施設間情報ネットワークの整備 ・ 超高速通信網の整備、拡張 ・ <u>公衆無線LAN環境の整備</u>	
	情報の有効活用	・ 各種情報のコーディネート（組み合わせ・調整）機能を持つ組織を民間の協力を得て整備 ・ ボランティアネットワーク等の有効活用 ・ 遊休農地や空き家等の貸し手・借り手の仲介 ・ 番号制度等導入に伴う市民の利便性向上のためのシステム整備等	

2. 生きがいある働き場づくりへの挑戦

2-1. 海をテーマとしての産業振興

基幹産業である農林水産業の振興を図ります。

また、本市の最大の資源である海を活かし、海の環境保全・再生と関連させての新規産業振興や一次産業と関連づけた工業・商業・観光業の振興を図っていきます。

とくに、有明海・八代海の双方に面する本地域の特性を発揮して、熊本都市圏や福岡都市圏等をはじめ全国の都市部との交流による観光業は、今後、本市の諸産業を牽引するものとして期待され、その振興を進めます。

●農業の振興

農道等の基盤整備を進めるとともに、既存の農業用施設等の機能保全を図り、生産技術・加工・出荷体制の充実、経営管理能力の向上を促進します。

また、観光業振興や地元消費推進とあわせた安全・安心な農産物生産体制を目指します。

●林業の振興

林道改良等の基盤整備を進めるとともに、林道の機能保全を図ります。また、地場産材の活用促進・森林の整備を図ります。

●水産業の振興

海洋環境の回復を水産業振興・地域振興の基本と位置づけ取組みを進めます。

とくに、養殖・栽培漁業の振興と海の汚染防止、環境回復との両立を図る取組みの研究開発を、県の水産研究センター等と連携して進めていきます。

また、既存の漁港施設の機能診断・対策工事等の機能保全対策を実施し、生産基盤の安心・安全な利用を図ります。

●一次産業の総合的振興

農林水産物の地元消費による域内循環や、観光と連携した販路開拓・ブランド化など総合的振興に取り組めます。

また、既存の農地・漁港海岸保全施設の点検、対策工事を実施することにより海岸背後地の生命・財産を守ります。

5-1. 基本施策

(単位：百万円)

施策小項目		施策区分	主要事業・内容	概算事業費 うち()特別会計
1. 農林水産業の振興	農業の振興	農業基盤整備	・農地保全・農道整備・用水確保等 ・農地（平地・中山間）整備 ・<u>農道、排水機場等の農業用施設の機能保全</u>	10,430
		経営強化	・有機農業等による安全な食べ物の生産、地産地消の推進 ・営農支援体制の強化（関連機関の連携） ・畜産振興事業（天草黒牛ブランド確立等） ・中山間地域等直接支払い交付金	
		農地の <u>集積・集約化</u>	・ <u>農地中間管理機構等による農地の集積・集約化の推進</u>	
	林業の振興	林業基盤整備	・林道整備事業・<u>林道機能保全</u> ・治山事業（保安林の維持等）	
		経営強化	・森林整備事業 ・森林整備地域活動支援交付金制度の運用	
	水産業の振興	海の再生と連動した振興	・海の環境再生活動 ・養殖場からの廃棄物抑制（水産研究センターとの連携等）	
		水産業基盤整備	・沿岸漁場整備 ・漁港整備・<u>漁港施設の機能保全</u>	
		経営強化	・稚魚放流事業	
	一次産業の総合的振興	付加価値の増進	・農産品海産品の地元生産、地元消費推進 ・農林水産特産品・加工品の開発支援、六次産業化の推進 ・物産館と連携した販路開拓、商品のブランド化研究	
		観光客（地域外人材）の誘致	・海、山の資源を結びつけた滞在・体験型観光の推進	
		海岸整備	・自然環境に配慮した農地海岸・漁港海岸の整備 ・<u>農地、漁港海岸堤防等老朽化対策</u>	

●工業の振興

既存事業所の活動を支援するとともに、技術や市場の動向をいち早くキャッチし、企業間の情報共有・連携を図るとともに、本市の一次産品を利用し、加工品の新規開発、販路開拓事業等起業化促進を行います。

●商業の振興

基本的な取組みとして、商業地の安全性・快適性・利便性向上等の環境整備と、商業の活性化を進めます。

とくに、地域密着型の「安全安心な農林水産物の提供」と「顔の見える商業」が食品安全性を求められる社会状況や高齢社会のなかで必要とされており、その推進を図ります。

●観光・レクリエーションの振興

地域の歴史・風土に基づいた物語性や、地域住民との交流を背景とする特色のある観光、さらに、海や山を活かした観光（環境再生の取組みも含めて）魅力の充実など、観光産業に係わる市民だけでなく農林水産業や健康・保養に関連づけて滞在型観光の振興を図ります。

とくに、市域内観光情報の収集と発信、観光案内所や情報端末の設置など、きめ細かく「もてなしの仕組み」を整えていきます。

●地域振興拠点の整備

水産業・農林業、健康・保養関連産業等と関連づけた複合的な地域振興拠点を設定し、ソフト・ハードの充実を図り、地域振興への波及効果を高めていきます。

●就業支援体制の充実

各産業の振興を目指し、後継者・担い手育成を支援していきます。

また、地域内情報の収集をもとに、新規就業者、Uターン者への就業支援・住宅斡旋等を含めた受け入れ体制づくりを進めます。

●産業関連団体の支援

各種団体の合併・体質強化・担い手育成事業などを支援していきます。

5-1. 基本施策

(単位：百万円)

施策小項目	施策区分	主要事業・内容	概算事業費 うち()特別会計
2. 工業の 振興	<u>起業化促進</u>	・本市の一次産品を利用した加工品の新規開発、販路開拓事業等	P37に 記載
	<u>企業立地の促進</u>	・海をはじめ地域全体の魅力・特性を活かした企業立地（リゾート型オフィス等）	
3. 商業の 振興	商業地の環境整備	・歩道、ベンチ、植栽等整備	
	商業の活性化	・中心市街地活性化計画策定 ・商工会等活動支援 ・ <u>経営安定化のための設備投資支援</u>	
	消費者保護	・苦情相談体制の充実	
	海運業の振興	・ <u>担い手不足を解消する人材育成</u>	
4. 観光・レ クリエー ションの 振興	観光施設の整備	・自然景観や文化財などの観光資源の環境整備 ・既存の観光施設、及び新たな観光施設の整備	
	もてなしの 仕組みづくり	・地元ボランティアガイド、指導者（インストラクター）の育成 ・市域内観光情報の収集・発信（観光案内所設置） ・ <u>IT技術を活用した観光情報の提供</u> ・案内看板・サイン等の景観誘導 ・花のもてなし事業（市民の協力による全市花いっぱい運動の推進） ・ <u>観光関連施設の機能充実</u> ・ <u>外国人観光客の受入促進事業</u>	
	家族滞在型 観光の推進	・ <u>ブルーツーリズムやグリーンツーリズム、ヘルスツーリズムの受け入れ体制の整備</u> （モデル地区での試行事業） ・樋合マリンプロジェクトの推進 ・観光資源のつながりづくり（再点検事業） ・広域観光ルートづくり	
	祭り・イベント	・広域から集客するイベントの拡充	
5. 地域振興 拠点の整備	ソフト・ハード の一体的整備	・宮津、樋合、 <u>千巖山、前島</u> 、文化の里、白嶽、龍ヶ岳等でのソフト・ハードの総合事業	
6. 就業支援 体制の充 実	起業化支援	・起業化支援事業（相談・助成）	
	総合的支援	・市域内求人・求職情報の収集・発信 ・新規就業者・Uターン者への就業・住宅斡旋等の受け入れ体制整備（関西・関東等への情報伝達）	
7. 産業関連 団体の支援	総合的支援	・各種団体の合併や担い手育成事業等の支援	

3. 責任ある環境・基盤づくりへの挑戦

3-1. 都市基盤の整備

市域全体および各地区でのマスタープランづくりを市民・住民参加で進めます。

そのうえで都市計画法制度など各種制度・事業を適切に活用し、市民生活・産業活動を支える土地利用・交通体系、供給処理施設等の都市基盤整備をユニバーサルデザインの観点で進めます。

●適切な土地利用の推進

市域を有効かつ高度に利用していくために、各種土地利用制度によって乱開発の防止や土地の有効活用を進めます。

とくに、市制施行にともなう都市計画区域・用途地域の指定や都市計画事業の導入を検討していきます。

また、地域住民が地元の土地利用動向を把握し適切に管理していく仕組みを地区まちづくりのなかで整えていきます。

●道路・橋梁の整備

市域内の円滑な交通流動を促すために、『域内30分構想（市域各所から中心部まで30分で移動可能とすること）』に基づき、市道の整備や国県道の整備要望を行います。

特に市道の舗装の改修や、橋梁の補修と修繕を進め、広域交通網の充実のために熊本天草幹線道路、国道266号等の整備促進、さらに八代・天草架橋構想の実現を国、県に要望していきます。

交通事故の減少を目標に、交通安全施設の設置を進めます。とくに、通学路や生活道路での歩行者の安全確保に取り組みます。

●河川・海岸等の整備

島しょ部という厳しい地域条件を勘案し、安全で安心な水環境の整備に向け、生態系に配慮し自然との調和を図った河川・海岸等の整備を進めていきます。

また、既存の港湾海岸保全施設の点検、対策工事を実施することにより海岸背後地の生命・財産を守ります。

●公共交通機関の整備

既存のバス路線の見直しや航路の存続を図るとともに、バス停、定期船待合所の快適性向上を進めます。

とくに、高齢化が進むなか、各種公共施設や病院・福祉施設をむすぶ市内循環コミュニティバス等の運行を検討します。

●港湾の整備

海でつながる本市の交通の拠点であり、また地域の顔となっている各港湾の安全性、利便性、快適性向上を図るため、港湾施設の改修や既存施設の老朽化対策を進めていきます。

5-1. 基本施策

(単位：百万円)

施策小項目	施策区分	主要事業・内容	概算事業費 うち()特別会計
1. 適切な 土地利用 の推進	各種制度の 活用	・土地利用や都市基盤整備に関するマスタープランの策定 ・国土利用計画法に基づく市域内の土地利用計画策定 ・土地利用調整基本計画の策定 ・都市計画制度の導入検討 ・農業振興地域の整備に関する法律・自然公園法等の適正運用	14,479 (3,834)
	土地利用動向 の監理	・遊休地の有効活用や乱開発防止等土地利用の監視システムの整備	
2. 道路・橋 梁の整備	市域内主要 幹線整備	・市道認定と整備事業（域内30分構想の推進） ・<u>舗装の改修及び橋梁の補修修繕</u> ・<u>橋梁長寿命化修繕計画の策定</u>	
	国・県道の 整備	・国道266号他、国県道整備の早期実現	
	広域幹線の 整備	・熊本天草幹線道路（地域高規格道路）建設促進 ・八代・天草架橋構想の実現促進	
	交通安全施設 の整備	・通学路等への安全施設設置 ・歩道整備、街灯の設置 ・ガードレール等の諸整備	
3. 河川、海岸 等の整備	防災・環境 整備	・海岸保全事業 ・<u>港湾海岸堤防等老朽化対策事業</u> ・河川改修事業等	
4. 公共交通 機関の整備	既存路線・ 航路の確保	・地方バス運行等特別対策事業（生活路線バスの確保） ・定期船航路の確保 ・市内循環コミュニティバスの運行	
	利便性向上	・バス停整備事業 ・定期船待合所整備事業	
5. 港湾の 整備	<u>地方港湾整備</u>	・県事業の推進要請 ・改修事業、背後地整備事業等 ・<u>既存施設の老朽化対策事業</u>	

●上水道の整備

上天草宇城水道企業団による水道用水供給（水道用水供給事業）に併せて、関連する新市管理水道施設の整備を進めるなど安定した水道用水確保に取り組めます。

また、上水道・簡易水道事業については、水道事業経営や管網の統合によって一元的な管理運営を進め、効率的・安定的な給水体制を確立します。

また、老朽化している施設の改修に順次取り組めます。

●生活排水処理施設の整備

生活の快適性向上とともに、河川・海の汚染防止の観点から、下水・し尿処理を推進していきます。

それにあたっては、国立公園内であることから、特定環境保全公共下水道事業や浄化槽設置整備事業等を適宜組み合わせて進めていきます。

し尿の衛生的処理のための処理施設を適切に維持管理していきます。

●公園・緑地の整備

市民生活の潤いのため、また観光地としてふさわしい都市環境形成のため、災害時の避難場所ともなる基幹公園や親水公園や地区公園、ポケットパーク等の整備を進めます。

とくに、子育て環境の充実や高齢者と子供との交流など集会施設等との関連を重視した設置・運用を図ります。

また、市民の協力を得て花いっぱい運動を進め、全市公園化を目指していきます。

5-1. 基本施策

(単位：百万円)

施策小項目	施策区分	主要事業・内容	概算事業費 うち()特別会計
6. 上水道の 整備	安定した水供給体制の確立	・水道管網の統合等による一元管理と安定供給の推進 ・水道用水供給事業に関連する新市管理水道施設整備事業	P41に 記載
	給水事業	・上水道、簡易水道使用料の適正化検討 ・老朽配水施設・配管等の更新	
7. 生活排水 処理施設 の整備	環境に配慮した処理計画の確立	・市街地・集落状況に即した生活排水処理計画策定及び広報啓発	
	処理事業	・特定環境保全公共下水道事業 ・浄化槽市町村整備推進事業 ・浄化槽設置整備事業	
	し尿の衛生的処理の推進	・上天草衛生施設組合への継続加入 ・合併処理浄化槽の適正な維持管理の推進	
8. 公園・緑 地の整備	整備事業	・親水公園、地区公園、ポケットパーク等公園整備事業	
	維持管理	・生活に密接な清掃ボランティア等の育成 ・花いっぱい運動による全市公園化の推進	

3-2. 身近な単位での生活環境の整備

防災・防犯をはじめ、住宅・住環境整備、供給処理の充実など生活環境の整備に取り組んでいきます。

● 消防・防災体制の充実

昭和47年7月の大雨災害、平成28年4月の熊本地震を貴重な教訓にソフト面においては、防災体制等の充実と危険箇所における防災対策の推進、常備・非常備消防の充実を図ります。加えて、自主防災組織の育成・支援に取り組み、組織を活性化させます。

また、ハード面においては、防災行政無線のデジタル化、防災センターを整備し、ソフト・ハード両面から防災体制の強化を図ります。

● 安全・安心なまちづくりの推進

防犯灯の設置など必要な整備を行うとともに、地域全体で犯罪発生を未然に防止するための防犯意識の徹底（住民の顔の見える地域社会づくり）と、生活安全条例の制定等を図ります。

あわせて、人権問題解決に向けた教育や啓発活動に取り組みます。

● 住宅・住環境の充実

住宅マスタープランを定め、宅地供給や市営住宅供給、民間住宅供給支援など、地域の実情にあわせた住宅施策を進めます。

都市計画制度の導入による土地区画整理事業の検討や公有水面埋め立て、遊休農地の活用等によって、良好な宅地の供給を進めます。

あわせて、若者定住やUターン受け入れ等を目的とした公営住宅供給を地域配置を考慮して進めます。

また、既設の老朽公営住宅の改善を計画的に行うため、公営住宅等長寿命化計画を定めます。

● ごみ処理体制の確立及び施設整備

住民の理解と協力を得て、ごみの分別によるリサイクルの推進、さらにごみの減量化により循環型システムの確立に取り組んでいきます。

また、ごみ処理体系（施設等）については、広域連合での整備を進めます。

● 地域・生活関連施設の整備

市民生活に最も密接な生活道路の整備を地区まちづくりと連動して進めます。

施設の長寿命化を図るため、市立斎場の改修や老朽化対策を進めます。生活に密接な基幹排水路の整備に順次取り組みます。

5-1. 基本施策

(単位：百万円)

施策小項目	施策区分	主要事業・内容	概算事業費 うち()特別会計
1. 消防・防 災体制の 充実	常備消防の充実	・天草広域連合としての事業推進 ・<u>北消防署松島分署の建設</u>	3,359
	非常備消防の 充実	・組織の再編による支援体制の強化 ・団員の確保と技術の向上 ・消防団拠点施設等の整備及び装備の充実 ・<u>迅速な初期消火の実施に向けた消防水利の整備</u>	
	危険個所の防災 対策	・急傾斜地崩壊対策、落石防止、高潮対策、治山・治水事業等の推進 ・避難路の確保 ・<u>ブロック塀等の整備・撤去</u>	
	防災組織及び 施設の充実	・防災行政無線施設整備 <u>(デジタル化)</u> ・地区ごとの防災意識の醸成・自主防災組織の充実・育成 ・幼少年女性防火クラブの育成 ・<u>防災センターの整備</u>	
2. 安全・安 心なまち づくりの 推進	防犯施設の整備	・防犯灯設置事業の推進 ・公共空間における犯罪発生防止のための環境整備	
	防犯意識の高揚	・子ども110番の家の設置 ・地区防犯協会活動の強化 ・地域ボランティアの育成と活動促進 ・生活安全条例の制定	
	交通安全意識の 高揚	・交通安全キャンペーン等	
	暴力団の排除	・公共工事からの暴力団排除（不良不適格業者の排除） ・公共施設からの暴力団排除 ・行政対象暴力の排除に関する条例の制定等	
3. 住宅・住 環境の充 実	公的住宅 供給・改善	・住宅マスタープラン、公営住宅等長寿寿命計画の策定 ・長寿寿命計画に基づく公営住宅の建替・改善事業の実施 ・土地区画整理事業・公有水面埋め立て等での宅地造成・分譲事業	
	民間支援	・サービス付き高齢者向け住宅等の支援 ・高齢化対応住宅改造支援	
	市民による自主 的整備の支援	・地区まちづくりの中での住環境整備活動(地区ウォッチング等) ・花づくり、生け垣等の設置支援	
	住環境の充実	・野犬対策事業 ・墓地環境の整備	
4. ごみ処理 体制の確 立及び施 設整備	ごみの適正処理	・広域連合による処理推進 ・ごみの不法投棄防止	
	ごみの減量化 リサイクルの 推進	・ごみ分別事業 ・資源ごみリサイクル事業 ・生ごみ堆肥化事業の推進 ・マイバック利用等の消費者学習会	

5. 地域・生活関連施設の整備	生活道路の整備	・離合箇所やポケットパーク、街灯の整備	
	斎場の整備	・斎場施設の改修	
	排水路の整備	・基幹排水路環境整備事業	

3－3. 海の再生と自然環境の保全

有明海・八代海の海洋汚染防止、自然環境の回復を目標に、関係地域とも連携しながら、地球温暖化防止にも配慮し、市域全体での環境保全に向けた取組みを進めていきます。

とくに、家庭・事業所をはじめ『“みず”から始める環境保全構想』にもとづき地区単位での取組みを支援し、あわせて『海洋保全・研究構想』の一環として広域とも連携した取組みを進めます。

●身の回りの環境保全

海の再生は本市の主要課題であるため、環境基本計画を策定し、家庭・事業所・地区等を単位として、地域一体となった取組みを推進していきます。

とくに公共下水道や農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽の設置等を進めていきます。

また、小学校等での環境保全活動を基にしたモデル地区を指定し、推進方策の確立を目指すとともに、環境保全に取り組む民間活動の支援を進めます。

●水辺の環境保全

多様な生態系を確保するという観点から河川・海岸の保全対策に取り組めます。既存護岸の改修についても、多自然型工法の採用により自然環境の回復に努めます。

●森林の維持活用

生態系に配慮しながら松くい虫の防除に取り組むほか、海の再生とも密接な森林の公益的機能を維持するため、必要な除間伐等を進めます。

●地球温暖化対策の推進

地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、家庭・事業者等と連携して温室効果ガスの排出抑制等の施策を推進するとともに、市の事務・事業における温室効果ガス排出抑制等のための実行計画を策定します。

5-1. 基本施策

(単位：百万円)

施策小項目	施策区分	主要事業・内容	概算事業費 うち()特別会計
1. 身の回りの環境保全	海の環境衛生	・住民みずからの環境保全意識の高揚 ・家庭・事業所排水処理の徹底 (公共下水道・合併処理浄化槽の設置促進等)	2,424 (2,142)
	地域一体となった取組み	・環境基本計画策定とそれに基づく事業の推進 ・地区指定によるモデル事業の推進 ・各地区での責任ある環境保全活動の支援 ・環境保全に係わるグループ・団体の活動支援	
	広域との連携	・研究機能を充実させた海洋博物館の整備 ・環有明海・環不知火海地域と連携した海の浄化に関する取組み	
2. 水辺の環境保全	河川・海岸の保全	・河川・海岸の保全対策 ・多自然型工法の採用	
3. 森林の維持活用	公益的機能の維持	・除間伐事業等の推進 ・保安林の維持(治山事業) ・松くい虫防除事業	
	森林活用	・自然歩道設置等による森林浴の推進	
4. 地球温暖化対策の推進	温室効果ガス排出抑制	・地球温暖化対策地域協議会の設置 ・実行計画の策定	

3-4. 行財政の新しい仕組みづくり

合併を契機として行財政の一層の効率化を進めます。

なお、行政と市民との連携をより密にするとともに、市民と行政との適切な役割分担と協働のまちづくりのため、13地区を目安とした支所機能・地区まちづくり拠点整備を行っていきます。

●住民参加活動の推進

公民館活動との連携のなかで『13地区のまちづくり』を支援していきます。

●広報・広聴活動と情報公開の推進

住民と行政との双方向のコミュニケーションを図ることを目的として、広報紙発行の充実や高度情報通信機器の有効活用を進めます。

情報公開を推進するために、個人情報保護制度の徹底も併せた条例制定など、必要な取組みを進めます。

●行財政運営の効率化

電算システムや高度情報通信機器の活用、定員適正化計画の策定およびその公表により行政サービスの効率化を進めます。

R P A（ロボティック・プロセス・オートメーション（ロボットによる業務効率化））導入による業務自動化・作業効率化の検討を進めます。

あわせて、窓口サービスを充実し、住民の利便性の向上を図ります。

とくに、13地区を目安として住民に身近な行政サービスを提供するとともに、地区での住民によるまちづくり活動を支援する、（仮称）まちづくりサロンを設置していきます。

なお、合併後も必要となる広域連携事業を進めていきます。

事務事業の中で、民間委託が効率的な事業については委託を進め、また民間活用型の公共事業である P F I 方式の導入を検討していきます。

新市まちづくり計画に掲げた施策等の実施状況、達成度を客観的に検証し、住民に公表するなど、政策評価の導入を進めます。

また、公共施設の有効活用を図り、管理運営費を抑制していきます。

5-1. 基本施策

(単位：百万円)

施策小項目	施策区分	主要事業・内容	概算事業費 うち()特別会計
1. 住民参加 活動の推 進	地区まちづ くり推進	・地区まちづくり支援のためのまちづくりサロンの設置（多目的集会施設等） ・自治公民館を利用した交流場所づくり ・公民館活動、地区まちづくり活動のネットワーク事業	1,953
2. 広報・広 聴活動と 情報公開 の推進	情報公開	・情報公開に向けてのシステム整備	
	広報紙の充実	・広報特派員等の市民編集推進	
	情報機器の活用	・インターネット等を活用した放送局の設置	
3. 行政運営 の効率化	行政サービス 機能の向上	・本庁、支所、出張所等の施設整備 ・定員適正化計画策定 ・行政情報システムの構築 ・窓口サービスの充実 ・番号制度等導入に係るシステム整備等 ・R P A（ロボティック・プロセス・オートメーショ ン）導入の検討	
	事務事業の 見直し	・民間委託やP F I 事業（民間活用方式での公共施設整備）の検討 ・合併に伴う事務事業の見直しの推進 ・政策評価の導入	
	広域行政の 推進	・天草広域連合事業の推進	
4. 財政運営 の効率化	事務経費の 削減	・合併効果による人件費の削減と事務事業の見直し	
	健全財政の 維持	・合併特例債の有効活用と新規公債の抑制 ・公債の繰り上げ償還及び借りかえの推進	

5－2．重点プロジェクト

(1) 医療環境の充実とともに一人暮らしのお年寄り生活安心構想

●目的

一人暮らしのお年寄りも地域で安心して暮らせる地区づくりを進めていきます。

各地区に住まいのモデルとなる住宅を建設して、安心して暮らせる住まいの実現を図り、あわせて医療環境の充実を図ります。

●内容

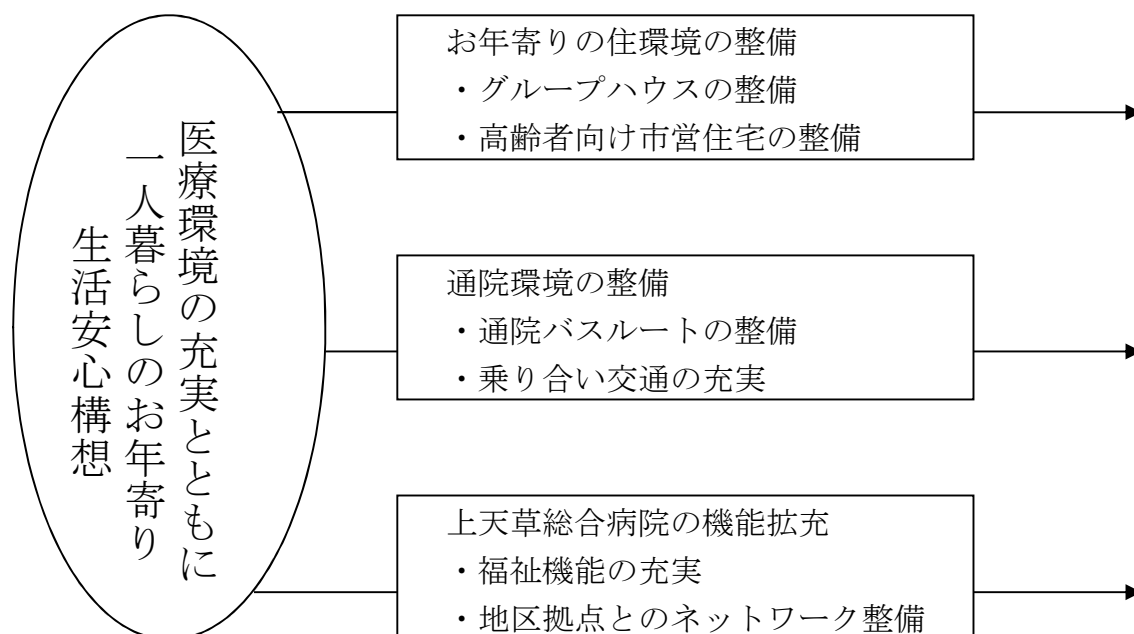
現在、1,666名（平成27年国勢調査）の一人暮らしのお年寄り（65歳以上）が本地域に居住されていますが、今後ますます増えてくることが予想されます。こうしたお年寄りの方も安全快適に地元で暮らしていけるように、既存市営住宅や民間アパート、空き家等を活用したグループハウスの整備を進めます（13地区にそれぞれ10人程度が協同で暮らすことができるグループハウスをつくり、各地区の暮らし方のモデルとしていく）。その際、各地区で特徴を活かしたつくり方や運営とします。

あわせて医療環境の充実を進めます。上天草総合病院の機能拡充等を進めるとともに、地区拠点とのネットワーク化、病院までの移動手段などの向上（グループハウスから乗り合いで病院に向かうなど）を図ります。また、グループハウスに近所のお年寄りにも集まっていただき、健康相談なども実施します。

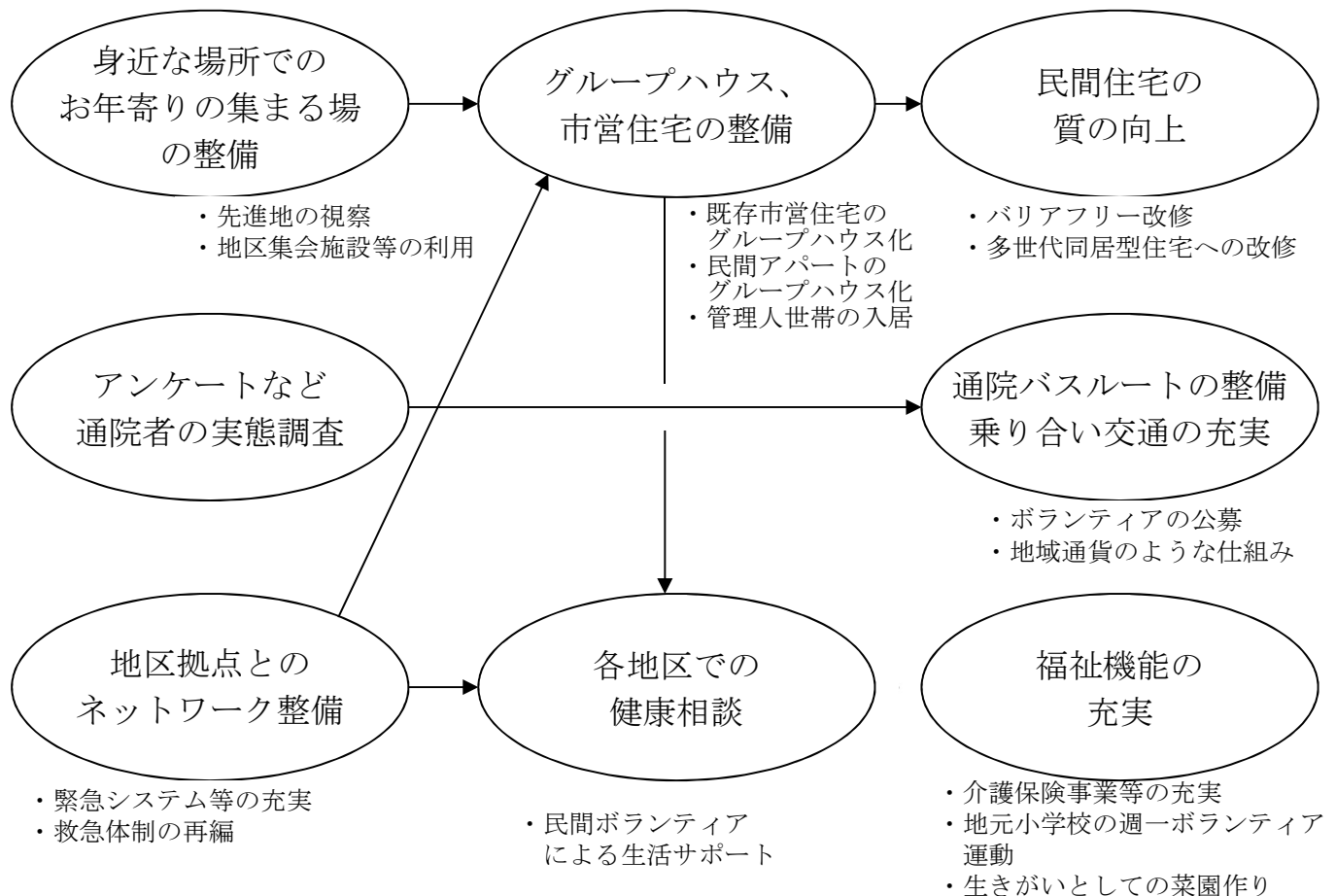
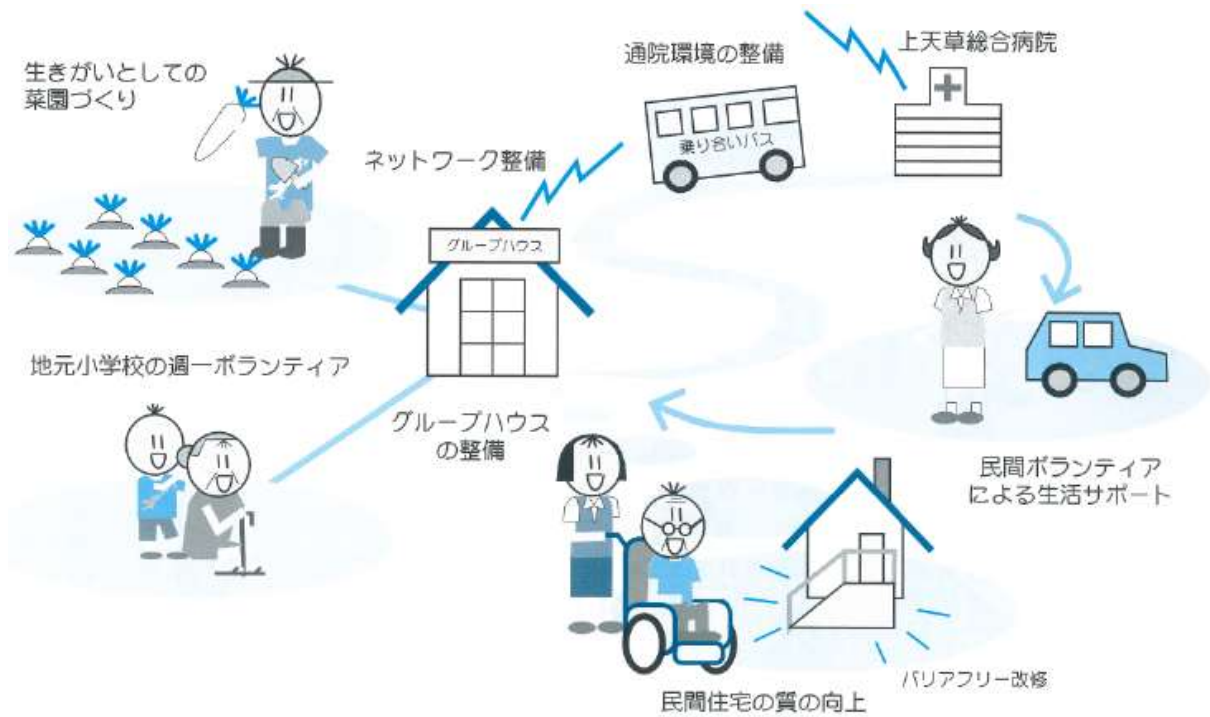
●効果

今後、お年寄り世帯が増えてくる中で、地元で安心して暮らし続けることができるようになります。各地区にモデル的な住まい方を示していくことで、民間住宅の質の向上にも寄与していきます（建て替え時にバリアフリーとするなど）。

医療環境の充実を図り、また、小学校の週一ボランティア運動や生きがいとしての菜園づくりなど、お年寄りが心身共に健康に暮らせる環境を整備していきます。



5-2. 重点プロジェクト



(2) 高校生地元通学倍增構想

●目的

親元から地元高校へ通えるような環境を充実させることにより、教育費負担の軽減、若者定住の促進、将来における地域の担い手の育成を図ります。

また、地元進学にも多様な可能性を感じられる環境を整え、高校生の地元定着率を高めます。

●内容

上天草高校について、地元子ども達が行きたいと思う活気あふれる学校となるように、地域のニーズを反映した様々な新コースの設置や高校に隣接した寮（寄宿舍）の整備などを県に要望していきます。

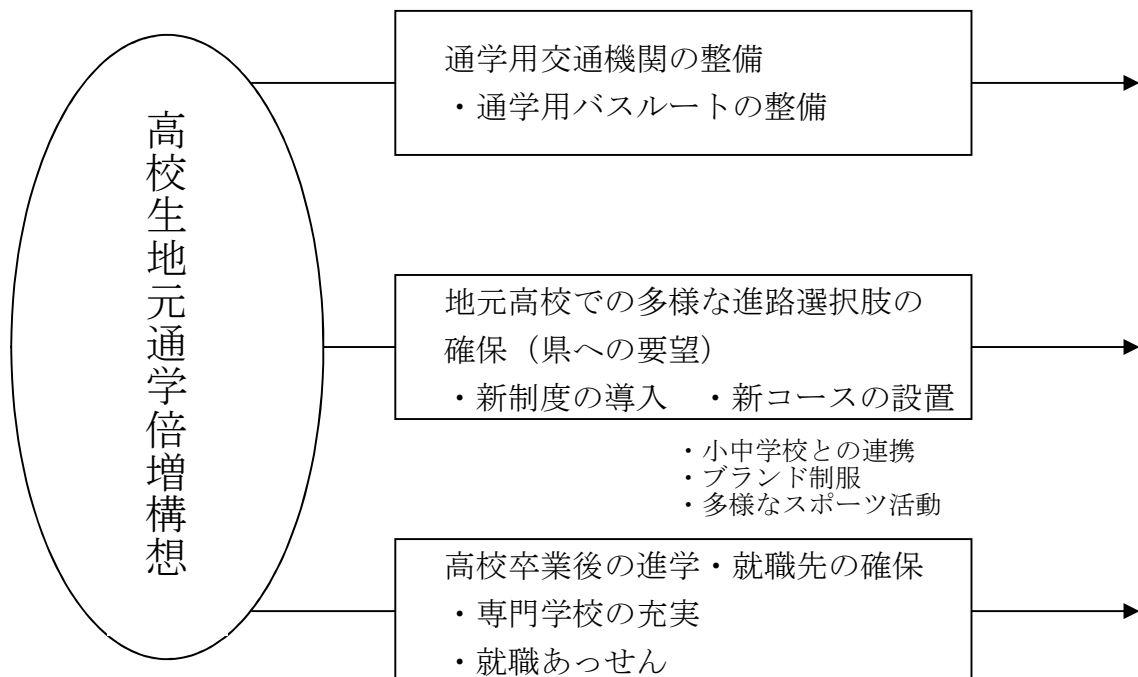
また、新市として、各種助成制度の充実や研修派遣制度の創設、高校の新コースと関連した専門学校や大学の学部誘致などの支援施策を推進していきます。

あわせて、通学的手段及び安全の確保として、通学バス運行の充実や通学路の整備などの施策にも取り組んでいきます。

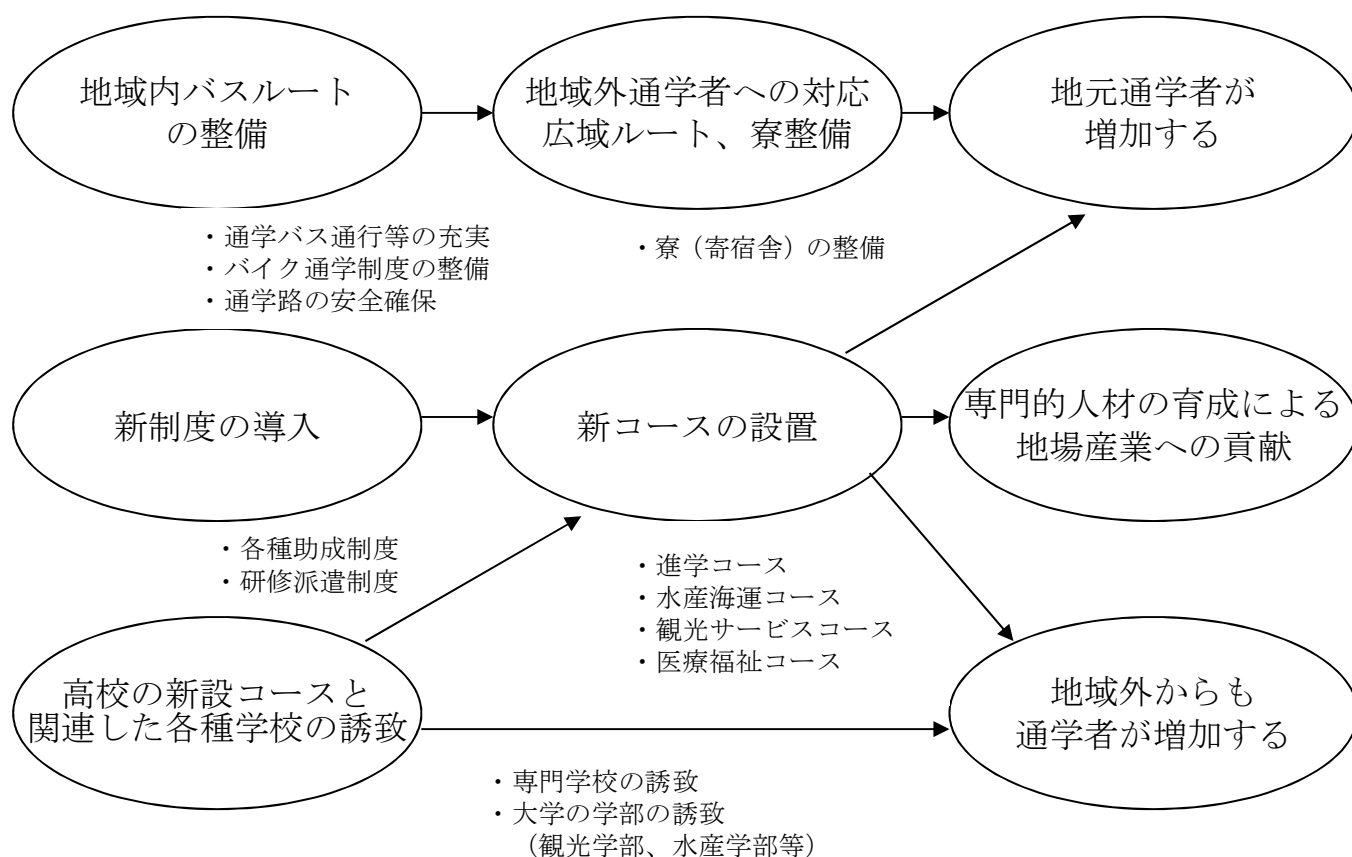
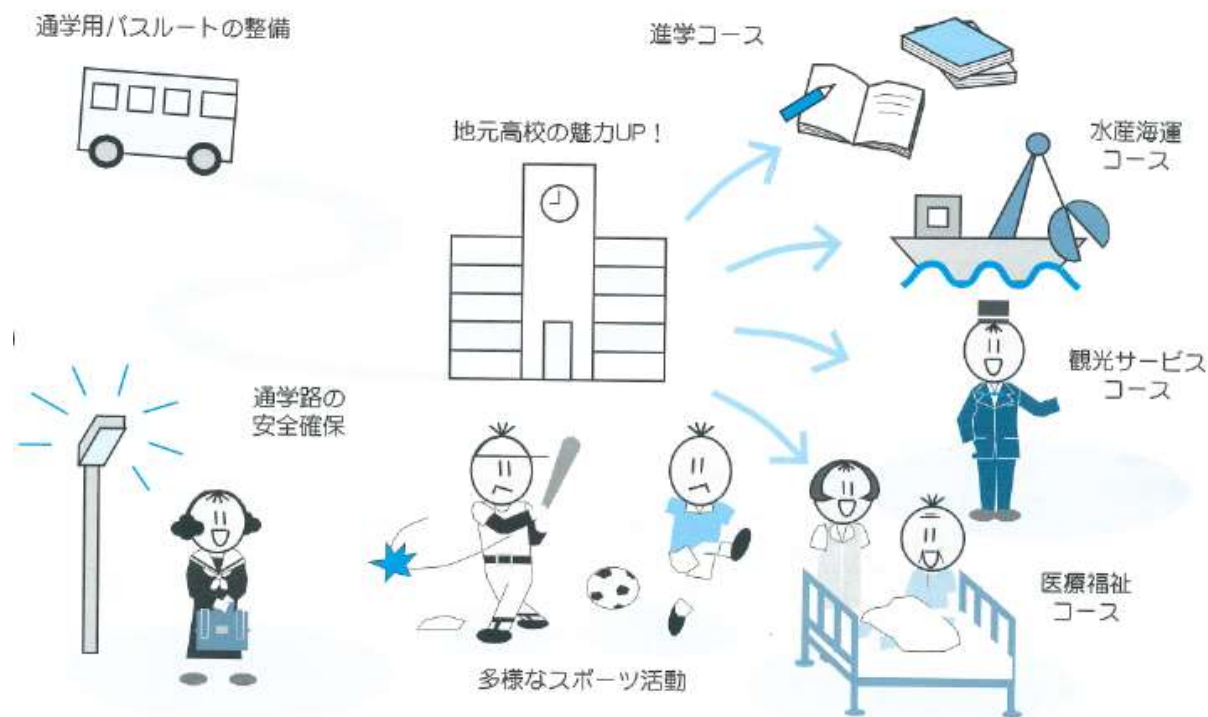
●効果

教育費負担が軽減されます。現在、熊本市内などに居住して高校に通っている学生約600人（3学年合計）の半数約300人を地元に残れるようにします。仮に、新市外に居住している学生一人当たりにつき年間100万円の教育費負担があるとした場合、約3億円が軽減できます。

若者の地元定着率が高まることで活気が生まれ、将来において新市を実質的に支えていくための人材育成、人間関係の構築ができます。また、海運業や農業等の後継者が生まれる環境が整います。



5-2. 重点プロジェクト



(3) Uターン者受け入れ構想

●目的

過去に行った姫戸町におけるUターン希望調査では、Uターン希望者の割合が多いといった結果が得られており、他町においても同様にUターン希望者が多く存在していると予測されます。このような、ふるさとにUターンを希望する人を受け入れていきます。

●内容

Uターンの受け入れ体制を整え、積極的に希望者を受け入れていきます。

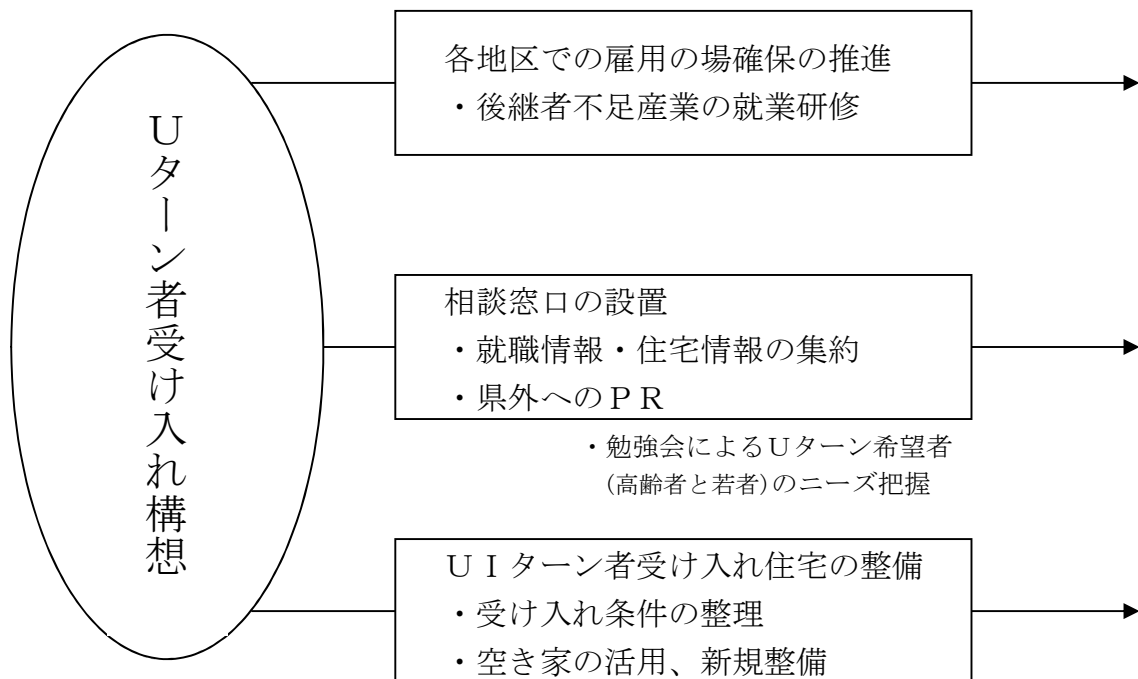
基本的には、各地区でそれぞれ働く場や住宅を確保します。働く場の確保については、後継者が不足している地場産業(農林水産業)への就業支援を行い、専門的な人材を育成します。また、住宅の確保については、受け入れ条件を整理し、地場産材や空き家を活用した住宅を整備します。さらに就職情報・住宅情報を集約した総合窓口を一ヶ所設置して、市外のUターン希望者への情報提供を行います。

各地区で年間3組を受け入れていくようにして、年間100人の受け入れを目標とします。

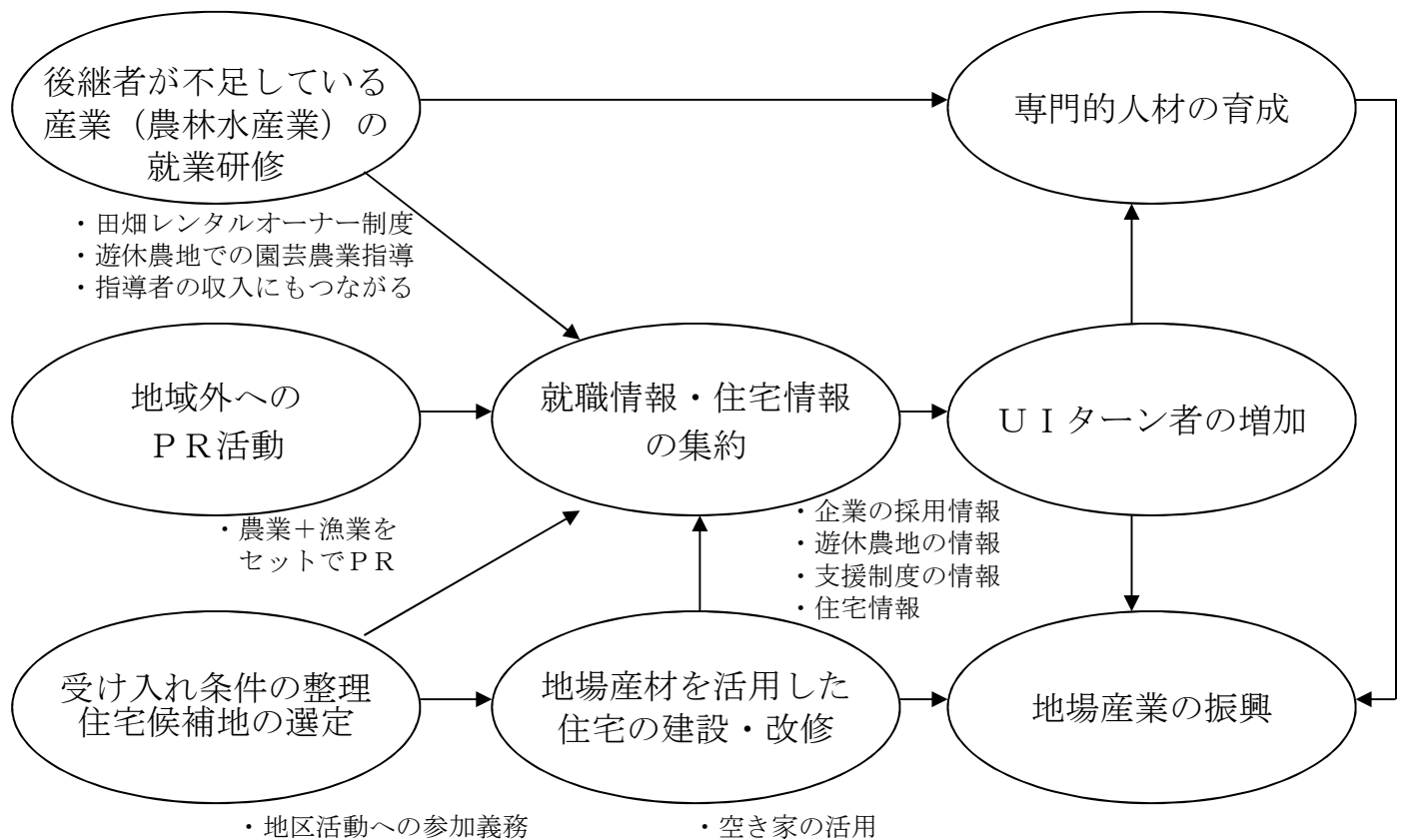
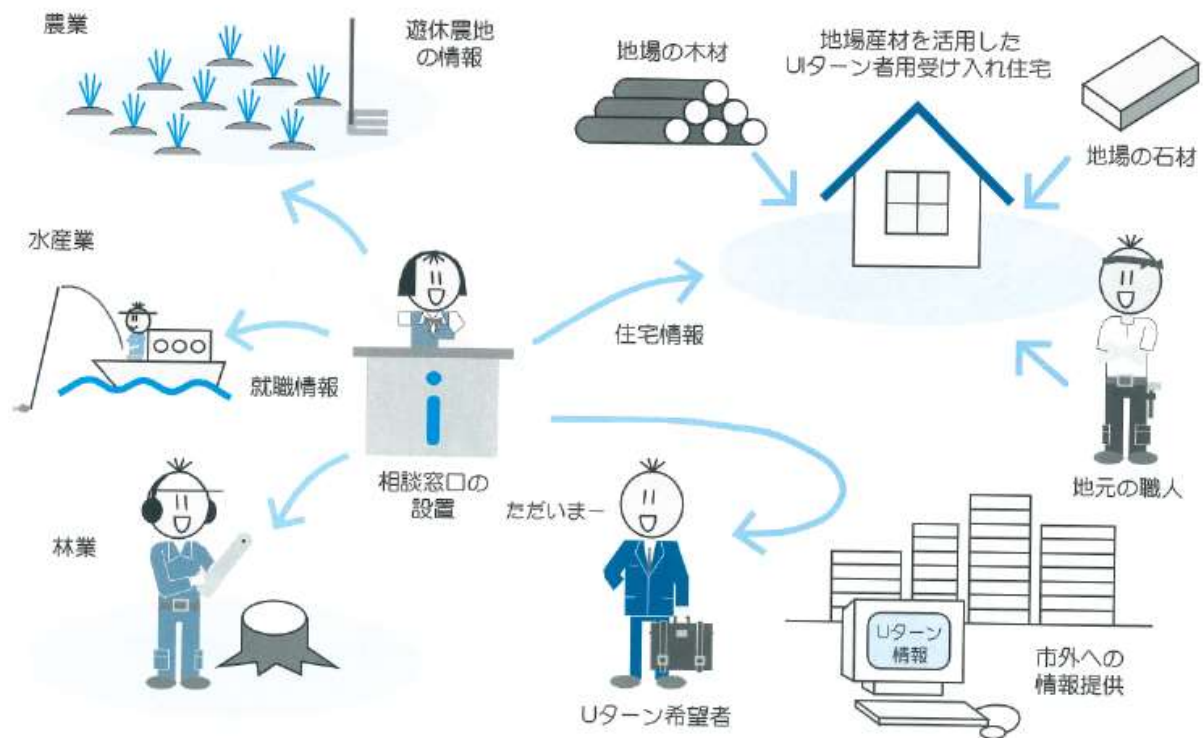
●効果

Uターン者が増加することによって専門的な人材が育成され、地場産業の振興を図ることができ、地域の活性化につながります。

また、農業就業希望者には遊休農地の貸し出しを行うことで、一次産業の振興とともに土地の有効利用を図ることができます。



5-2. 重点プロジェクト



(4) 第一次産業振興と合わせた観光客満足度倍増構想

●目的

質の高いサービスと観光ルート、拠点施設の整備により、観光客の満足度を高め、入り込み客の増加を図ります。あわせて、本地域の魅力を活かしたもてなしを実現していくため、農業、漁業の振興を行っていきます。

●内容

現在計画されている大矢野の宮津地区総合開発、松島の樋合マリンプロジェクトや自然体験型観光であるブルーツーリズム、グリーンツーリズム、域内観光ルート整備、接客サービスの向上など、新たな展開を図り、多くのリピーター（繰り返し訪れる観光客）を確保していきます。

ブルーツーリズム、グリーンツーリズムでは、異業種による意見交換会を開催し、新市で考えられる体験メニューを検討し、これを基に体験プログラムを作成します。

また、受け入れ体制整備のため、農業基盤、漁業基盤の充実を図るとともに、担い手の育成を行い、グリーンツーリズムなどのインストラクターとしても活躍してもらいます。

一方で、最大の観光資源である海の汚染が懸念されており、産業振興の観点からも環境保全活動との連携を図っていきます。

●効果

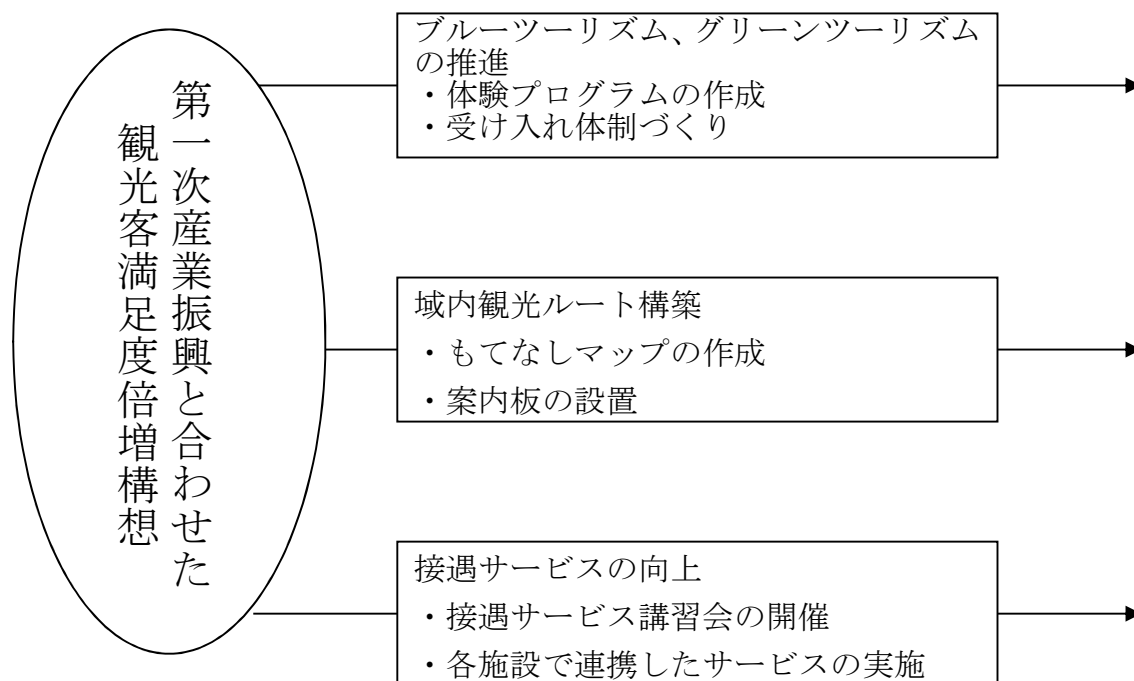
現在の入り込み客約163万人を23%増の200万人とし、約37万人の入り込み客増加を目標とします。これにより約26億円の観光消費が期待されます。

37万人のうち、宿泊客：5.4万人、日帰客：31.6万人

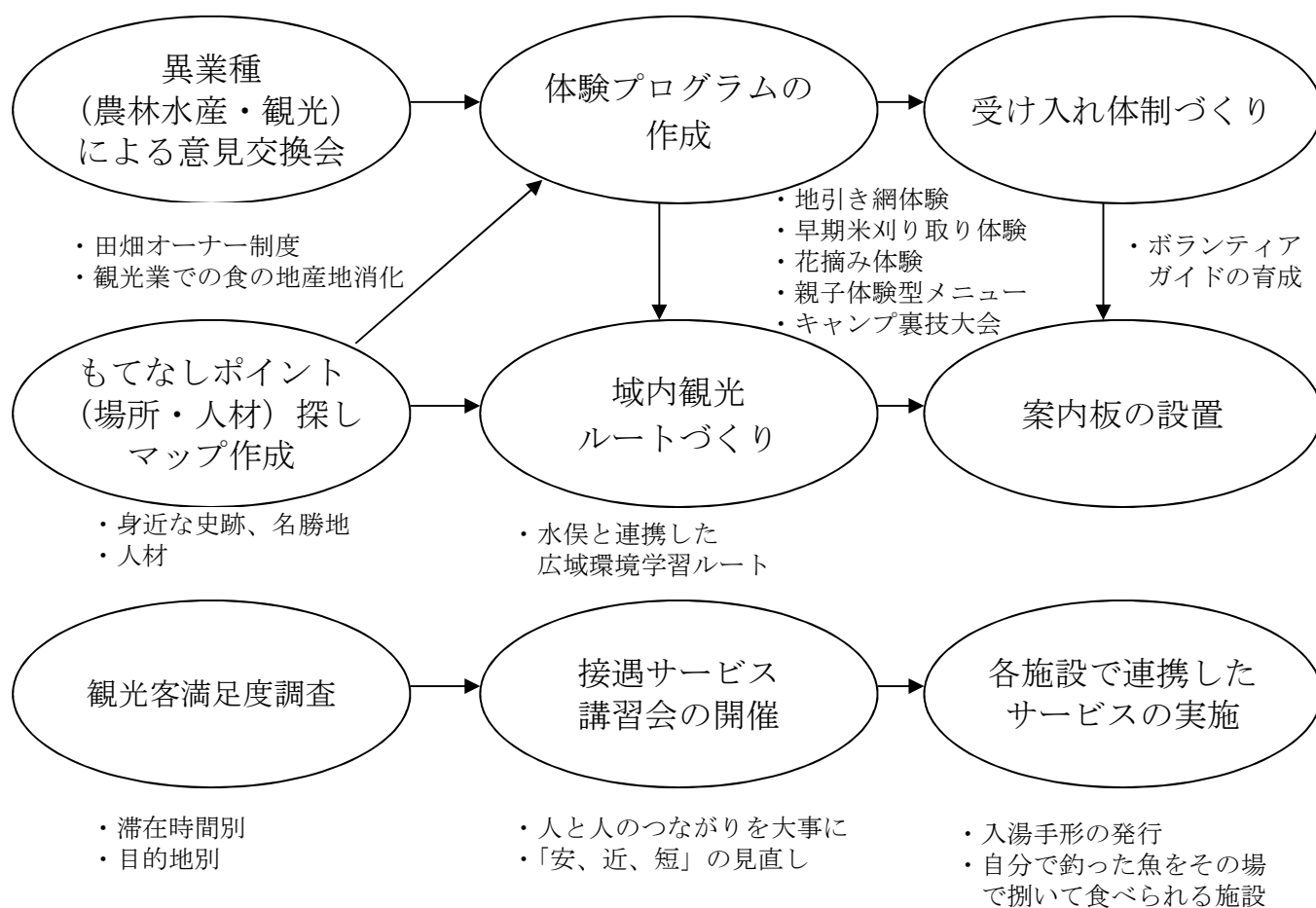
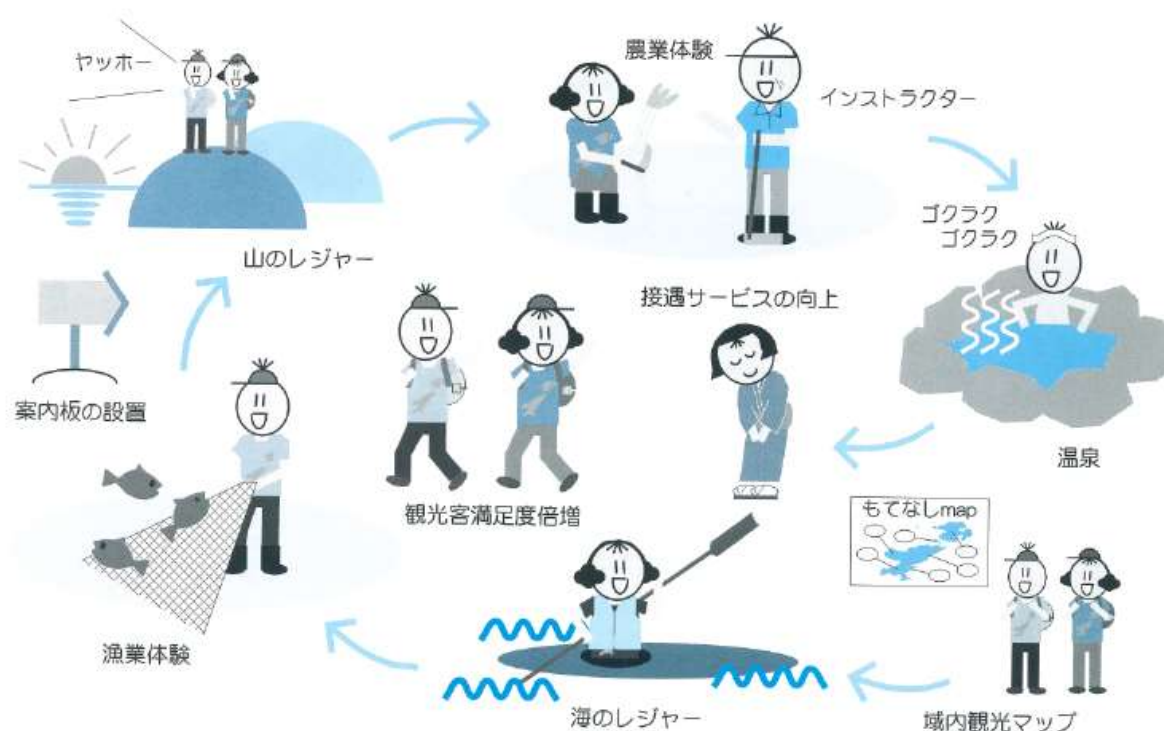
$5.4\text{万人} \times 17,018\text{円} / \text{宿泊客平均消費額} + 31.6\text{万人} \times 5,262\text{円} / \text{日帰客平均消費額} = 25\text{億}8\text{千万円}$

観光入り込み客の増大により、雇用を増進させることができ、さらに観光を中心に第一次産業の振興を図ります。

*観光消費額は平成29年上草市推計による



5-2. 重点プロジェクト



(5) 産業開発創造構想

●目的

最大の地域資源である海を活かした産業開発、地場産業の振興、観光開発などに取組み、若者の働く場を創出していきます。

●内容

最大の地域資源である海を活かした産業開発や、地場産業の振興を図るため、特産品の開発研究支援や既存産業の振興、地域資源研究の場づくりなどを進めていきます。

農林水産物加工品開発研究センターでは、特産品のブランド化を目指して企画開発を行い、販路の開拓や拡大に努めます。

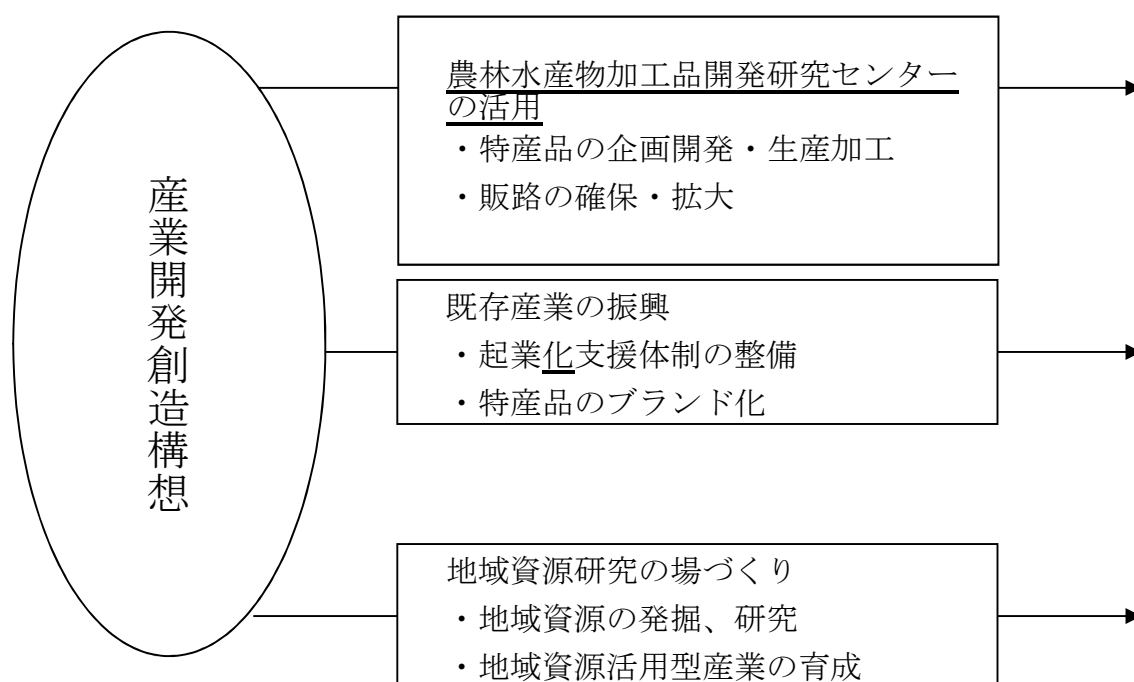
既存産業の振興としては、起業化支援体制の整備、特産品のブランド化などに取組みます。

地域資源研究の場では、地域資源の発掘・研究を行い、既存産業のつながりを生み出すような新たな地域資源活用型の産業を育成していきます。ここは、子供から大人までが地域資源を活かした仕事や環境のことなどを学習、研修研究できる場としても位置づけられます。

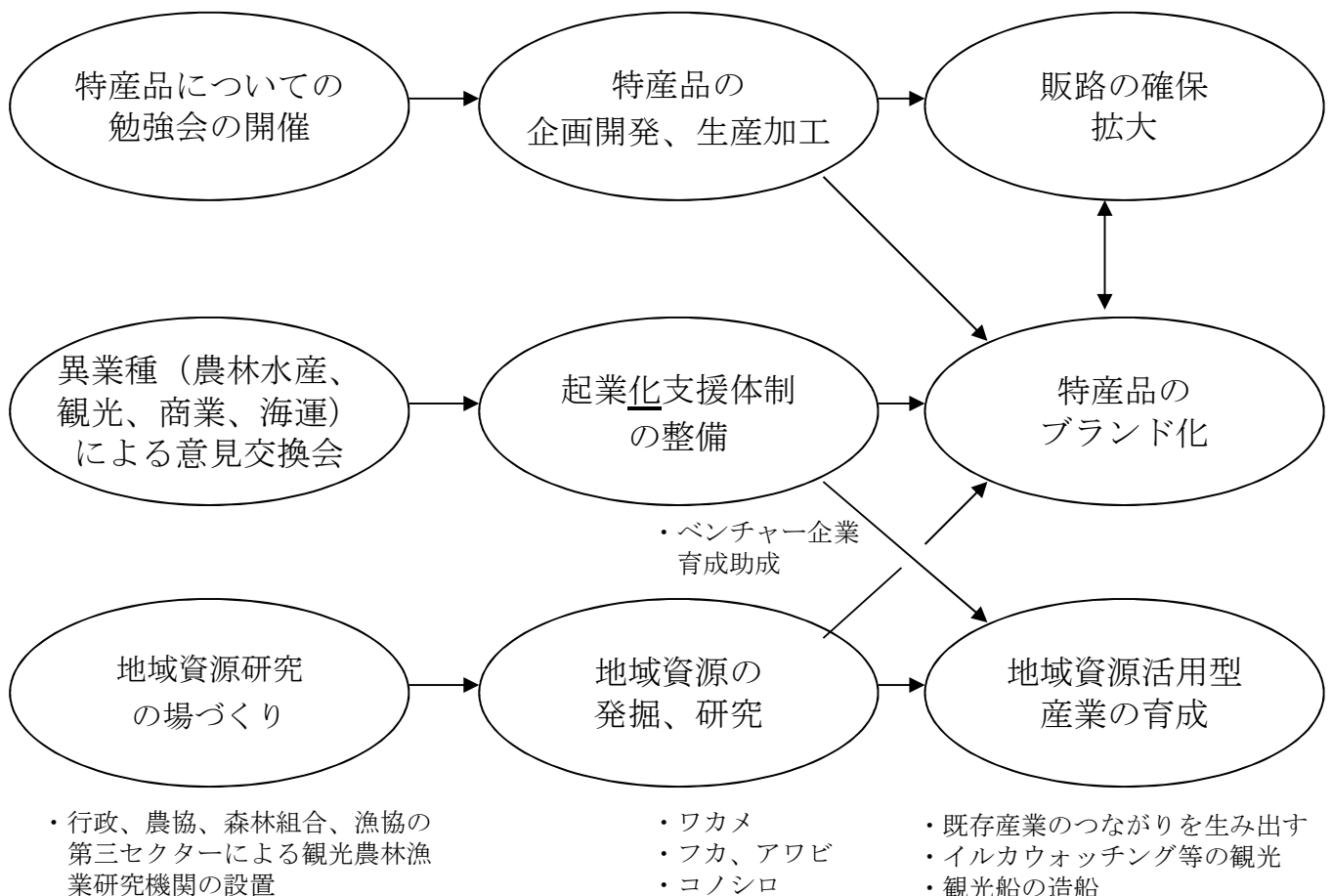
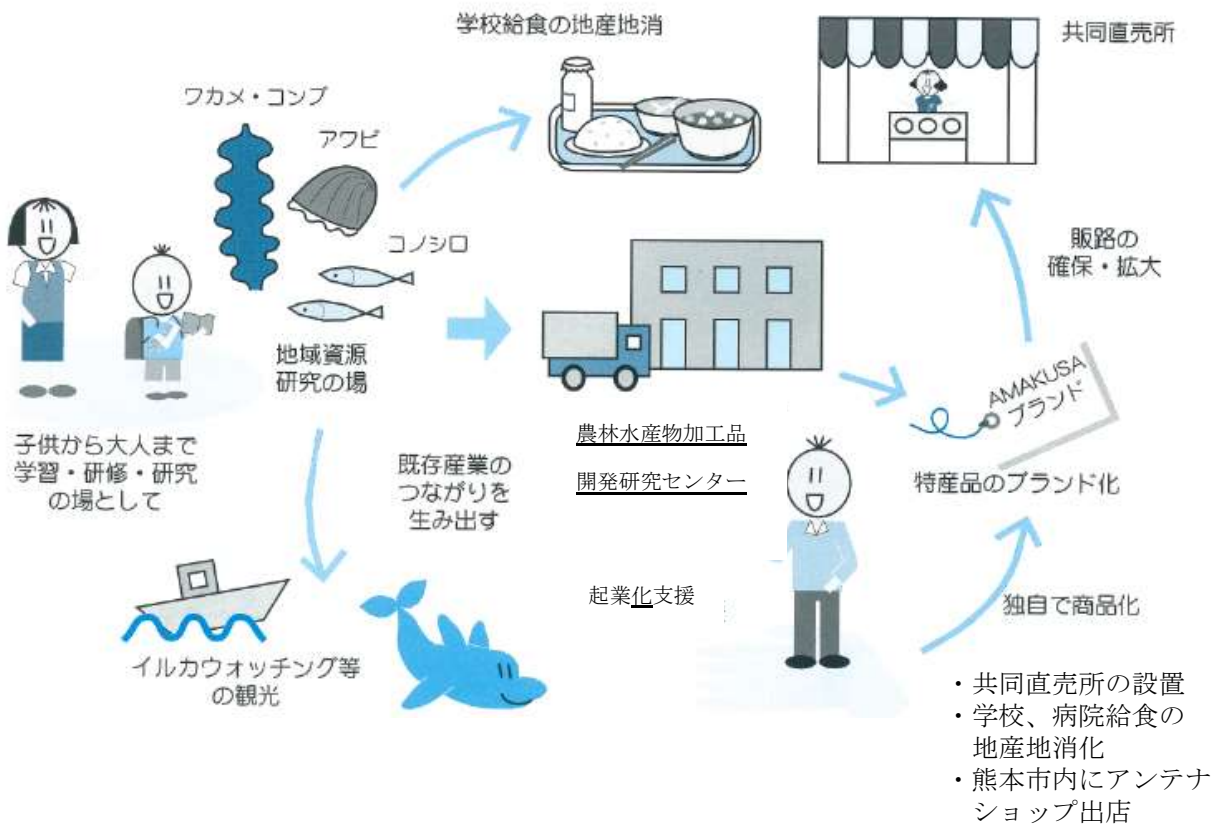
●効果

持続的な産業構造の形成を図り、若者定住を進めます。

地場産業の振興により、農林漁業、観光、商業などの収入増加を図ることができます。



5-2. 重点プロジェクト



(6) 地場の特性を活かした企業立地構想

●目的

国や県・大学・企業と連携して本地域の魅力、可能性を活かし、新たな企業立地を進めます。

●内容

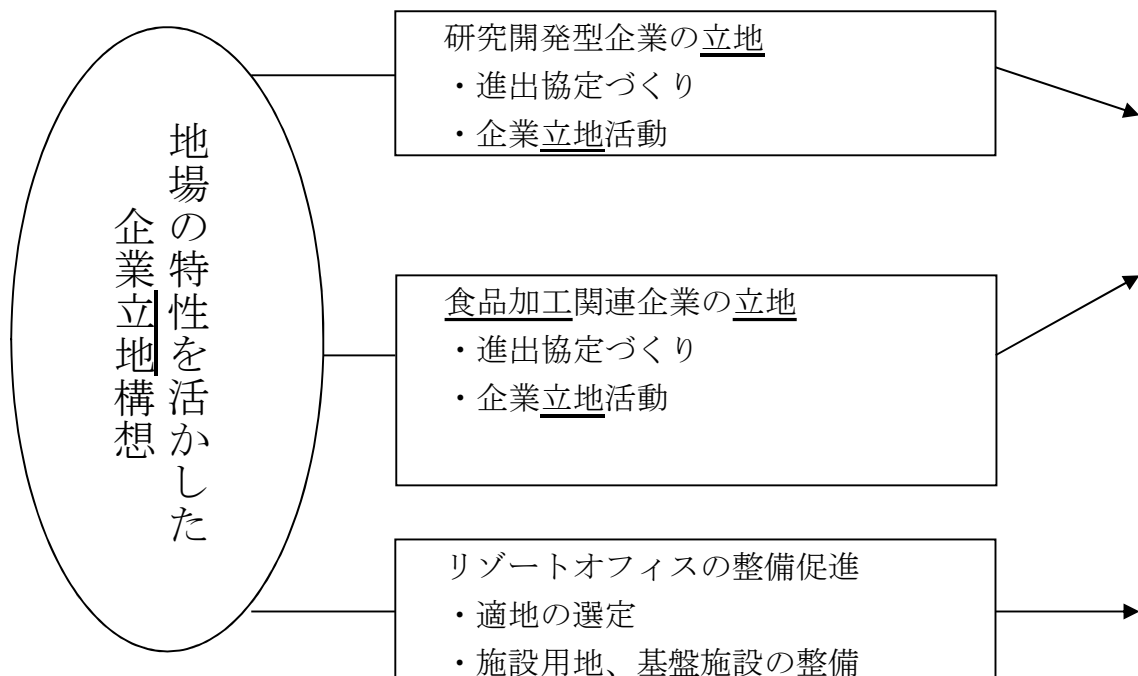
企業立地を進めるにあたり、まず環境保全型産業の振興という新市の産業振興のビジョンを明確に打ち出し、それに基づいた進出協定を作成して誘致活動を行います。

本地域の魅力と位置的特性を活かした企業としては、研究開発型企業や食品加工関連企業が挙げられます。豊かな自然環境等を活かしたリゾートオフィスなどの新たな企業の立地を図るとともに、施設用地や基盤施設の整備を進めます。

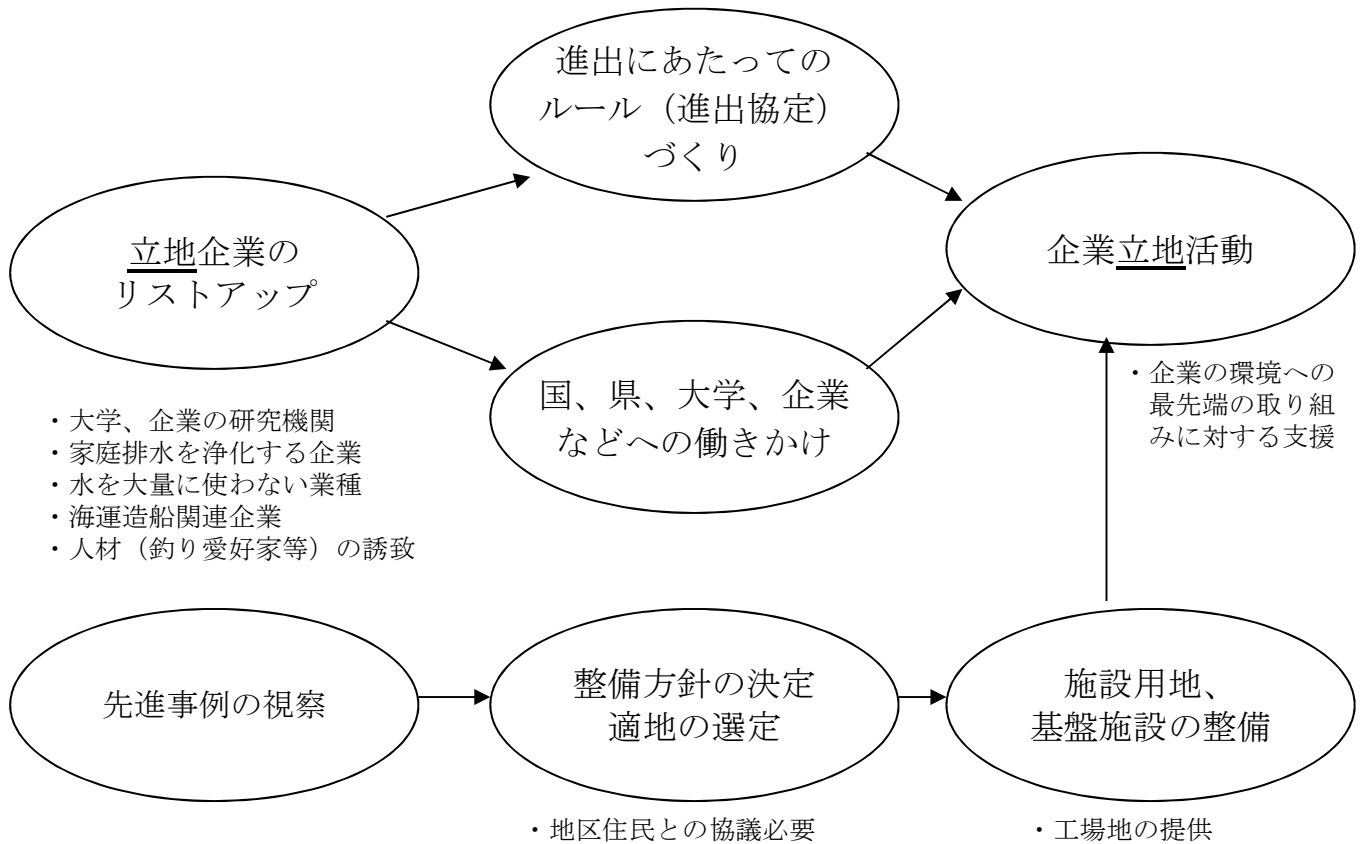
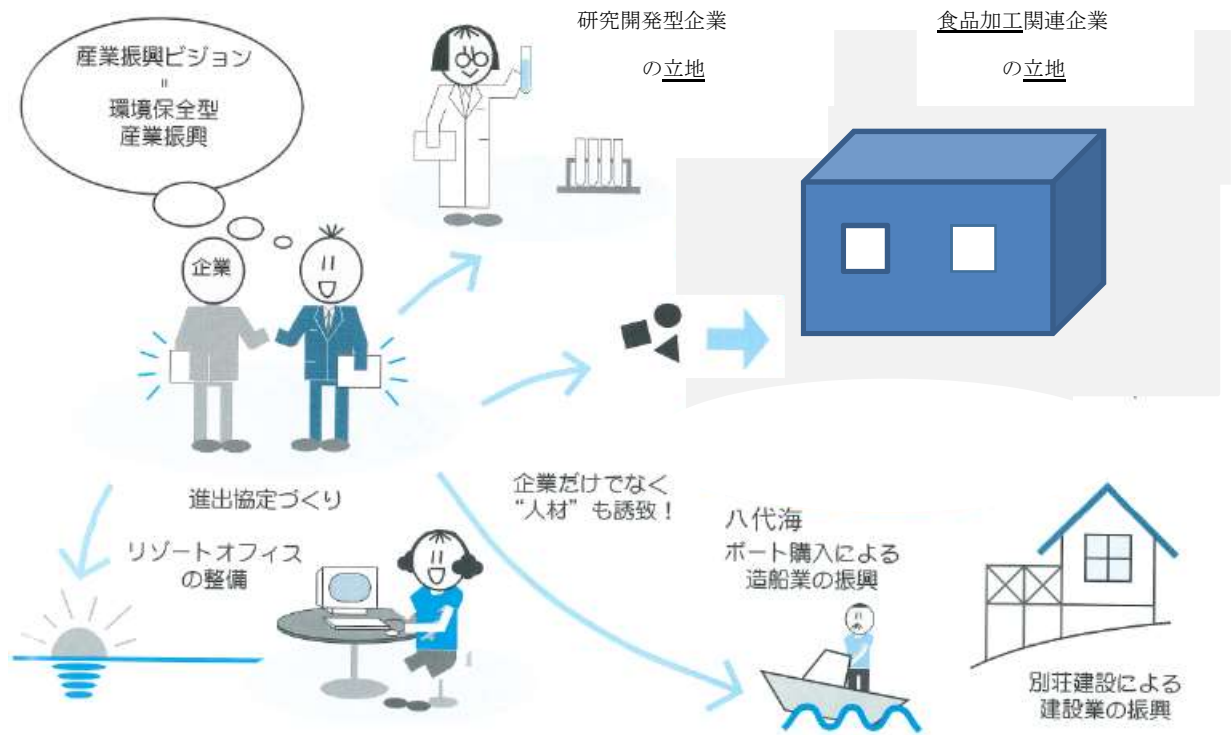
また、企業だけでなく、各種産業への波及効果が期待できるような人材の誘致も並行して進めます。

●効果

雇用が増大し、若者定住が促進されます。また、特色ある企業の立地により関連企業の集積が進み、さらに雇用の場が増大します。



5-2. 重点プロジェクト



(7) “ みず ” から始める環境保全構想

●目的

新市において安定した水の供給、安全な排水対策を進めていきます。それらの日常的管理として、各地区単位で足元からの確かな環境保全を進めていきます。

●内容

各地区の婦人会や商工会などにおいて、環境保全に関する様々な取り組みが行われています。

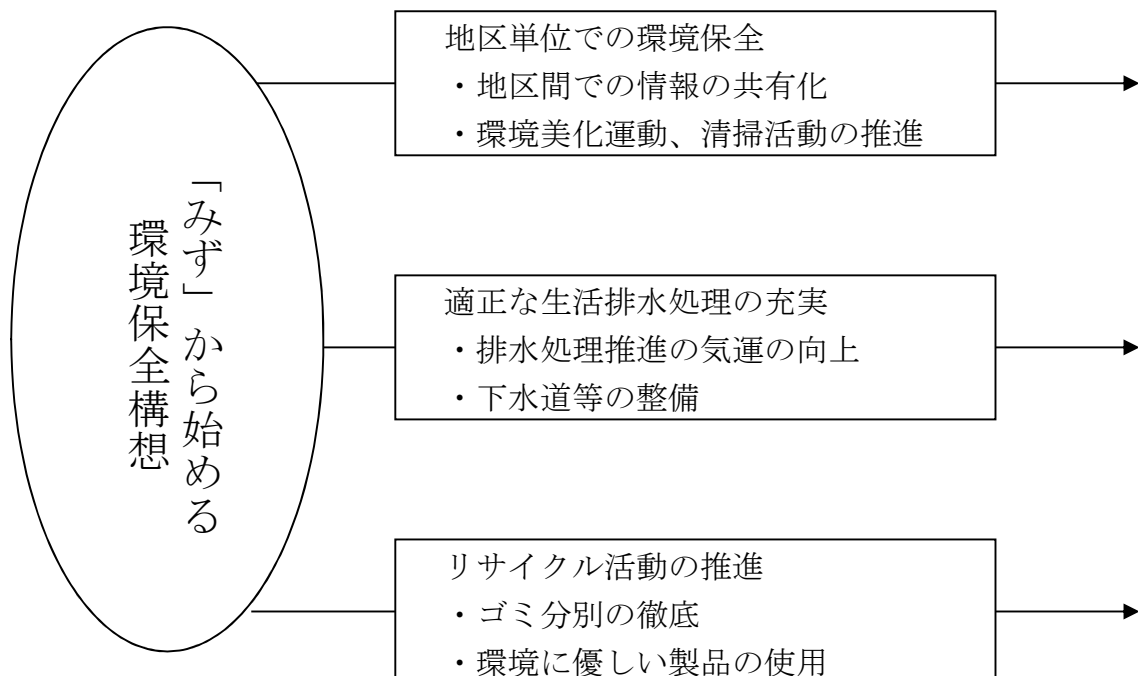
まずは、これら個々の取り組みの情報を新市全体で共有することで、各地区の取り組みに反映させ、大きな取り組みへと広げていきます。

そして、地区単位での具体的な取り組みとして、環境美化活動、清掃活動、リサイクル活動を推進していきます。

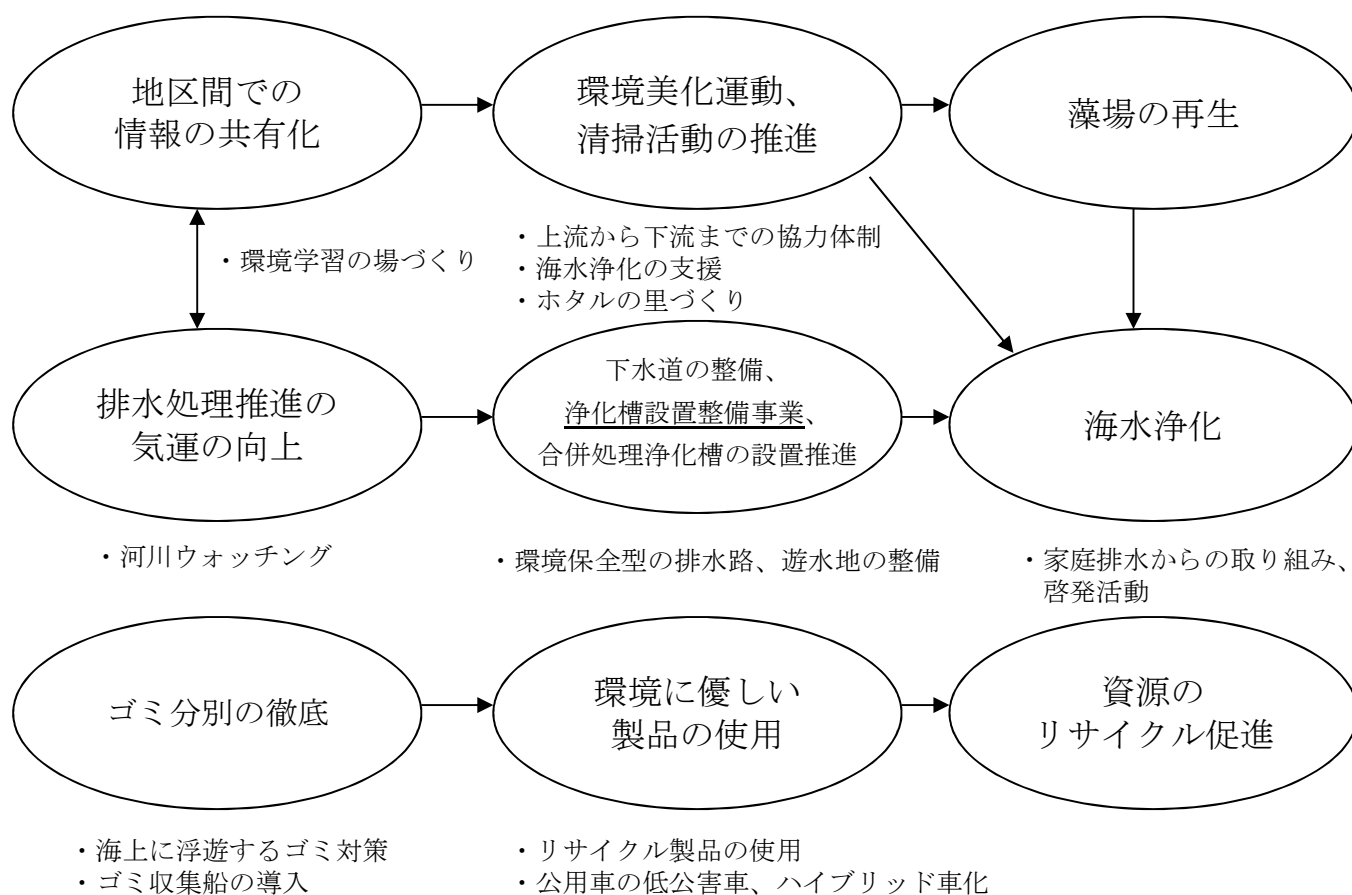
あわせて、各地で適正な排水処理の整備を進め、新市の最大の地域資源である海の環境保全に取り組んでいきます。

●効果

海水が浄化されることにより、新市の最大の地域資源であり、かつ産業振興の基礎となる海の環境保全を図ることができます。



5-2. 重点プロジェクト



(8) 域内30分圏構想

●目的

域内のどこからでも中心部まで車で30分で移動できるように道路整備を進めます。

●内容

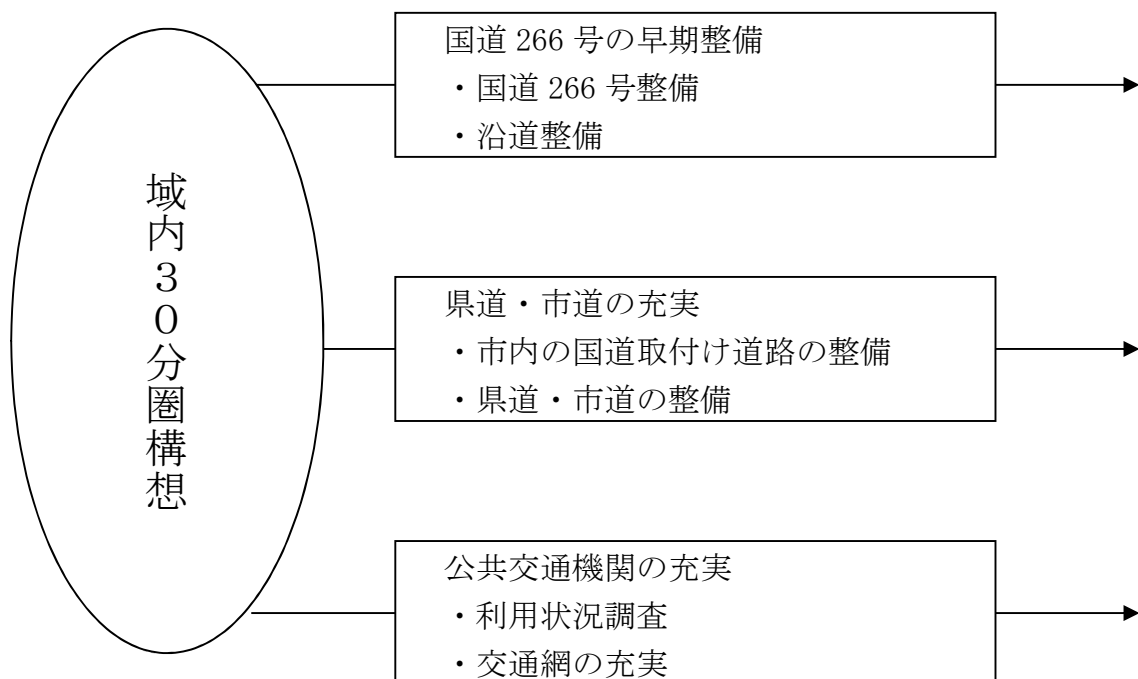
まず、市内道路事情見学ツアーなどにより、市内の道路問題に対する共通認識を得ることから始め、市域の人やモノの循環を良くするための道路整備計画づくりに取組みます。

そして、現在整備が進められている国道266号の早期整備や渋滞部分の解消、市内循環ルートの整備など、観光道路、あるいは生活道路としての道路網の充実を図ります。

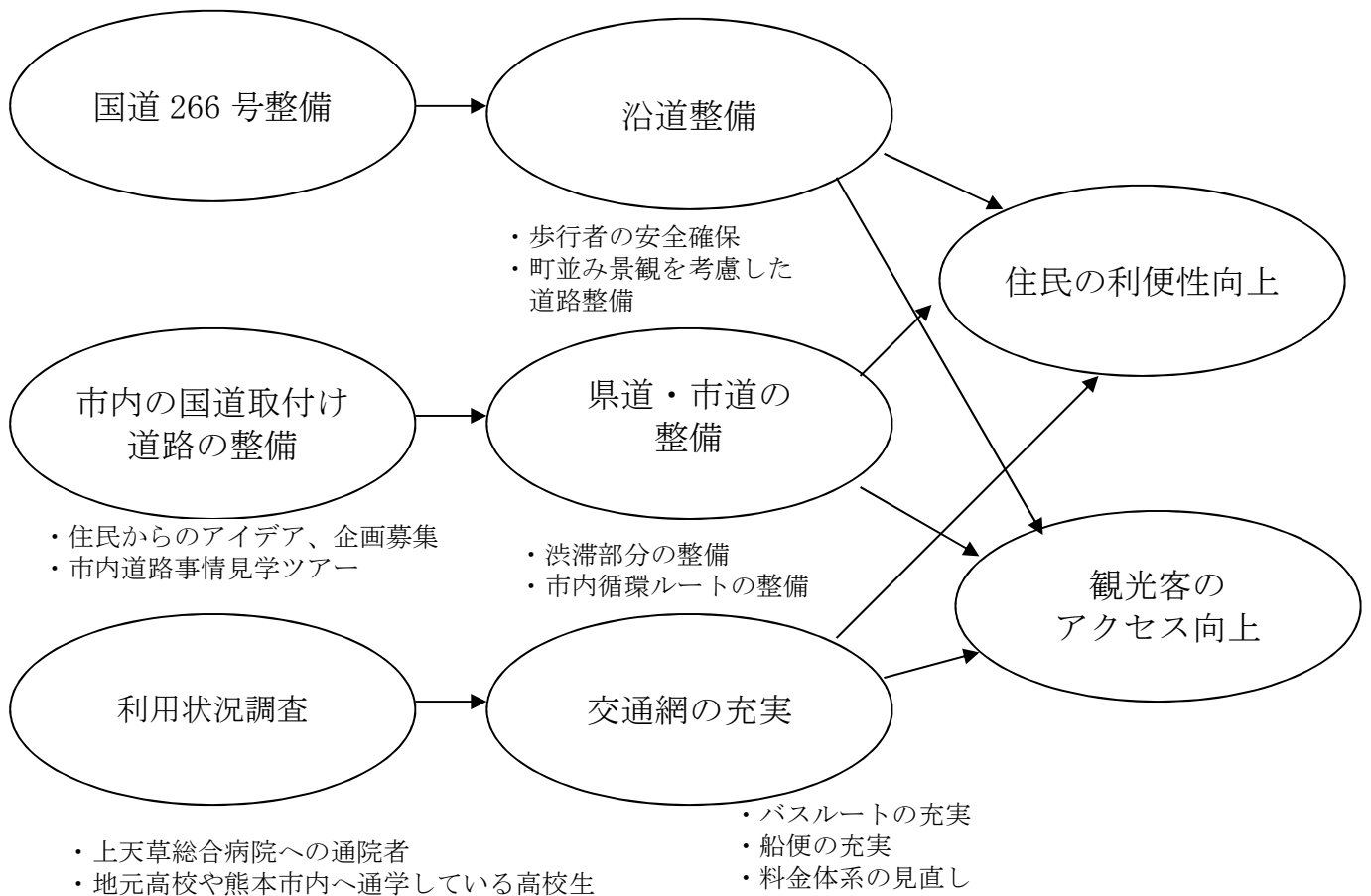
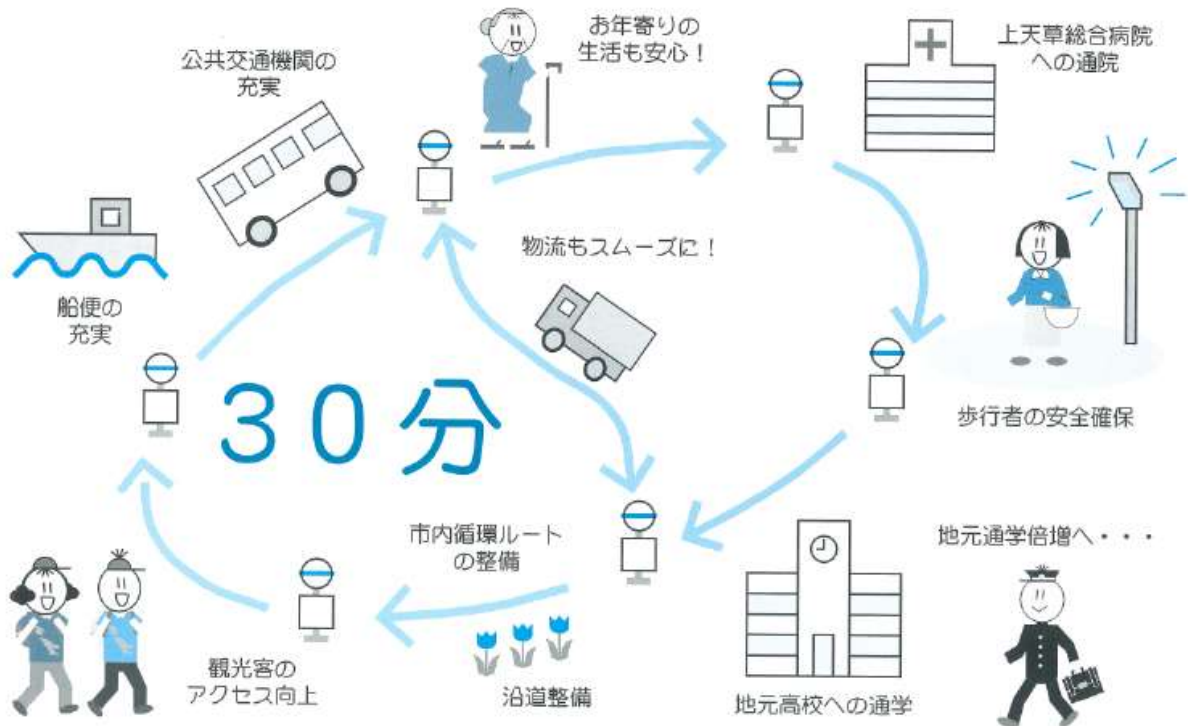
さらに、これら基盤の整備と合わせて、上天草総合病院への通院者や高校生などの利用ニーズに即した公共交通機関の充実を図ります。

●効果

生活圏内の移動が容易になることで住民の利便性が向上し、各種活動が活性化します。道路網の整備のもと、バスなどの公共交通機関の充実が期待できます。また、道路網が整備されることで、観光客のアクセス性の向上、産業の振興(農作物などの地元消費など特に域内循環の促進)の基礎が整います。



5-2. 重点プロジェクト



(9) 八代・天草架橋等広域連絡道路建設促進構想

●目的

新市と周辺市町との広域的な連携をより強化するために、八代・天草架橋の早期実現を働きかけ、熊本天草幹線道路(地域高規格道路)の建設を促進します。

●内容

八代側においては、新幹線の開業や高速道路網の整備が進んでおり、八代・天草架橋の整備により八代海の巡回ルートが完成し、住民生活の利便性の向上、産業振興、若者定住の促進など、様々な展開が可能となります。

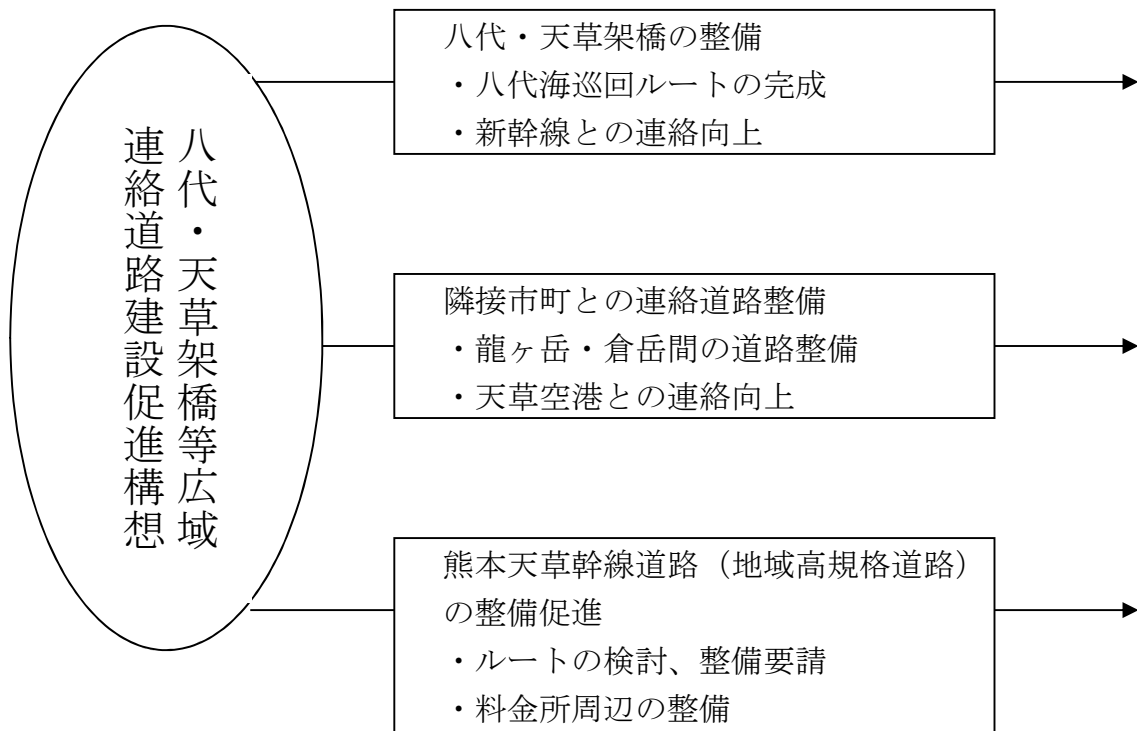
また、一般国道の夏期の渋滞は住民生活にも支障をきたしており、熊本天草幹線道路(地域高規格道路)の整備促進が望まれるため、早期実現を働きかけていくとともに、天草五橋架橋時の一人一円運動などのような地域での気運の盛り上げを図っていきます。

さらに、隣接市町間の連絡道路を整備することで、天草空港等が立地する天草市周辺との連絡を図ります。

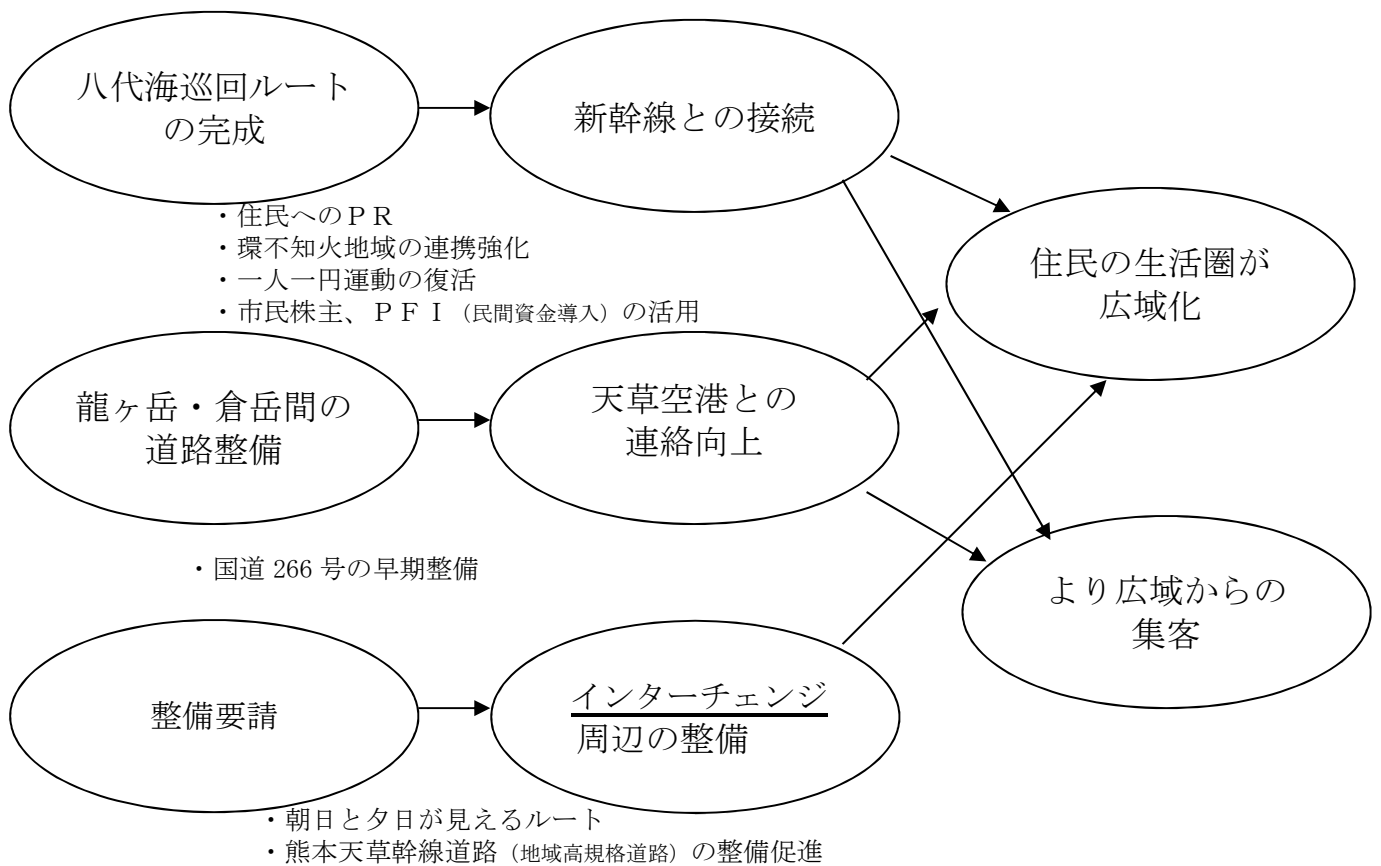
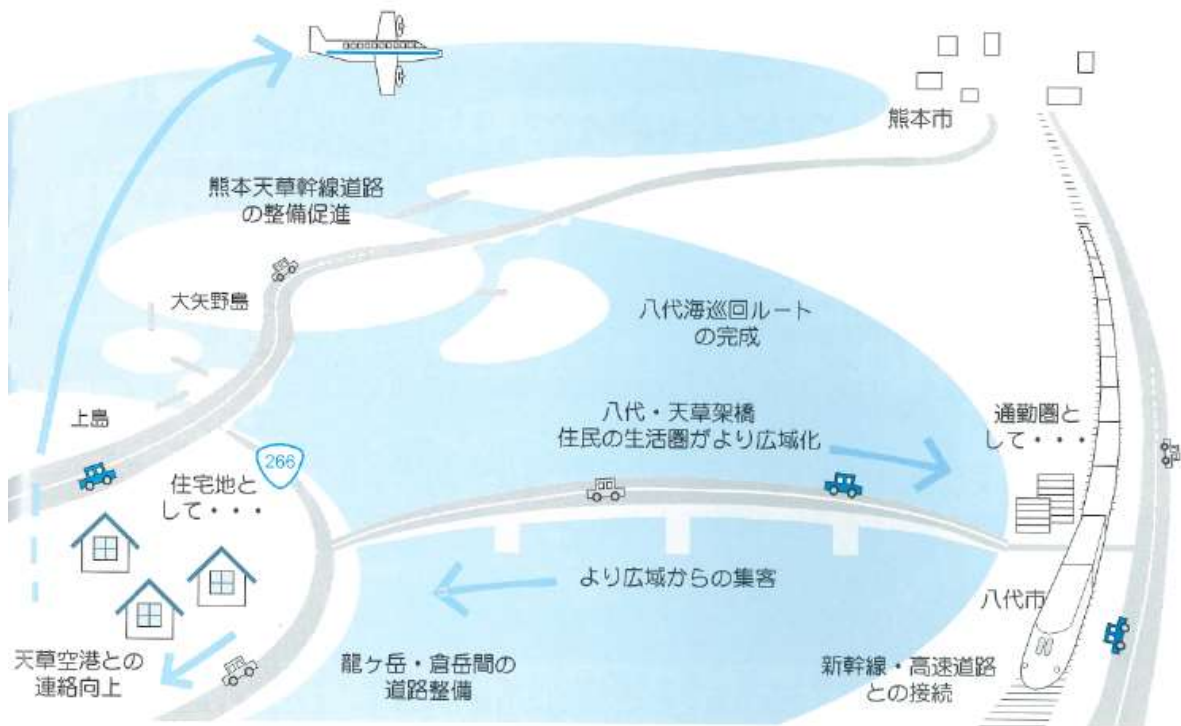
●効果

広域的なアクセスが向上することで、住民の日常生活圏が広域化し、利便性が向上します。また、産業振興の観点からも広域的な流通が促進され、さらに観光面では、より広域からの集客が得られることで、観光入り込み客の増加が期待できます。

八代・天草架橋の整備により、新市は八代市の通勤圏として位置づけることが可能になります。環境の良さを活かした住宅地として、Uターン者を含む若者定住の促進が期待されます。



5-2. 重点プロジェクト



(10) 海洋保全・研究構想

●目的

海を基本として生きてきた13地区なので、海を護ろうという気持ちは共通の願いであるといえます。だからこそ海の異変に強い危機感を抱き、かつ、二つの海に接する本地域が、これからの環境の時代をリードしていきます。そこで、海の環境を学び、発信する海洋博物館の建設を目指し、豊かな海を取り戻す足掛かりとします。

●内容

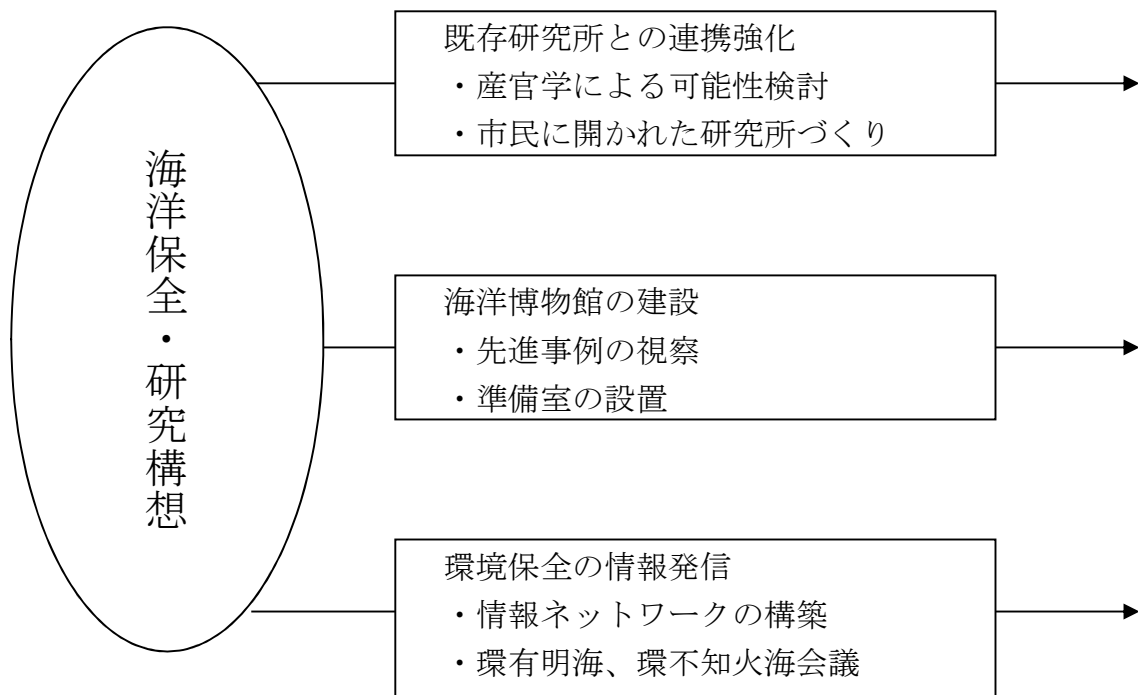
まずは、既存の研究所との連携からはじめ、海の現状の把握と危機意識の発信から着手します。また、かつて経験した水俣病の教訓を基に、海の汚染がもたらす災いについての認識を改めて参考にすることも必要です。将来的には教育・体験・研究などの機能を備えた海洋博物館を設立し、二つの海の環境のあり方を研究していきます。

さらに、必ずしも個人的な努力の積み重ねだけでは改善されない問題であるため、環有明海・環不知火海・球磨川流域の人々に問題の共有と、解決に向けて共に力を合わせる姿勢を求め、環境づくりの拠点として広域的に展開していきます。

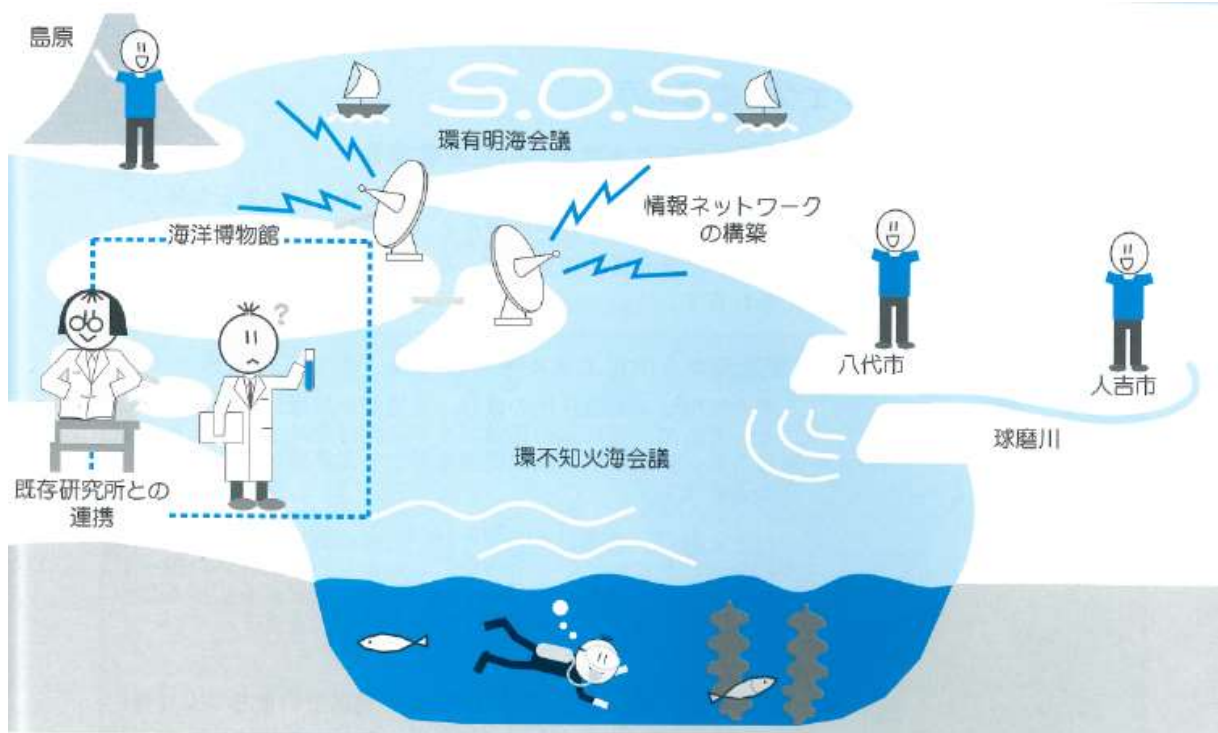
●効果

永く海とともに生活してきた人々にしか感じ取れない海の危機を、より客観的・科学的かつ広域的な位置づけの基に調査し、研究・解明します。

その成果を発信し、海を護るためのキャンペーンを通じて、新市の全ての住民が共有できる問題意識を育て、共通の目標とします。また、その過程において、新市の連帯感が醸成されるように努めます。



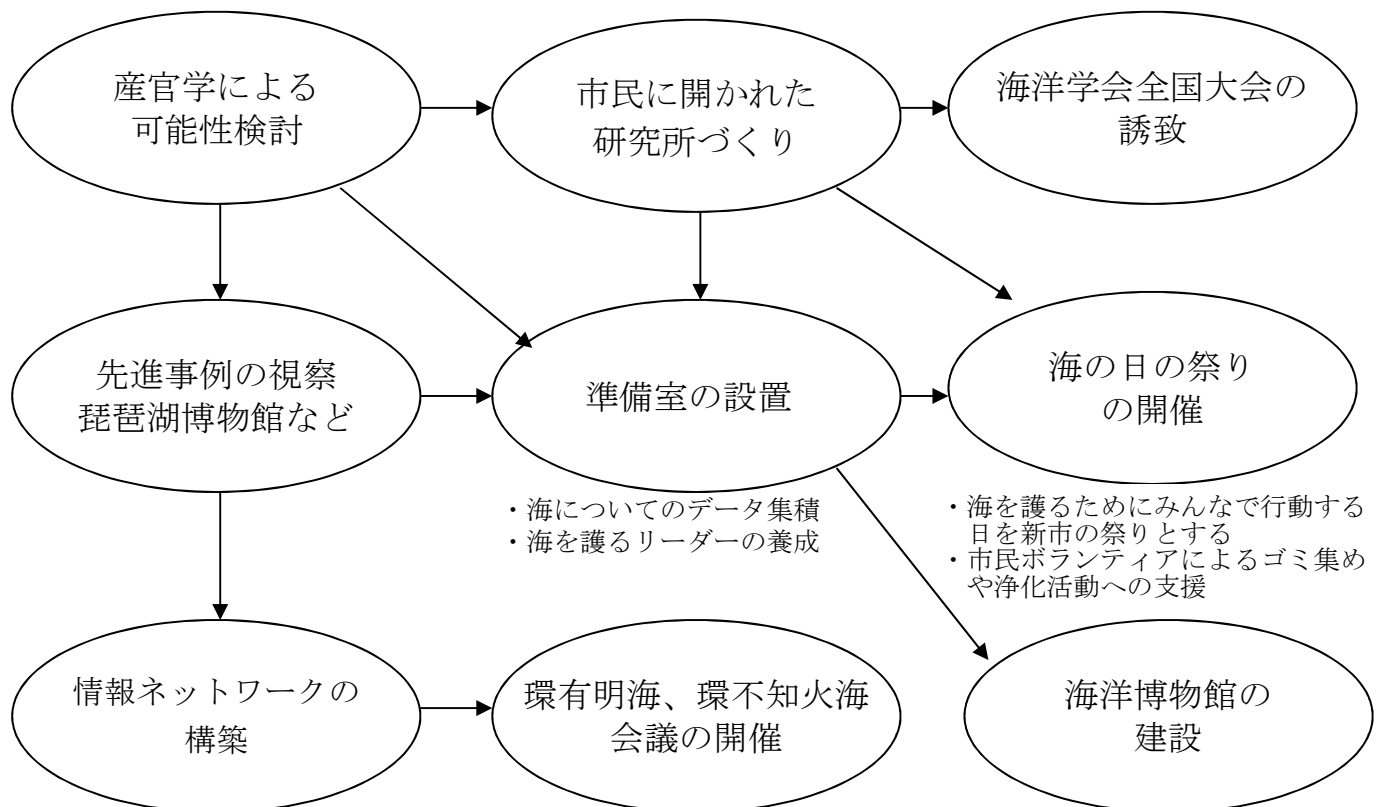
5-2. 重点プロジェクト



- ・漁業、観光との連携
- ・汚泥の活用方法の研究

- ・海の危機を測る市民一斉調査
- ・水産研究センターの研究成果発表
- ・大学の公開授業

- ・海洋学科等の大学、高校の合宿を誘致



- ・海の情報のネット上での配信
- ・海の現状を各地の子供に伝える出前講師

- ・有明海、八代海沿岸の市町村と共同で海洋保全研究機関を設立

- ・既存施設の活用も考慮
- ・八代・天草架橋と一体的に整備

○重点プロジェクトの進め方

●重点プロジェクト進め方の共通事項

重点プロジェクトは相互に関連して相乗的に効果を発揮していくものですが、それだけでなく、共通した『進め方の鉄則』があり、それが新市の地域づくりを強力に推進していく鍵と考えられます。

●市民意向から市民エネルギーの発揮、そして充実感

その鉄則は、地域住民の意向・意見が地域運営に活かされること、そして、それらが地域づくりに向けたエネルギーとして束ねられ、市民それぞれが役割を果たし充実感を得ることができる進め方です。

たとえば、右図に示すように、大きな樹木が長年にわたって緩やかに生長していくような、しっかり地に根付いた根っ子。それに支えられる大きな幹。それから大きく樹冠を広げるための枝。そして茂る葉の構成で考えることができます。

●しっかりした根っ子（市民の声・姿、地区でのまちづくり等）

市民の生活・仕事の充実への意見・意向、さらに、地域にある自然・歴史・産業・生活上の各種資源をくまなく結ぶことが必要と考えます。これは、しっかりと根を張る根っ子にたとえられます。

地区でのまちづくりは、その役割も果たすものです。

●市民の声・姿、地域の可能性を束ねる幹（地域情報の活用）

しっかりとした根っ子から吸い上げられた養分（地域づくりの可能性）は、情報として整理・活用されることで大きな幹となります。

そのためには、地域情報を総合的に収集・把握・活用できる仕組みと人材配置が不可欠と考えます。この仕組みづくりを市民と連携しながら整えていきます。

●地域づくりの枝（重点プロジェクトの進め方）

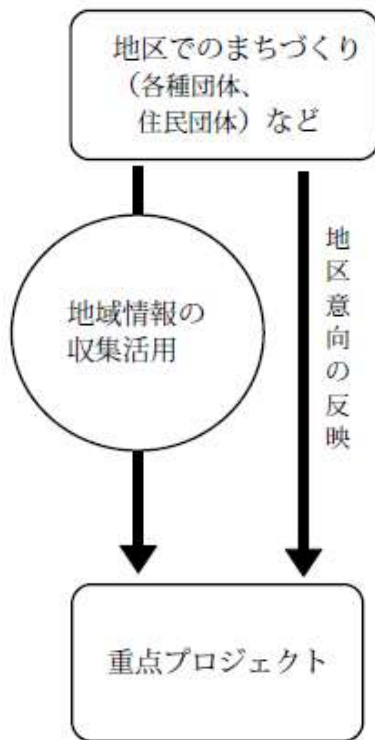
重点プロジェクトはしっかりした根っ子と大きな幹に支えられ四方に分岐する枝にたとえることができます。13地区まちづくりの代表者による検討会等が地域住民への重点プロジェクトへの関わりを生み出します。

●地域づくりの最大のポイントは葉（人材）を茂らせること

枝にあたる重点プロジェクトは、そこに数多くの葉を茂らせませす。この葉っぱこそが地域の人材であり、人材の育成は、根っ子をさらに広げ、幹をより充実させていきます。

●市民意見の丹念な拾い出しと情報の使いこなし

以上のように、重点プロジェクトは地区でのまちづくりなどによる市民エネルギーの吸い上げと地域情報の使いこなしが鍵と考え、これを踏まえて取組みを進めていきます。



重点プロジェクトの検討の仕組み

5-2. 重点プロジェクト

新市建設の大きな木（重点プロジェクト推進の鉄則の例示）



5－3．地区でのまちづくり

（１）「１３地区のまちづくり」の概要

生活の基礎となる、“ふれあい、つながり”を大事にしていく単位としての13地区は、新市を創りあげていく上でもっとも基礎となる重要な単位です。

社会的な地域運営の流れは、行政主導のまちづくりから住民参加型のまちづくりへ、さらに住民主体のまちづくりへと変化しております。住民が自ら考え、実行していく「自助自立型のまちづくり」を進めていく必要があります。

『１３地区のまちづくり』では、地区住民の意見・意思にもとづく地区運営の新しい体制と仕組みづくりを目指します。

（２）運動の主旨

『１３地区のまちづくり』とは、それぞれの旧村を一つの単位として地区住民が自ら考え自らの力で他に誇れるような地域づくりを進める「運動」です。

地区内にある歴史、景観、史跡、人物等を地区住民みんなで改めて見つめなおし、また掘り起こし、それらを素材として創意と工夫による特色ある街並み景観、産品や人、イベントづくり等を行うなど、住民の自発的で主体的なまちづくりから地区の自立と活性化を促すものです。

このような地区の取組みに対して、新市が積極的に支援します。

(3) 組織・推進体制

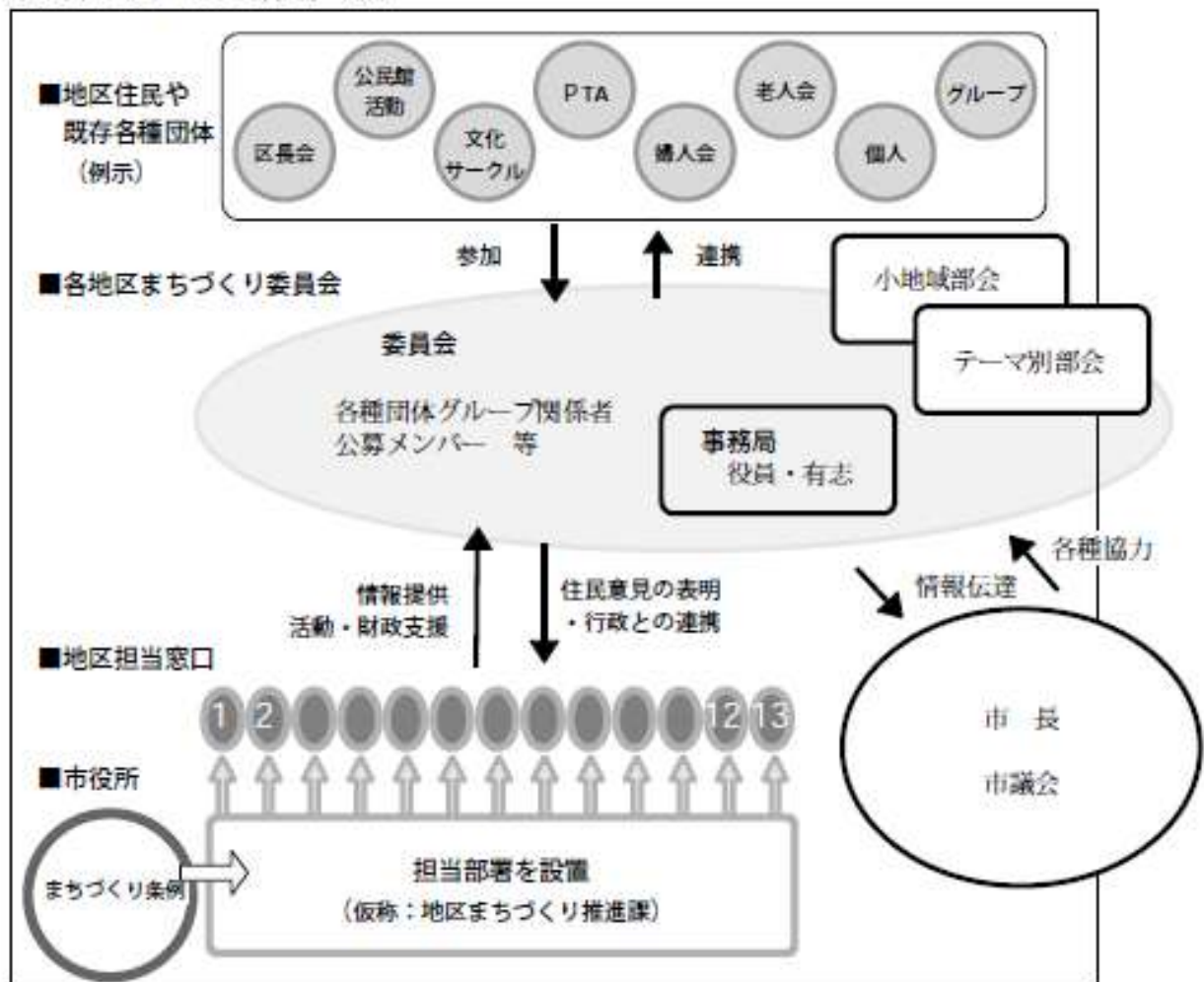
①地区の組織

- (ア) 各地区公民館を母体組織とした「まちづくり委員会」を組織する。
- (イ) 委員会の構成は、男女・年齢層・職業等に配慮し、幅広く地区住民の意見を反映できるような構成とする。
- (ウ) 活動の枠を広げるために、既存団体を横断的につなぎ地区内人材活用等も視野に入れる。
- (エ) 委員会は、地区の資源や特性を調査・研究し、当面の行動計画となる「まちづくり計画」を作成し、その計画に基づく「まちづくり事業」に取り組む。計画策定及び事業実施にあたっては委員会が主体となる。

②市の推進体制

- (ア) 委員会の活動に対して、まちづくり担当課（仮称）の職員が各地区を担当しサポートする。
- (イ) 担当課は、まちづくり・地域づくりの事例紹介や資料提供等の支援を行う。
- (ウ) 担当課は、市の関係課との連絡調整を行うとともに、必要に応じて関係課に支援を要請する。
- (エ) 初動時には地区担当の市職員（各地区2名程度）が委員会に参加する。また、必要に応じて専門家の派遣も検討する。

地区まちづくりの体制（例）



（４）地区で取組む事業及び活動

地区の特色を活かした地域の誇りとなる「まちづくり計画」を作成し、その計画に基づき「まちづくり事業」に取り組む。「まちづくり事業」を例示すれば以下のような事業がある。

- 街並み景観の保存・整備・創出
- 特産物の研究・特産品の開発
- 地域の将来を担う子ども達を育てる行動プログラム
- 地域の活性化につながるイベントづくり
- 地域活性化の拠点づくり
- 「花のあるまちづくり」など地区のシンボルとなる花壇や花畑づくり

(5) 事業の期間及び助成金等

- (ア) 助成制度の期間は、一期5カ年を区切りとする。
- (イ) 「まちづくり計画」の作成や「まちづくり事業」の活動費を支援する。
- (ウ) 「市が提唱する活動」の実施に必要な活動費は別枠で交付する。
- (エ) 「計画づくり」及び「市の提唱する活動」に係る活動費は、委員会活動に先立ち交付する。
「まちづくり事業費」に係る活動費は、事業審査会の承認後に交付する。
- (オ) 審査会において特に優れた事業と認めたものについての活動費は別枠で支援する。

※助成金の金額については「地区のまちづくり支援事業助成金交付要綱（仮称）」等を新市で定める。

(6) 成果の発表と共有

取組みの実施後、その成果を発表する場を設ける。他地区との知恵の共有を図り、次の取組みに反映させ、「地区まちづくり計画とそれに基づく取組み」を年次ごとに充実させていく。

(7) 自助自立のまちづくりの推進

多様化する地域ニーズに対応し、住民団体やNPO法人等が、自ら進んで地域の課題解決（自助自立のまちづくり）に向けた取組みを推進する。

6. 新市における 熊本県事業の推進

1. 安心・快適な暮らしづくりへの挑戦

(1) 福祉振興によるまちづくり

地域住民が安心していきいきと暮らせるよう、新市まちづくり計画の中で検討されている様々な保健・医療・福祉施策に対し、積極的に支援します。特に、天草地域は県内でも最も高齢化率が高くなっており、認知症予防のための青壮年層からの健康づくりや高齢者の脳活性化の推進を支援します。また、少子化も進んでいるため、放課後児童クラブや特別保育事業等の子育て支援等を推進します。

また、定年や老後に田舎で暮らしたいという都会の人々に対し、癒しの場を整備しつつ、天草の地域性を活かした福祉産業の振興を図ります。

(2) 交流拠点整備

上天草地域の観光振興と交流を促進するため、新市まちづくり計画の中で検討されている様々な観光施策や交流事業を積極的に支援します。また、豊かな自然の中でゆっくり保養できる自然を活かした滞在型の交流拠点整備（滞在型リゾート）として、千巖山、前島、極合マリンプロジェクトの推進を図ります。

(3) 広域連携による事業の推進

天草空港の開港を活用した長崎、鹿児島、福岡県などとの市町村や民間レベルでの交流・連携を促進いたします。また、地域出身で天草を離れ都会に移り住んでいる人々が地域づくりに参加できるよう、住民参加のシステムづくりや多様化する住民ニーズに対応するため、既存組織のネットワークの活用など、地域づくり振興体制の整備を支援します。

(4) 人権問題解決に向けた取組み

市民の人権に対する意識を高め、人権問題解決を図るために上天草市人権教育推進協議会等の活性化や、天草地域における広域的な連携による事業を推進します。

2. 生きがいある働き場づくりへの挑戦

(1) 天草の自然、農林漁業、歴史文化を活かした体験型観光の振興

観光の基盤となる一次産業の振興を図りながら、天草を訪れる人々が「天草ならではの」の自然や農林漁業、歴史と文化のふれあいを楽しむことができる体験型観光振興を支援します。また、温暖な気候を活かした早期水稻や果樹・野菜・花卉などの農業の振興、木材生産基盤の整備や木材需要拡大等による林業の振興及び内海の特性を活かした漁場づくりと栽培漁業などつくり育てる漁業を推進します。

さらに、新市まちづくり事業として検討されている様々な農林水産振興による若者定住に向けた取組みを積極的に支援していきます。

3. 責任ある環境・基盤づくりへの挑戦

(1) 交通・生活基盤整備の推進

合併を契機とした新市まちづくり事業として計画されている旧4町を結ぶ道路網の整備に対しては、地域高規格道路「熊本天草幹線道路」の整備促進と、現在実施している国道266号（姫戸～龍ヶ岳～倉岳、大矢野地区内）、主要地方道の松島馬場線、有明倉岳線及び一般県道の満越城本線、姫戸港教良木線等の整備を計画的に推進するとともに、その他の路線の整備についても検討を進めます。

また、八代・天草架橋構想については、長期的な視点から検討を進めます。

さらに、島しょ部という厳しい地域条件を勘案し、安全で安心な生活基盤の整備に向け、生態系に配慮し自然との調和を図った河川、海岸、港湾整備等を推進します。

(2) 環境の保全・再生

天草の財産である豊かな海、美しい景観を後世に引き継いでいくため、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」に基づく環境の保全等に関する県計画を実施し、環境保全や水産資源の再生に取り組めます。

さらに、松食い虫に強い松として改良されたスーパー松の植栽による白砂青松の美しい海岸整備や全島花いっぱい運動に取り組めます。

4. その他

新市が一体的な行政サービスを展開するため、広域的観点からの地域づくりやまちづくり、住民サービスの維持・向上、行財政運営の効率化、基盤整備の充実などの合併に伴う事業を支援します。

7. 公共的施設の 適正配置と整備

(1) 公共的施設の整備方針

右図に示すように、新市においては各地区に公共的施設が適正なバランスを持って配置されており、近隣住民サービスを提供していますが、多くの公共的施設で老朽化の進行が著しく、また、十分な耐震性を有していません。

合併に際しての公共的施設の適正配置と整備については、これら現在の近隣住民サービスの利便性・安全性・快適性を損なわないよう十分配慮しつつ、上天草市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の管理・運営の合理化を図り、地域のバランスや財政事情を考慮しながら、施設の整理及び整備を進めていきます。

なお、合併に伴い支所となる旧役場庁舎等については、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮して、各施設の利用がしやすいような予約管理システムの整備や、施設間を結ぶ公共交通機関の充実を図るなど、施設利用を促進するために必要な整備を進め、利便性の向上に努めます。

また、新規施設の整備にあたっては、施設の複合化・集約化・共用化・多目的化により、施設総量の減量化を図るとともに、施設の定期的なメンテナンスによる長寿命化を行いながら、統廃合などに伴い増加する空き施設については他用途への転用など既存施設の活用を優先的に検討し、できるかぎり資源の有効利用および建設費の抑制を図ります。その一方で、機能低下が著しい既存施設については、耐震化やバリアフリー化などを行い、機能充実を図ります。

加えて、利活用の見込めない施設については、解体し、当該土地の売却又は貸付けを推進します。

7. 公共的施設の適正配置と整備



公共的施設の現状

8. 財政計画

新市の財政計画については、今回の合併の目的の一つに行財政のスリム化が挙げられているように、将来にわたって持続できる力強い地域づくりのために、健全な財政運営に努めます。

(1) 歳入

歳入においては、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにするものとします。

①地方税

今後の経済の見通しを踏まえ、現行税制度を基本として算定しています。

②地方交付税

普通交付税については、平成30年度までは合併算定替制度に基づき算定された段階的な縮減措置による額で、平成31年度以降は一本算定による額で見込んでいます。

③交付金・分担金・負担金

過去の実績等により算定しています。

④国庫支出金・県支出金

一般行政経費分は、過去の実績等により算定しています。

⑤繰入金

各種の基金を効率的に活用します。

⑥地方債

本計画事業に伴う合併特例債等を算定しています。

8. 財政計画

(単位：百万円)

【歳入】

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
地方税	2,090	2,130	2,185	2,386	2,383	2,259	2,218	2,221	2,182	2,227	2,300	2,270	2,301	2,329	2,312	2,351	2,373	2,353	2,393	2,417
地方譲与税	232	294	379	168	161	153	148	145	136	129	123	128	127	126	128	130	130	130	130	130
利子割交付金	21	12	8	10	10	8	8	6	4	4	4	3	2	4	3	3	3	3	3	3
配当割交付金	2	3	4	7	2	2	2	2	3	4	13	11	5	5	5	5	5	5	5	5
株式等譲渡所得割交付金	2	5	4	3	1	1	1	1	1	1	13	9	3	8	7	7	7	7	7	7
地方消費税交付金	347	321	328	312	282	297	296	283	275	273	332	558	483	491	511	511	664	664	664	664
ゴルフ場利用税交付金	15	15	14	13	10	9	9	8	7	7	8	8	8	9	8	8	8	8	8	8
自動車取得税交付金	56	56	57	53	49	32	26	21	30	24	11	17	22	31	31	31	0	0	0	0
自動車税環境性能割交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	31	31	31
地方特例交付金	58	56	47	18	25	31	50	42	3	4	4	5	4	5	5	5	5	5	5	5
地方交付税	8,119	8,052	7,735	7,783	8,014	8,210	8,663	8,664	8,601	8,551	8,505	8,350	8,197	8,022	7,803	7,701	7,701	7,701	7,701	7,701
交通安全対策特別交付金	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2
分担金・負担金	24	31	159	157	148	137	159	152	153	144	140	137	120	120	118	112	106	100	95	90
使用料	356	368	209	212	186	176	168	165	156	152	144	140	129	133	131	128	125	122	119	116
手数料	33	33	31	31	29	27	27	25	45	47	42	43	42	41	40	39	38	37	36	35
国庫支出金	1,852	1,786	1,117	1,022	1,386	2,487	2,589	2,070	1,948	2,111	2,216	1,932	2,179	1,838	2,455	2,559	2,351	2,301	2,221	2,314
県支出金	1,198	1,296	1,185	1,282	1,197	980	1,373	1,324	1,560	1,582	1,192	1,108	1,182	1,089	1,346	1,426	1,326	1,318	1,282	1,341
財産収入	71	57	38	72	42	32	59	24	41	42	29	26	59	28	25	25	25	25	25	25
寄付金	11	0	1	2	3	7	5	16	3	6	9	46	343	414	500	550	605	665	732	800
繰入金	871	535	313	302	335	139	117	60	65	79	1,194	394	324	618	1,389	500	525	552	522	516
繰越金	699	744	651	502	451	521	603	1,219	1,084	980	1,347	931	1,085	949	728	1,742	694	672	403	273
諸収入	354	242	322	394	325	320	257	375	231	168	148	216	207	198	179	179	179	179	179	179
地方債	2,942	1,731	1,559	1,486	1,079	1,155	1,486	1,596	1,918	2,829	1,830	1,671	2,991	1,467	2,998	2,669	1,871	1,432	1,168	1,197
歳入合計	19,357	17,771	16,350	16,219	16,121	16,986	18,267	18,422	18,449	19,367	19,606	18,006	19,815	17,927	20,724	20,683	18,774	18,312	17,731	17,859

※H29年度までは決算額、H30年度以降は過去の実績等により算定した金額。

(2) 歳出

歳出においては、民間活力の導入も図りながら、支出の効果が最大となるような効率的な事業の執行に努めます。

①人件費

適正な定員管理等による削減を見込んでいます。

②物件費

過去の実績等により算定しています。

③扶助費

過去の実績等により算定しています。

④補助費等

過去の実績等により算定しています。

⑤公債費

現行の償還予定額及び本計画の事業実施に伴う新たな地方債に係る償還見込額により算定しています。

⑥繰出金

国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業及び公営企業等への繰出金を見込んでいます。

⑦積立金

上天草市地域振興基金等への積立を見込んでいます。

⑧普通建設事業費

本計画事業の普通建設事業を見込んでいます。

8. 財政計画

【歳出】 (単位：百万円)

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
人件費	3,588	3,574	3,489	3,478	3,235	3,167	2,874	2,992	2,813	2,603	2,722	2,783	2,719	2,681	2,549	2,575	2,523	2,575	2,562	2,562
扶助費	2,123	2,181	2,179	2,276	2,269	2,348	2,728	2,773	2,854	2,822	3,107	2,970	2,945	3,081	3,125	3,239	3,359	3,410	3,421	3,520
公債費	2,680	2,616	2,494	2,759	2,696	2,607	2,370	2,436	2,476	2,512	3,825	2,625	2,543	2,492	2,522	2,295	2,399	2,548	2,605	2,476
物件費	1,617	1,441	1,190	1,135	1,083	1,199	1,315	1,600	1,438	1,533	1,475	1,399	1,672	1,622	1,748	1,883	2,054	2,183	2,327	2,483
維持補修費	69	56	45	39	43	45	59	67	76	47	66	66	81	93	80	85	86	83	85	84
補助費等	2,058	2,019	2,039	2,051	2,396	2,404	2,045	1,996	2,009	2,626	2,280	2,588	2,528	2,551	2,440	2,440	2,440	2,440	2,440	2,440
繰出金	1,438	1,578	1,623	1,752	2,035	2,102	1,922	1,993	1,902	1,951	2,031	2,080	1,982	1,761	1,725	1,754	1,760	1,768	1,776	1,785
積立金	209	202	181	130	257	409	951	738	370	1,516	823	780	2,052	870	727	1,147	643	663	558	523
投資出資金 貸付金	181	144	137	130	135	192	207	204	170	362	197	320	791	177	172	181	168	99	113	87
普通建設 事業費	4,651	3,309	2,342	2,005	1,372	1,853	2,550	2,443	3,284	1,993	2,102	1,067	1,321	1,765	3,844	4,391	2,670	2,140	1,571	1,844
災害復旧事業費			129	13	79	57	27	96	177	54	47	250	232	106	50	0	0	0	0	0
歳出合計	18,614	17,120	15,848	15,768	15,600	16,383	17,048	17,338	17,569	18,019	18,675	16,928	18,866	17,199	18,982	19,990	18,102	17,909	17,458	17,804

※H29年度までは決算額、H30年度以降は過去の実績等により算定した金額。